

## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

## 平成20年6月愛荘町議会定例会

## 1日目(平成20年6月12日)

開会:午前9時00分 延会:午後5時55分

## 議会日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 報告第 6号 平成20年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告について

日程第 5 報告第 7号 平成19年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について

日程第 6 報告第 8号 平成19年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 7 承認第 3号 愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについて

日程第 8 承認第 4号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについて

日程第 9 承認第 5号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについて

日程第10 承認第 6号 平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)の専決処分につき承認を求めるについて

日程第11 承認第 7号 平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めるについて

日程第12 承認第 8号 平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決

処分につき承認を求めるについて

- 日程第13 承認第9号 平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決  
処分につき承認を求めるについて
- 日程第14 承認第10号 平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めるについて
- 日程第15 承認第11号 平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めるについて
- 日程第16 承認第12号 平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めるについて
- 日程第17 承認第13号 平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めるについて
- 日程第18 承認第14号 平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めるについて
- 日程第19 議案第33号 愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第34号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第35号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第36号 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第37号 愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第38号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第39号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第40号 愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第41号 町道の路線の認定につき議決を求めるについて
- 日程第28 議案第42号 町道の路線の変更の認定につき議決を求めるについて
- 日程第29 議案第43号 平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)

|       |        |                                |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第30 | 議案第44号 | 平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第31 | 議案第45号 | 平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)   |
| 日程第32 | 議案第46号 | 平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)    |
| 日程第33 | 議案第47号 | 平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計予算(第1号)     |

## 追加日程

|         |        |                    |
|---------|--------|--------------------|
| 追加日程第 1 | 議案第48号 | 契約の締結につき議決を求めるについて |
| 追加日程第 2 | 議案第49号 | 契約の締結につき議決を求めるについて |
| 追加日程第 3 | 議案第50号 | 契約の締結につき議決を求めるについて |
| 追加日程第 4 | 議案第51号 | 契約の締結につき議決を求めるについて |

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ  
追加日程第1から追加日程第4まで議事日程に同じ

## 出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 竹中秀夫
- 10番 吉岡ゑみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 森 隆一

## 欠席議員(0名)

なし

### ④開会の宣告

○議長(森隆一君)皆さん、おはようございます。

本日、平成20年6月愛荘町議会定例会を開催するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

入梅の季節となり、蒸し暑くうとうしい日が続いておりますが、議員各位には日頃、本町の振興・福祉向上のために、地道ではありますが活動をいただいておりますことについて、厚くお礼申し上げます。

さて、今期定例会に提案されます案件については、後刻理事者より詳細にわたって説明をいただくことになりますが、議員各位におかれましては、清新で活発なご議論のもとに適正にて妥当なご議決をいただきますことを、切にお願い申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、行政改革をはじめ取り組むべき課題の多い中、町政全般にわたり日夜ご尽力いただいておりますことに、敬意を表するものであります。

今期定例会や各常任委員会協議会・特別委員会協議会を通じまして、審議中、各議員より出されます意見等に十分配慮され、真に住みよい、住みたくなる愛荘町の実現に向けご努力いただきますことをお願いいたし、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成20年6月愛荘町議会定例会は成立了したので、開会いたします。

### ⑤開議の宣告

○議長(森隆一君)これより本日の会議を開きます。

### ⑥議事日程の報告

○議長(森隆一君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

町長、提案の趣旨説明。町長。

### ⑦町長提案趣旨説明

○議長(森隆一君)町長提案趣旨説明。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)おはようございます。

今日から本格的に放映されるということで、できるだけ顔を上げてお話しするようにと事務局の方からも言われているところでございます。そのようにできるだけ準備させていただきたいと思います。

本日ここに、平成20年6月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわりませず早朝よりご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。平素は、議員各位におかれましては、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、20年度は、愛荘町総合計画に則って、「心ふれあい、笑顔いっぱいの元気なまちづくり」の第一歩を踏み出した年であります。総合計画にうたっておりますとおり、これから的新しいまちづくりに取り組む基本姿勢は、住民の皆さんお主役として行政ともども一緒に歩み、互いにトキバートナードなって協働で、人とまちが輝く地域社会を築くこ

とだと認識いたしております。

自分たちのまちのことは自分たちで考え、話し合い、決定し、共に取り組むという自己決定・自己責任の原則に立って、自助・共助・公助の精神で互いに役割を担いながら、力強い愛荘町の礎を、今、築いておくことが重要と考えております。そのため、これらの基本理念、取組方針、住民参画のあり方など、住民自治の基本について議論を進め、総合計画にいう「(仮称)自治基本条例」として明文化し、制定することを目指しております。

先般、滋賀大のシンポジウムに職員も参加しておりますが、まずは全職員がよく勉強し、理解を深める必要がありますので、この6月から龍谷大学の専門教授を招き、2回の研修会を開催することいたしております。来年の制定を目指し、住民フォーラムの開催をするなど、住民の皆さんの参加もいただきながら、今後議論を深めてまいりたいと考えておる次第でございます。

次に、今期定例会に提案いたします議案についてご説明申し上げます。

報告案件3件、改正条例の専決処分承認案件3件、平成19年度愛荘町一般会計ならびに特別会計の補正予算の専決処分承認案件7件、平成20年度愛荘町一般会計補正予算の専決処分承認案件2件、条例制定ならびに改正条例議決案件8件、町道の路線の認定ならびに路線の変更の認定議決案件2件、平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)ならびに愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、老人保健事業特別会計補正予算(第1号)、下水道事業特別会計補正予算(第1号)、介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の5件、合わせて30案件をご提案させていただきました。

まず、報告案件3件につきましては、平成20年度滋賀県土地開発公社事業計画書・收支予算書・資金計画書の報告、平成19年度滋賀県市町土地開発公社決算報告ならびに平成19年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告であります。

次に、改正条例の専決処分承認案件3件については、いずれも法令等の改正に伴うものであります。固定資産税の不均一課税に関する条例改正におきましては3月31日付けで、町税条例および国民健康保険税条例の改正におきましては4月30日付けで、専決処分したものとの承認をお願いするものであります。

次に、平成19年度一般会計ならびに6特別会計の補正予算専決処分承認案件7件につきましては、3月31日付けにより専決処分したものとの承認をお願いするものでございます。

次に、平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)および(第2号)の専決処分承認案件2件につきましては、4月10日付けおよび5月14日付け専決処分させていただいたものの承認をお願いするものでございます。

次に、条例制定ならびに条例改正議決案件8件につきまして説明をさせていただきます。

議案第33号、愛荘町職員の自己啓発と休業に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員に自己啓発や国際協力の機会を提供することを目的として、職員が自発的に大学等の課程を履修したり、国際貢献活動に従事することを可能にするための制度の創設に伴い、新規制定をお願いするものでございます。

次に、議案第34号、手数料条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法の一部を改正する法律および住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されたことにより、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第35号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、特別徴収の取り扱いなどについて、健康保険法の一部を改正する法律および地方税法等の一部を改正する法律の施行により、関係条例の一部を改正し、20年10月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第36号、町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、滋賀県警より公営住宅から暴力団員を排除するための取り組みについての具体的指導要請があったこと。併せて、旧町営住宅5団地について、跡地整備工事も完了したことにより、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第37号、文化財保護条例の一部を改正する条例につきましては、新たに4件の文化財が町指定文化財

として指定されましたことにより、関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第38号、消防団条例の一部を改正する条例につきましては、消防組織法の一部を改正する法律の施行により、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議第39号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、消防組織法の一部を改正する法律の施行ならびに非常勤消防団員等にかかる損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行により、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議第40号、非常勤消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防組織法の一部を改正する法律の施行により、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第41号、町道の路線の認定につき議決を求めるにつきましては、新たに3路線を町道認定することにつき議決を求めるものでございます。

次に、議案第42号、町道の路線の変更の認定につき議決を求めるにつきましては、6路線の区域変更および1路線を廃止することにつき議決を求めるものでございます。

次に、議案第43号から議案第47号までの5議案につきましては、平成20年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特別会計補正予算であります。

まず、議案第43号、平成20年度愛荘町一般会計補正予算でございますが、補正額は、1,448万3,000円を増額し、総額79億8,360万4,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、新年度発足による組織や人員の変更に伴う人件費の補正、県補助事業の採択決定による補正、固定資産税の評価替えに要する費用の補正、そのほか給湯器や国旗掲揚等の緊急対応などに要する経費の補正をお願いいたしております。

次に、議案第44号、平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算でありますが、平成20年度の概算額が示された前期高齢者納付金のうち、医療費分について予算に不足が生じましたため、歳入歳出それぞれ24万1,000円を追加し、総額16億574万1,000円にお願いするものでございます。

次に、議案第45号、平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算でありますが、平成19年度老人医療費実績により、国・県等の負担金の超過交付分の精算に伴い、返還金として歳入歳出それぞれ1,040万8,000円を追加し、総額1億8,810万8,000円にするものであります。

次に、議案第46号、平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算では、人事異動に伴い、人件費を歳入歳出それぞれ20万円を追加し、総額18億3,730万円とするものであります。

次に、議案第47号、平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算におきましては、人事異動に伴い、人件費を歳入歳出それぞれ43万1,000円を追加し、総額9億5,243万1,000円とするものであります。

以上、平成20年6月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議の上、ご議決を賜わりますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(森隆一君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、14番、水野清文君、15番、宇野義美君を指名します。

## ◎会期の決定

○議長(森隆一君)日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮ります。今期定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

## 〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの9日間に決定しました。ここで、エコスタイル運動のお願いということで、お願いしておきます。当議会におきましても、国および県で実施されているクールビズキャンペーン、夏季のエコスタイルキャンペーンの取り組みにより、それに呼応するため、議会定例会中につきましては、省エネルギーの推進と地球温暖化防止対策を目的に、議員自らもエコスタイルの運動を実施していくことにいたしました。この6月議会定例会から、インターネットによる中継生放送を放映します。したがいまして、各委員会協議会、全員協議会につきましては、ノー上着、ノーネクタイとし、議会本会議は信用と品位を保つ服装とするため、ネクタイ・上着着用とします。なお、実施期間は、当6月議会から9月30日までといたします。ということでよろしくお願いいたします。上着を外していただいても結構ですので、よろしく。

## ◎一般質問

○議長(森隆一君)日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇本田秀樹君

○議長(森隆一君)6番本田秀樹君。

## 〔6番本田秀樹君登壇〕

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。一般質問を行います。

まず1点目ですが、高齢者の現状と課題についてお伺いいたします。

高齢者とは、老人福祉法では65歳以上を、老人保健法では70歳を対象とし、制度により高齢者の定義は異なっています。全国組織である老人クラブの加入年齢は、60歳以上となっています。老人福祉法には、基本的理念として、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいをもてる健全で安らかな生活を保障されるものとする。老人は、老年齢に伴って生じる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、または、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。老人は、その希望と能力に応じ、適切な仕事に従事する機会、その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする」とあります。

高齢者になっても地域で何らかの役割を持って生活することを希望する高齢者は多く、また、60歳定年後でも高齢者の意識では、多くが年齢にこだわらず、元気なうちは働く方がよい、あるいは働きたいと思っています。高齢者は、1日における自由時間が増大し、この自由時間をボランティア活動や生涯学習活動に充てるなど、いかに充実したものにするかが課題になります。また、高齢者のこれまでの人生経験と知識を社会的に活用することも必要です。高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するための行政としての考え方についてお伺いいたします。

次に、高齢者の一人暮らしについてお伺いいたします。家族の構造的機能の変化により、高齢者の一人暮らし、老夫婦のみの世帯が増え、高齢者自身の健康、高齢者自身の家族がする身の回りの世話に対する心配・不安が増加しています。一人暮らしや老夫婦の高齢者は愛荘町にどれくらい世帯があるのか、お伺いいたします。

また、一人暮らしや老夫婦の自己決定能力が低下している人々に対して、福祉サービスの利用はどのようにされていくのか、病院などの医療施設の受け入れなどを行われていいのか、お伺いいたします。

○議長(森隆一君) おはようございます。本日は、愛荘町議会議員の質問をうながすことにします。

次に、2点目の入札制度についてお伺いいたします。入札においていろいろとありますが、今回、公共工事入札の最低制限価格についてお伺いいたします。

国や自治体を問わず公共工事に関する事件が起こるたびに、関係法の改正や新法の制定が行われてきました。自治体の中には、独自の入札制度改革に取り組み、談合防止や自治体の政策実現に成果を上げているところも増えました。入札の透明性・公平性を実現するため、行政は指名競争入札から条件付き一般競争入札に変えた入札の導入を行っています。

公共工事は、町民の納めた税金によって工事を行うものであり、より安く、より品質のよい品を施工すべきであると考えます。入札参加者の企業努力により算出された価格について、落札を決定するものであります。町民の財産というべき公共施設を建設するわけですから、適正な施工の確保は絶対的条件であります。現在行われている最低制限価格を応札した業者に疑問を持っています。予定価格から30%以下で落札し、それで適正な施工が行えるのであれば、予定価格はどういうものか疑わざるを得ません。予定価格から30%を切って施工されている業者について、本当に無理はないか。行政としてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

落札をされた業者についてですが、入札の調査内容のチェックがどのように行われているのか。また、工事期間中は工事の状況のチェックがどのように行われているのか、お伺いいたします。

現在の最低制限価格は、このままでは本来の適正な機能を果たすことができなくなるのではないかと考えます。安値受注を防止するために最低制限価格の引き上げなど、今後運用するにあたり行政としての何らかの手立てをとる必要があると考えますが、答弁を求めます。

次に、3点目のごみの最終処分についてお伺いいたします。ごみは大きく、工場や事業所や建設現場などから搬出される「産業廃棄物」と、家庭などそれ以外の場所から出る「一般廃棄物」に分かれます。一般廃棄物は、直接埋め立てられるもの、焼却されるもの、焼却以外の方法で中間処理されるものに分けられます。焼却以外の中間処理施設には、破碎・圧縮などによって粗大ごみを処理する粗大ごみ処理施設、資源化を行うための施設、堆肥をつくる施設などがあります。焼却の際には、発電熱利用等有効利用が行われている事例も増加しております。焼却処理による焼却残などは、最終的には埋め立て処分されます。直接埋め立てられる廃棄物、焼却残、焼却以外の中間処理施設の処理残を合わせたものが最終処分場に埋め立てされます。

愛荘町は、カーペット・紙類の最終処分については、愛荘町の手数料条例の一部改正する条例で、町が処分料を徴収し業者へ処分委託されます。しかし、民間に委託されますが、福井県では、民間業者が倒産しました。その結果、最終処分地にはごみの山となっております。資源の有効利用の上からも、最終処分場の確保の意味でも重要な課題であるため、愛荘町が委託されている最終処分場がこけた場合にはどのように対応していくのか、お伺いいたします。以上で一般質問を終わります。

○議長(森隆一君) 総務主監。

[総務主監細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君) おはようございます。本田議員からいただきました質問のうち2点目の入札制度につきまして、お答えさせていただきます。

公共工事の入札および契約の適正化に関する法律および公共工事の品質の確保の促進に関する法律に基づき、適正な執行が求められております。公共工事の成果物は、私たち住民の財産であり、そのため適正な価格で品質の高い成果物の引渡しを受けることが重要であります。

しかしながら、受注が先に立ちダンピング、いわゆる低価格での落札を招くと、工事の粗悪化、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障を生じかねないことに加え、公正な取引

秩序をゆがめ、建設業の健全な発展を阻害する恐れがあり、さらに、監督員の強化等行政コストに増大を招く恐れがあります。

現在、町では低価格での受注が行われないように、入札時によますべて積算内訳書の提出を求め、その内容をチェックいたしております。また、粗悪な工事を防止するために、平成19年度より嘱託の専任検査員を配置する一方、請負工事250万円以上の工事については、工事成績評定を工事ごとに実施いたしております。さらに今年度より、3,000万円以上の工事につきましては、この成績評定の結果を請負業者に通知することいたしております。

最低制限価格の設定方法は各公共団体によってさまざまあります。設計価格に一定の率を乗じたり、また、施工の困難性や地理的要素など勘案したりいたしております。また一方、ある自治体ではその率をくじで決めたり、また、入札参加者の入札額の結果に応じて最低制限価格を決定したりされているところがございます。こうしたことから、今後もダンピング受注を防止するため十分注意をはらってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきまますようよろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

〔健康福祉課長杉本幸雄君登壇〕

○健康福祉課長(杉本幸雄君)本田議員のご質問1点目の高齢者の現状と課題について、お答えさせていただきます。

まず、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進することについてありますが、本年3月末現在で愛荘町の65歳以上の高齢者は3,882人で、うち要支援・要介護認定者が558名おられます。高齢化率は19.1%でございます。さらに、平成25年には団塊の世代が65歳を迎えます。

このように高齢化が進みつつある中で、高齢者は財産であるとも言われております。その豊富な経験と知識を生かしたまちづくりが各地で進められております。本町におきましては、小・中学生から高齢者までが一緒にになって青少年問題等の啓発演劇を上演されておられますが、町として誇れる大変すばらしい取り組みでございます。びん細工手まり保存会の活動も、高齢者の知識と技術の伝承を生きがいを持って実践されているものです。そのほか、いきいきセンター・いきがいセンター・いきいきの郷・愛の郷などが、高齢者の生きがい活動の拠点として有効活用されるよう支援をしております。

健康で働く意欲のある高齢者が、知識や技術を生かされ地域の求めに応じて働き、生きがいを見い出し、同世代会員相互の交流を深めることを目的に、愛荘町シルバー人材センターが着実な運営をされておられます。さらなる発展を目指して、今年度中に公益法人の認可を受ける予定でございます。

また、愛荘町秦莊・愛知川両老人クラブ連合会・各集落老人クラブでは、スポーツ大会や地域友愛事業・文化サークル活動などを実施されておられます。各自で実施されるふれあいサロンにつきましても、社会福祉協議会を通じて支援をさせていただいております。今後とも高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するために、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の一人暮らし・高齢世帯についてですが、本年3月末現在、65歳以上の人暮らし世帯は290世帯、高齢者ののみの老夫婦等は385世帯で、うち町内施設でありますやまびこに入所者が29人でございます。ただし、これらの数字は住民登録上であります。この中には、世帯分離していても家族と同居されている可能性もございます。

また、ご自身の判断能力が低下された人には、軽度の場合は社会福祉協議会の地域権利擁護事業、全国的には名称が変わっておりまして、日常生活自立支援事業でございますが、その活用を、さらに認知症が進み判断能力が不十分になった方を保護し支援する制度として、成年後見制度の利用を親族の方にご提案申し上げます。親族があ

られないか、おられても協力が得られない場合は、家庭裁判所に成年後見制度の町長申し立てを行います。家庭裁判所が、その能力の程度に応じて補助人・保佐人あるいは後見人を選定され、その後はこの後見人等がご自身に必要な支援を行うものでございます。

緊急時の対応についてですが、一人暮らしの高齢者または高齢世帯で寝たきりまたは移動が不自由な方が、病気または事故・火災などの緊急事態に対処するとともに、日常生活の不安解消と安全確保のため、愛知郡消防本部と連携をいたしまして緊急通報システムを設置しております。緊急時には、電話回線を利用して消防本部司令室へ直接連絡が入り、消防署員がかけつける前に近隣の協力員さん3名にすぐ現場確認していただくシステムになっています。そのほか、社会福祉協議議会・民生委員児童委員さんによる宅配給食サービスや町の配食サービスなどの実施によりまして、あわせて安否確認を実施しております。

今後とも関係機関が連携して、高齢者施策の充実に取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

(環境対策課長西川作男君登壇)

○環境対策課長(西川作男君)先ほどご質問いただきました本田議員のごみの最終処分についてお答え申し上げたいと思います。

愛荘町のごみ処理につきましては、収集業者に委託しております、収集されましたごみについては処理施設で処理しており、今日まで運営されております。

可燃性ごみにつきましては、リバースセンターにおいて固形燃料として再生処理して、500kg入りのフレコンに袋詰めし、その75%が北海道苫小牧市の王子製紙株式会社へ輸送し、残りの25%は岡山市の製鉄会社でありますJFE株式会社へ送っており、そこで燃料として使われております。

また、愛知郡清掃センターにおきましては不燃ごみを収集処理しており、京都府丹南市園部町にありますカンボリサイクルプラザ株式会社へ送っております。

また、ガレキにつきましては、愛荘町松尾寺にあります最終処分場において処理をしております。

このように、収集されたごみはさらに手を加えられ、私たちの役に立つように再生されるものであります。また、ごみの最終の行方まで行政としては見届けなければなりません。

さて、このたび、議員のご指摘のカーペット・布団等の収集処理につきましては、民間業者に委託する予定でございます。これも同じように、最終処分場も明確にしながら適切に指導していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(森隆一君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再質問を行います。

まず1点目ですが、高齢者の現状と課題について再質問を行います。今ほど答弁の中に、高齢者の世帯が多いのには大変驚きました。そこで、世間体が悪いからサービスを受けたくても受けられない状況が出ています。保健福祉サービスを利用したくても利用をしたくない理由として、家族から家庭で介護を受けたい、また、家族以外から世話を受けると近所の人がうるさく、個人的には世話を受けてもいいが、世間体が悪いために受けたくないという理由があげられます。

介護は女性が多く、妻・嫁・娘です。そして、長期になればなるほど介護者自身が心身ともに疲労困憊し、中には虐待・介護放棄が出てきます。介護者の悩みやストレス・精神的負担が大きい、また、十分睡眠がとれないと感じている人がたくさんおられます。また、症状の変化に対応できず、不安であったり、食事や入浴などの世話の負担が大きく、適切な介護の仕方がわからず、相談もできない介護者もおられます。

さらには、病状の割合や介護を要する期間によっては、介護にかかる人に大きな負担となってしまいます。そのため

に、老後の願いが無視されたり、寂たきり老人になってしまう事例が多くなっております。

また、介護は女性がという考え方に対して、家庭・地域・職場における男女の固定的な役割分担意識を解消し、男女が共に介護の責任を担っていくという知識を持ち、そういった環境づくりを図ることが必要となっております。愛荘町として、福祉政策について今後の対応はどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

次に、入札制度について再質問を行います。今日までの入札は、最低制限価格の設定をされておられます。そのために失格をされている業者や入札の辞退をする業者がおられます。先日、公文書を公開請求し、平成19年度の建設工事入札結果記録を見ますと、土木一式工事・建築一式工事・舗装工事・給排水冷暖房工事・電気設備工事・建築付帯工事・交通安全施設工事を合わせて、入札件数は49件あります。そのうち予定価格より30%を切っている工事の入札結果表を見ますと、7件あります。7件の工事すべて67%・68%台であります。このような数字で本当に適正な工事ができるとは考えられません。このような数字を見て、本当に適正な工事ができると思われるのか、答弁を求めます。

現在、最低制限価格の設定を行っています。すべての工事と言ってもいいほど、最低制限価格の率は60%台に設定をされています。最低制限価格を決定している根拠があると思いますので、教えていただきたいと思いますので、答弁を求めます。

次に、業務委託についてお伺いいたします。業務委託については最低価格の設定がなく、予定価格の公表が事後公表になっております。平成20年度の入札調査結果を見ますと、平成20年4月11日の入札執行されている平成20年度委託第1号・委託第2号は、予定価格が4,151万円に対して、落札金額は1,880万円になっています。落札率は、45.29%になります。

また、平成20年5月14日の入札執行されている入札は3件あります。1件目の入札結果ですが、平成20年度委託第100号は、予定価格が147万円に対して、落札金額は58万円になっています。落札率は、39.45%になります。2件目の入札結果ですが、平成20年度委託第96号は、予定価格が371万円に対して、落札金額は204万円になっています。落札率は、54.9%になります。3件目の入札結果ですが、平成20年度委託第93号は、予定価格が377万円に対して、落札金額は205万円になっています。落札率を見ると、54.37%になります。

いくら予定価格が事後公表だとしても、また、両社の企業努力で落札をしたとしても、世間相場の金額があると思います。よほど人件費が安いか、粗悪な工事をするか、データや資料があるのかわかりませんが、この落札率を見ても本当に適切な委託業務ができるとは思いません。県も委託業務については底値がありませんが、町は国や県に順じて委託業務の入札を執行しておりますが、落札率の低い結果を見て、執行者は適正な業務ができると考えておられるのか、答弁を求めます。

また、追加工事や変更工事の発注をされたとしても、落札率がついてきます。業者は、追加工事や変更工事を受ける時には、落札率との関係がありますので、むやみに追加工事や変更工事を受けるとは考えられません。理由としては、落札率が低いほど赤字の請負になるのです。どうしても追加工事や変更工事でしかできない時や業者が受けられない場合についての対応は、現在どのようにされているのか、答弁を求めます。

次に、ごみの最終処分について再質問を行います。最終処分については、行政の方も最終的に指導していくというふうに今ほどどの答弁をいただきましたので、そのあたりについてもよろしくお願いしたいと思います。

ごみ問題についても、当町でもいくつかの問題を抱えていると思います。平成20年2月に策定された愛荘町環境基本計画があります。計画の目的として、これから愛荘町の環境を守り、また健全な環境に回復させるためには、町民や滞在者・事業者・町などが協力して環境に配慮した取り組みを進めなければいけないと、環境基本計画の目的を立てておられます。

環境の課題として、人づくり、生活環境、地域環境資源循環型社会、流域環境、地球環境があげられます。計画に

取り組む期間は10年後の平成20年度とし、そのひとつとして策定5年後に計画の見直しを含めた内容の総点検を行うように計画を立てておられます。

そこでお伺いしますが、愛荘町環境基本計画を策定されて半年が経過しましたが、組織づくりや基本計画が現在どこまでできているのか、具体的に答弁を求めます。

○議長(森隆一君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)再質問の入札制度関係につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

低価格における場合の適正な工事施工についてであります、工事の中間時に請負者への的確な指導を通じて工事の目的物の品質の向上を図ることから、工事の施工中に中間検査を実施いたしております。

また、先ほどもお答えさせていただきましたように、請負工事の適切かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上を図るというようなことから、業者の育成のため工事の成績評定を実施いたしているところでございます。これにつきましては、施工の体制、施工状況、また出来高等により採点をいたしておりまして、平成19年度の工事請負評定検査件数につきましては38件実施いたしておりまして、標準点であります65点以上は、全体の7割強というような状況でございました。

この結果から相関関係は見られなかったわけでありますけれども、しかし適正価格での受注と品質確保に向けて、今後もさまざまな面から手段を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

また、最低制限価格については、工事の条件、また発注の機会等を考慮しながら、他の公共団体の手法も参考に入れながら、さらにはダンピング問題等を視野に入れ進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、測量建設コンサルタント業務の関係でございますけれども、現在、当町では、委託業務の予定価格につきましては入札後に公表と、また最低制限価格につきましては、設定をいたしておりません。平成19年度に行いました測量建設コンサルタントの入札につきましては15件ございまして、平均落札率は84%という状況でございました。

今もご質問ございましたように、今年度の入札状況から推察いたしますと、懸念されるというようなところも感じるわけでありますけれども、今後の動向を見ながら検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、設計変更の関係でございますけれども、先般、愛荘町設計変更の事務取扱要領を定めまして、基本原則を特に必要な場合、またはやむを得ない場合というようなことで、安易な変更は認めないとというようなことで一定の取扱要領を定めさせていただいたところでございますので、ご理解をいただきまして、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)平成12年の介護保険スタート時に比べまして、介護保険の利用に関する世間体等を気にされる方というのは、比較的減少してまいりました。しかしながら、利用に対する抵抗感を持っておられます方はまだまだいらっしゃいまして、議員ご指摘のように、介護を担っておられるのはほとんど女性が多いのが現状でございます。

病気等で入院され、そして症状が安定したところで退院となるわけですが、介護の負担が大きいということで、退院してからの対応について、病院の地域連携室等から私どもや地域包括支援センターの方へ連絡が入ってまいります。そして、その時に合わせて介護保険の申請があがってくる場合もございます。介護保険の申請がありましたら、介護保険の認定調査にすぐに入るわけでございますし、情報に基づきまして、関係者でケース会議も開催をして、在宅での対応について協議・検討をしております。要介護者を重度化させないように取り組んでおります。重度の場合には、介護者の負担を考えて施設入所を勧める場合もございます。

また、介護疲れで少しでもいいから介護から離れてみたいとか、頭を切り換えてみたいというような介護者の方に、ショートステイの利用を勧めたり、介護者友の会というのがございますが、介護者同士の悩みや介護を終えた方からのアドバイスを受けたいする「アド丸わい交流会」というものをお毎月1回開催しております。その中には、男性の介護者

もいらっしゃいます。参加して気が楽になったとか、頭の切り換えになって、またそのあと何もなかったように介護に向かえるというような、そういう嬉しいお言葉もいただいております。

そのほかに、認知症高齢者の方を地域で支えていくということで、「キャラバンメイト」の活動もありますし、あるいは、看護師によります在宅介護を支えていくという意味で、介護をしておられる方の相談相手になるような感じで「お元気訪問」も実施いたしております。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)ただいま質問のありましたことでございますけれども、基本につきましては、愛荘町の環境基本計画に則り事業を進めているところでございます。

去る5月16日に美化推進委員会を開きまして、それぞれの町の美化事業についての、あるいは環境行政についての説明をいたしております。

また、去る6月2日については、さわやかまちづくり推進会議で事業の説明をしておりましたし、5月18日には、円城寺と深草の集落の皆さんのご協力もいただきまして、豊郷町・甲良町と3町によります合同のみな川の清掃活動もしております。

それから、6月7日には不法投棄の監視委員会を開きまして、不法投棄の監視についてのお願いもいたしました。

また、5月につきましては、近くにあります平和堂愛知川店におきまして、お買い物袋についての所持、いわゆるエコバッグでございますが、あれにつきましての持参率等も調査いたしたところでございます。

そして、最終的に愛荘町エコパートナーシップ会議でございますが、この組織でありますけれども、ただいま人選の最中でございまして、夏ぐらいには進めたいと考えております。以上です。

○議長(森隆一君)6番本田君。

○6番(本田秀樹君)6番本田秀樹、再々質問を行います。

入札制度について再々質問を行います。合併して3年目のスタートを切ったわけであります。今まで、入札についていろいろな改革をされてきました。落札差金についてですが、年度によっては多少差がありますが、愛荘町では執行残として処理をされていると思いますが、平成19年度の落札差金はどれくらいになっているのか、お伺いいたします。

今後、入札改革が進めば落札差金が増加することが予測されますが、その使い道については、単に不用額とせず、今後はどのような方針を出されているのか。また、現在の落札差金をどのように流用されているのか、答弁を求めます。

現在の入札制度は、単価という單一で落札を決定しています。総合評価型入札は価格以外の要素を総合的に評価し、発注者にとって最も優位なものを落札するものとして、総合評価型入札が認められました。そのメリットには、第一に談合防止効果あります。業者が価格以外のいくつかの要素をいちいち調整して落札者を決めるのは大変難しくなり、事実上、談合は困難になります。むやみな最低価格競争の効果も期待できると思いますが、総合評価型入札は大変な時間がかかりますが、今後の総合評価型入札の執行について、お伺いいたします。

土木工事の入札は、仕様書をもとに金額を入れて見積もりをしています。その結果、見積金額と予定価格に近い金額になります。それは、土木工事の仕様書が金抜きの仕様書になっています。数量が最初から入っているために、数量計算の間違いが起こらずに金額を入れるために、予定価格に近い見積金額になるのです。

しかし、建築工事の入札は金抜きの仕様がなく、すべてが図面から数量を拾いだします。県や他の公共団体の建築工事の入札は、土木工事と同じように仕様書があるために、予定価格と見積金額との誤差が生じません。現在の愛荘町の建築工事の入札は、仕様書がないために予定価格と業者の見積金額に誤差が生じているのが現状であります。

それは、土木工事のように仕様書がなく、数量の違いや設計事務所の積算方法と業者の積算方法に食い違いがあるために、金額に誤差が生じているのであります。建築工事も土木工事と同じように、金抜きの仕様書と図面等で入札を執行できないのか、今後の入札方法についてお伺いいたします。

最後ですが、最終ごみ処分について再々質問を行います。今ほど課長からの現在の状況の説明は大変理解できましたが、愛荘町環境基本計画を策定されていますが、組織づくりはどうなっているのかということをお聞きしているのですが、その他について再度具体的に答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)まず、入札差額の関係でございますけれども、先ほどもご質問がございましたように、平成19年度に実施をいたしました建設工事の入札件数は49件でございました。税込の予定価格から契約金額を差し引きさせていただいた差額でありますけれども、総額約2億9,700万円というような金額でございました。

これらの差額につきましては、次年度以降等の工事の前倒しの実施、また不用額というようなことから、次年度の財源というようなことに回させていただいているのが現状になってございます。

それから、総合評価方式の考え方でございますけれども、これにつきましては、落札方式につきましては金額だけではなく、ご質問にもありましたように、業者の技術面も考慮して請負業者を決定しようというものでございまして、公共工事の品質の確保の面から国が全国的に今進めているものでございます。

そういうことで、県の方も取り組んでおりまして、当町におきましても昨年度、下水道工事におきましてこの方式を試行的に採用させていただいて、落札業者を決定させていただいたというようなことになってございます。

ご承知のように、建設工事の品質確保には、企業または技術者の豊富な経験が問われることになります。総合評価方式は、先ほどのダンピング問題とも大きく関わることから、今年度もこの方式を取り入れて実施していくかなというふうに考えているところでございます。

また、建設工事における入札方法でございますけれども、土木工事におきましては、詳細な部分までの標準歩掛かりというものがありますけれども、建設工事につきましては、すべてのものに標準的な歩掛けりがなく、設計事務所の経験などから導かれたものを採用されており、県においても、あくまでも参考的な数量というようなことで提示をされているというような現状でございます。

そういうことで、図面のみで発注者の適正価格を算出されているというのが現状でございまして、この点につきましては現状、従来どおり進めさせていただきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)先ほど質問いただきました環境基本計画の推進につきましては、推進体制を整備しなければなりません。推進につきましては、いくつかの組織がございますので、この夏に入選いたしまして、組織を動かしていきたいというふうに考えてあります。以上でございます。

○議長(森隆一君)ここで暫時休憩といたします。再開は、10時20分です。よろしくお願ひいたします。

休憩午前10時05分

再開午前10時20分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者にお願いいたします。答弁については、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長(森隆一君)それでは、4番西澤久仁雄君。

◇西澤久仁雄君

○議長(森隆一君)4番西澤君。

[4番西澤久仁雄君登壇]

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄。一般質問を行います。

まず最初に、国道8号線に信号の設置を求める要望書についてお伺いいたします。

昨年10月から12月にかけて、愛知川ニュータウンの方、また長野新田の方、あるいは亀原地区の方々から、朝の通勤で国道8号線に出にくい、日によっては相当な時間がかかる、どうにかならないかと相談され、実情を調査いたしました結果、8号線を通行される運転者のマナーにより、信号機があればというような結論になりました。

12月11日に役場総務課交通担当者に連絡し、ヒントを得て、翌12日に東近江警察署交通課と対策を協議いたしました結果、地元自治会長さんの要望書を4月に提出するとよいとのことでしたので、4月8日付けで4自治会長さん連名の要望書が出されました。その件についてお伺いいたします。

要望書の文言に「現場の実情を調査の上、早急に信号機の設置」という文言があります。いつ実情を調査されたか。また、調査された結果、対応を伺います。

次に、その要望書を東近江警察署交通課にいつ提出されましたか、お伺いいたします。

続きまして、一級河川愛知川の雑木の撤去について。昨年、洪水ハザードマップを各家庭に配布され、町民さんに関心を深め、啓発を促す意味があったと理解しております。ハザードマップは、堤防が決壊し洪水になった時のことです。しかし、一級河川愛知川の雑木が年々多くなり、川の両端から中州まで広がっている状態を心配されておられる町民さんが多くおられます。

近年、集中豪雨が多々あり、当然、愛知川の水も増水します。その時、雑木が抜けて橋脚に引っかかって、堰(せき)状態になって、堤防の決壊につながると思いますので、この件についてお伺いいたします。町として、どう思われているのか。また、今までどのような対応をされてきたのか。

続きまして、愛知川は湖東地域振興局と東近江地域振興局両方に関連があるそうです。今後、三者での対応をされるのか、お伺いいたします。この2点の質問は、多くの町民さんの毎日のご苦労・不安を解消する質問であります。一層のご努力をお願いしておきます。

続きまして、消防法の改正についてお伺いいたします。2006年(平成18年)6月に施行の改正消防法第9条2項で、ほとんどの一般住宅に火災報知機の設置が義務づけられました。新築住宅は施行と同時に適用されております。既存住宅の設置期日は、地方自治体が条例で2011年(平成23年)5月31日まで5年間に定めることになっております。

総務省消防庁によると、今年6月から改正消防法を適用するのは、全国で約1,800の市町村うち400強の市町村が、また2009年6月には、福岡市や北九州市と、2010年4月には、東京都23区などで設置が義務化される予定です。

本町は、愛知郡広域行政組合で火災予防条例が改正されました。本町で最終は、2011年5月31日となっております。感知機を設置している家庭が少ないので、お伺いいたします。

1つ、愛知郡広域行政組合消防本部では、パンフレット・広報こうじき等で周知されているが、町として何らかのお手伝いができるものかどうか。2つ目、機器購入に対して、助成金は考えられないのか。

以上3問です。一般質問を終わらせていただきます。

○議長(森隆一君)農林建設主監。

[農林建設主監北川利夫君登壇]

○農林建設主監(北川利夫君)国道8号線に信号機の設置を求める要望書についてと、一級河川愛知川の雑木の撤去についてお答えいたします。

現段階では、日当たり交通量等の実情調査は実施いたしておりません。数年前から各自治会により、小学校の通学路として多くの児童が国道を横断しているため、何らかの安全対策を講じるよう要望をされていたところであります。その結果、公安委員会より異例で、県内で2件目である横断歩道の幅を通常の3mから12mに変更していただき、国道東側の歩行者だまりの整備も行ったところでございます。

その際、当該箇所の信号機について協議もいたしております。しかし、コカコーラ前の信号機と約60mしか離隔がなく、停車車両の待機スペースが大型車で5台、普通車で7台程度しか確保できないこと、まして、交差点間両側に右折レーンがあることがネックになっております。仮に信号機を増設することによって、東近江市五個荘町篠瀬町と信号機までの調整が必要であり、現状、朝夕のさらなる渋滞を巻き起こす危険性があるため調整が非常に困難であるとのことでした。

また、公安委員会では、近年、信号機の設置数も限られ、新設された道路を優先してされているのが実情でございます。

要望書のとおり、特に朝夕において国道に出にくい状況であることは十分認識しておりますが、現状は、先ほど述べたとおりでございます。今後、交差点の全面改良など何らかの措置を滋賀国道事務所等に要望をしていきたいと思います。

次に、東近江警察への要望書の提出でございますが、毎年6月の下旬と10月下旬に町内要望箇所を集約して提出しております。既に、4月と5月の2箇月で各自治会からの要望が17件と、多くの要望が提出されております。これらを整理して公安委員会の要望し、内容によっては早期に対応できますが、高額でできないものにつきましては、次年度の予算に反映させてもらっているところです。

今月末に、平成19年11月以降平成20年6月までの交通安全施設設置要望個所を集約し公安委員会へ提出することになっていますので、ご理解をお願いいたします。

次に、一級河川愛知川の雑木の撤去についてです。議員ご指摘のとおり、町内の一級河川すべてで9河川ともに共通して言えることですが、一級河川愛知川の河床には雑木が繁茂しているところも見受けられます。このことは、当然景観を阻害させることだけでなく、洪水時に川の流れに何らかの影響を与えると思っております。

しかしながら、愛知川御幸橋付近の流下能力は、河積も大きく、計画上目標とする毎秒2,400tの洪水流量を大きく上回る毎秒4,000tの洪水量を流す能力を確保されていることから、愛荘町沿岸では余裕はあると認識しております。こういったことも踏まえた上で、治水対策として、昨年度より8月に湖東地域振興局河川砂防課・愛荘町消防団・関係区長・愛荘町建設課の関係者が集まり、町内一級河川の巡視を徒步でするようになりました。巡視の中でも伐採などの対応も要望しておりますし、今後も愛知川改修の中で要望していきたいと思っております。

そのような経緯の中、河川管理者である両振興局では、河川管理経費がつかない限られた予算の中で、流下能力が低く治水安全度が低いところから、愛知川の川づくりとして対応されている現状ですので、ご理解くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君) 総務課長。

(總務主監福田俊男君登壇)

○総務課長(福田俊男君)西澤議員のご質問のうち、消防法の改正についてお答えします。

1点目の「本町として何か手伝いができないか」、また、「今日までの対応について」ですが、住宅火災での焼死者を減らすため、消防法および石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律が平成16年6月2日公布され、一

成18年6月1日から適用されています。

また、既存住宅は、政令で定める基準に従い条例で制定することから、愛知郡広域行政組合火災予防条例に基づき、平成23年6月2日から適用となります。

このため、本町においても住民の皆さまへの周知が重要であると考え、消防団・自警団や各自主防災組織での活動や訓練等の機会ならびに『広報あいしよう』を通じて啓発を行うなど、愛知郡広域行政組合消防本部と連携して取り組んでいるところでございます。

2点目の「機器購入に対して助成金等は考えられないか」についてでございますが、設置義務の適用時期が異なっており、また機器の型式や設置対象数のほか、容易に購入でき取り付けが可能であるなど、設置にかかる助成金は考えておりませんので、ご理解くださいるようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)4番西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)質問と要望を分けてお尋ねいたします。

まず、質問の方は、一応、要望書の件につきまして今ご答弁いただきましたけれども、地元の皆さんには長年、東近江市警察の方へ電話をしたり、直接行ったりして要望されておられました。そうしたところ、2箇所続けてというのは無理だというような返事が返って、門前払いという状況で、私が幸いと言うか、不幸と言うか、そこにおいてた方からいろいろなご相談を受けて、そして調査をいたした結果、そうしたところが高宮にもそういうとんとんとした信号があり、五箇所石塚にもとんとんとした続けての信号があるということを東近江署で話させてもらったところ、検討の余地があるということだけご返事をいただきましたので、質問とさせていただきました。これは、また公安委員会に行ってご相談していただいて、その結果でよろしいので、今日でなくて結構ですので、また返事をお願ひしたいと思います。

続きまして、一級河川愛知川の雑木の件は、私が昨年1月22日にほかの用事で湖東振興局に行きましたので、その要請を先もってしておきました。今年5月13日、湖東振興局の河川砂防課、寺田係員に電話をさせていただきましたところ、現在、滋賀県下で全体として調査中でございますと。その結果、まとめて結果を出させていただいて、愛荘町の方に報告をさせていただきますという返事をいただきました。そういうことでありますので、また町として上手な交渉をお願いしたいと、こういうように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

消防法の改正で機器の助成金の問題で、聞きますと、1個4,000円から5,000円かかると。1件に対して、全室付けるのは理想でありますけれども、子どもさんがおられたら最低4個から5個ぐらいは要るだろうということで、そうすると少なくとも2万円から3万円ぐらいの1件の負担になるのではないかということで質問させていただいたのです。ということは、ETCの3分の1の補助金と、そういうこともされておられる中で、そういうものも考えられないかということでございました。

次は、要望でございます。設置されます時に、煙感知機と熱感知機ということが2通りありますので、親切に、こういう場合は熱感知機ですよ、こういう場合は煙感知機ですよという、しっかりした説明と言いますか、親切な説明をお願いしておきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)これは要望がほとんどだと思いますけれども、答えは要りますか。

○4番(西澤久仁雄君)今言いましたように、質問したものは、あとからで結構でございますということで、最後のが要望で、先のは、後ほど答弁で結構です。そういう意味です。

○議長(森隆一君)はい、わかりました。農林建設主監、後刻答えを出してください。

◇上林直君

○議長(森隆一君)それでは、次にまいってよろしいですか。2番、上林直君。

○2番(上林直君)2番、上林直。一般質問を行います。

まず、1つ目に、労務管理についてをよろしくお願ひします。本年は、愛荘町となって3年目を迎えました。合併当初から役場職員さんは連日深夜遅くまで日々相当な激務の中、任務の遂行に努力され、おかげで今日に至りました。

そんな中、昨年4月より事務の効率化を図り、少しでも事務の能率を高め残業時間を短縮しようと、職員のグループ制を導入されました。その後、相当な利便性が期待され、効率の良い仕事が進められていると存じますが、しかし一方、現在でも深夜11時を過ぎても庁舎から灯りがもれている日もあり、自然に頭が下がる思いで庁舎を通過しています。たまたま、その日だけとは考えられません。昼間は接客も多く、仕事にならないからと、時折、口にされる職員さんもおられます。

このようなことから、1つ目に、グループ制の導入の効果はどうか。2つ目に、実際の残業時間の実態は把握されているのか。3つ目に、労働時間は守られているのか。4つ目に、残業手当は支払われているのか。5つ目に、管理職だからとサービス残業となっていないか。6つ目に、残業時間の最終閉庁時間の取り決めは設定できないのか。定時にその日の仕事が終わらないで一生懸命にがんばっていただいている職員さんは、本当にご苦労さまと頭が下がりますが、それぞれのご家族もいまいかとご帰宅を心配して待っておられることも察し、また、庁舎・町全体の省エネや地球にやさしい環境づくりの行政としての社会的責任からも、少しでも早く1日の業務を終えられるよう配慮されてはいますが、町長の考え方と取り組みについて質問いたします。

2つ目に、地籍調査の現況について。平成18年6月定例議会の一般質問で取り上げましたこの地籍調査の件で、現在はどれぐらいの自治会で取り組まれているのかをお聞きいたします。

当初から取り組まれた安孫子自治会、特に昨年区長としてもご活躍された村西町長は、このことについて率先して取り組まれておられたと思います。実際、その進行状況はどうか。また、経過の中での問題点と今後公平さを持って全町的に推進するための施策についてお聞きいたします。

3つ目、低公害車を購入することについて、お聞きいたします。

本年2月に愛荘町環境基本計画が策定され、いよいよ町といたしましても環境の保全に本格的に理念を持って取り組む体制ができました。我が郷土の誇りである美しい自然の中できれいな水や緑を維持することは、今を生きる私たちの責任であり、次世代へのかけがいのない贈り物であります。

そこで、町には、67台ものの一般的な公用車を保持されていますが、そのほとんどがガソリン車であります。今のところ1台もハイブリッド車とか電気自動車とか、今一番の話題とされる環境にやさしい低公害車を保持していないという現状と聞いています。

つい先日、隣の市におきまして、二酸化炭素の削減と省エネの観点から、市長・議長車の2台をハイブリッド車に変えることを提案されたと記事にしてありました。そうすることにより、ガソリン代が半減するとの試算があるようです。

当町におきましても、環境に対する意識の向上を高める一環として、あるいは、燃費の削減からも、低燃費で空気を少しでも汚さない低公害の車を率先して利用することが望ましいことではないかと存じます。これについての見解をお願いいたします。

4つ目に、大搖れになった道路特定財源による町施策への今後の影響はどうかということについて質問いたします。今国会のねじれ現象から引き起こった道路特定財源、特に身近なガソリン税がクローズアップされ、3月31日、期限切れによっての暫定税率の執行となり、5月からは復活はしたものの、4月度丸1箇月その収がなく、国・地方全体に大きな波紋を残しています。財政の苦しい中、ますます輪をかけるピンチであります。今の時点では道路特定財源の一部が一般財源化に移行される見通しなどですが、当然、都道府県や市町村に至るまで、このような国全体の社会問題の中で、この湖東地域が、まして当町が大きな期待をよせる平成22年3月供用開始予定とされ

ている(仮称)湖東三山インターチェンジの開設に及ぼす影響、あるいは、当町の新都市軸、いわゆるインターとJR琵琶湖線を結ぶ計画路線や国道8号の渋滞の緩和施策、能登彦線の設置など、まさに喫緊の住民が期待される課題の中で、財政の厳しい滋賀県との関係も、より密接な連携が大事だと考えます。インターの開設が予定どおりできるのかどうか。他の道路の創設および保管についても同じく、これら財源の確保をどのように取り組まれていくのかを質問いたします。以上で終わります。

○議長(森隆一君)総務主監。

[総務主監細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君)それでは、上林議員のご質問のうち4点目の「道路特定財源による町施策の今後の影響はどうか」について、お答えさせていただきます。

道路特定財源については、暫定税率廃止の是非、本則税率の一般財源化の是非という2つの大きな論点で議論され、暫定税率の復活と一般財源化することで閣議決定されたところであります。道路建設・道路の適切な維持のための確実な財源として、必要なものであるというふうに考えております。

本町においても、平成20年度予算の財源において、暫定税率が廃止されれば、地方譲与税などで約6,700万円の影響があると試算をしておりましたが、4月30日に税制関連法案の成立を受け、4月の1箇月分の財源欠損額と予測をいたしております。

事業の実施につきましては、国の財源措置が明確になるまでの間、優先度を設定し執行を留保するなど、今後の動向を見極め判断することいたしております。特に、国・県に関わります大型プロジェクトにつきましても、事業採択ならびに予算配分について、国・県に対し積極的な要望活動を展開しているところであり、国の予算配分を見極め適切に対応していかないと考えておりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)総務課長。

[総務課長福田俊男君登壇]

○総務課長(福田俊男君)上林議員のご質問のうち労務管理についてお答えします。

まず、労務管理についての5点の質問の1点目の「グループ制導入の効果について」ですが、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応し、自立性・柔軟性および機動性の高い組織運営を確保するため、昨年度に本町独自の制度として実施し、1年が経過したところです。

導入にあたっては、意思決定の迅速化、柔軟な組織運営、職員の能力の有効活用および人材育成の取り組みとして実施しており、限られた人材と業務範囲の中で浸透しつつある段階で、まだまだ十分な状況ではなく、さらに組織体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

2点目の「実際の残業時間の実態を把握しているか」についてでございますが、業務内容に見合う人員の配置に努めていますが、業務量の増大と制度改革や権限移譲など新たな行政事務処理のため、一定の時期に業務が集中し、時間外勤務により対応している状況であります。超過勤務の適正な運用および、その縮減と職員の心身の健康の維持を図るため、時間外勤務の縮減に関する指針の制定や毎週水曜日にノーワーク日を推奨するなど、超過勤務の縮減に取り組んでいるところでございます。

3点目の「労働時間は守られているか」についてですが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例により勤務時間等が定められており、公務の運営上の事情により勤務する必要がある場合は、週休日および勤務時間の割り振り、週休日の振り替えにより対応いたしております。

4点目の「残業手当はきちんと払っているか。管理職だからサービス残業となっていないか」についてですが、業務

の遂行状況に応じて、時間外勤務等の明示により勤務いたしており、実勤務時間に対して職員の給与に関する条例に基づく時間外勤務手当を支給いたしております。また、管理職につきましては、職務の特殊性により管理職手当等を支給いたしております。

5点目の「残業時間の最終閉庁時間の取り決めは設定できないか」についてでございますが、ますます多様化する住民ニーズにも的確に対応するため、さまざまな行政課題に取り組んでおりのことから、一部職員において長時間労働が生じております。職員の過重労働の防止と健康管理に資するため、本年度から時間外勤務を抑制する時差出勤制度を導入したところであり、今後、時間外・休日の労働時間の縮減・削減などと併せて適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたしますと答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)管理課長。

(管理課長北川孝司君登壇)

○管理課長(北川孝司君)上林議員のご質問の3点目の「公用車に、環境にやさしい低公害車の導入」について、お答えいたします。

地球温暖化防止に向けた二酸化炭素排出量の削減措置が当面する国際的な重要課題となっており、自動車の排出ガス抑制策を講じていくことが強く求められております。

本町におきましても、本年3月に愛荘町環境基本計画および愛荘町地球温暖化防止実行計画を策定したところでございます。その実行計画の具体的な取り組みとして5つの取り組み目標が設定されており、その1つに省エネルギーの推進の目標があり、その細部の取り組み方針といたしまして、公用車の燃料使用量の削減に向けた取り組みがございます。低公害車の積極的な導入を図るとされております。

このようなことから、今後、財政状況を見ながら、自動車の技術開発の推移や価格低廉化の動向を見極めつつ、低公害車への計画的な転換を進めていかなければならぬものと考えております。ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)建設課長。

(建設課長藤田由起雄君登壇)

○建設課長(藤田由起雄君)最後になりましたが、2点目の「地籍調査の現況」について、答弁させていただきたいと思います。

現在、地籍調査に着手しておりますのは、安孫子自治会1地区のみでございます。我孫子の自治会を4区に分けまして、第1区を昨年度から着手いたしました。昨年度19年度の作業内容につきましては、全8項目のうち次の3項目、事業計画の策定・公示、地区推進委員会の設立等の準備作業と一筆地の調査を済ませました。引き続き本年度平成20年度も、安孫子1区の残り5項目の作業を実施いたします。作業の内容は、地籍の図根三角測量、同じく多角測量、地籍細部測量、地積測定、地籍図および地籍簿の作成業務となりまして、その後、公告・縦覧を経まして、県知事の認証を受け、地籍図が完了いたしまして、土地の登記簿が書き改められます。それで、やっと第1区の地籍調査が終了ということになります。

引き続きまして、安孫子の残りの2区から4区の計画につきましては、2区が平成21年から22年にかけて、3区は22年から23年、4区が23年から24年、それぞれ2年度にわたりまして実施する予定でございます。

地籍調査の作業項目は、先ほど申し上げました8項目ございますけれども、単年度で実施するということは、いろいろな縦覧期間等も含めまして不可能でございます。最低2箇年は必要となっております。

また、今後、地籍調査を実施したいという旨、正式に町の方に要望書をいただいておりますのは、西出・香之庄・円

城寺の3自治会でございますが、他の自治会から要望がございましたら順次推進をしていくという用意はしております。しかし、要望される自治会を即着手することができれば理想ではありますが、予算的あるいは人的等でかなり困難なものがあると思います。しかし、国・県の補助金確保ができれば、安孫子に続きまして、もう1自治会程度は着手してまいりたいと、このように考えております。安孫子を核といたしまして、全町に波紋状に推進していかなければと思っております。

なお、当町の国土調査の進捗率でございますけれども、平成19年度末現在で36.2%となってございます。これは、国土調査法第19条第5項に該当しますのは場整備の換地処分の面積がカウントされた進捗率でございまして、地籍調査におきましては、先ほど申し上げました全8行程が終了して、登記簿が改められまして初めて面積のカウントをされるということで、現在のところは、地籍調査の進捗率は0%でございますので、ご理解くださいよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長(森隆一君)2番、上林君。

○2番(上林直君)2番、上林直です。再質問をお願いします。

今、最後にお答えいただきました地籍調査の件につきまして、先ほども本題の中で、町長自らが区長とされた昨年の取り組みでしたので、実際に肌で感じられた町長のこれに対する問題点があれば、お聞かせ願えればと思います。

また、今お答えがありましたけれども、この件につきましては、いっときに手を挙げられてもすぐにできないというお答えもございました。けれども、これはかなり難しく、民民の境界線の問題ですので、いろいろな問題がございますので、なかなか取り組めない自治会もあるうかと思いますが、やはり未永い将来的なことですけれども、公平さをもって全町すべてができるのかどうか、その辺の期待感もありますので、この問題点、早速昨年度、少しではございますが、経験なさった問題点があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)昨年、安孫子区が実施することになりました取り組みをしました。当初は、いろいろな不安も確かにございました。先進地の話を聞いていても、なかなか難しいというように聞いておりましたし、しかしながら、これは私が自ら「やれやれ」と言ったことではないに、「いっぺんやってみよう」という役員さん方の熱意がまずはございました。それで大変ありがたいなと思って始めたのですけれども、やはりこの委員会、先ほども話がありました地元の委員会をつくる時によく理解をみんなにしてもらう。そして、こうしたリーダーになってもらう人の人選等が非常に大事かなと思いました。

一旦入ってまいりますと、1区の中で現実に日を決めて、お1人おひとり、この境界のところに杭を打ってもらうその作業が、これからよいよ本番だな、大変だなと思ったのですけれども、やれば易しと言いますか、そんなところもございまして、本当に協力的というふうに感じました。住民の皆さん方が協力的でございました。尾を引くようなトラブルも聞いておりませんし、町からも帰っていただいた人、あるいは、もう地元の親戚に任せたと言われた方というふうなこともございまして、今の1区の関係ではスムーズにいって、こちらがむしろ感激しているといった状況でございます。これから2区に入ってきて、そんな容易なことではないと思っていますけれども、今のところは順調にいけたと思います。

それから、3自治会から引き続き要望書も出されていまして、私はなかなか要望を出してもらえないのかなと思っていましたけれども、ほかの自治会でも積極的なご姿勢をいただいて、これは大変感謝を申し上げているのですが、受入体制がちょっとややびびっているというようなところもございますけれども、軌道に乗れば、正職員ばかりでないにOB等を活用するなりして、新しい取り組みはやはり正職員がやっていかないといけませんけれども、その辺の体制を少しでも整えて、新しい自治会要望に応えていく体制が必要かないと感じているところでございます。

◇宇野義美君

○議長(森隆一君) 15番宇野義美君。

(15番宇野義美君登壇)

○15番(宇野義美君) 15番宇野義美。一般質問をさせていただきます。

今回2点でございますが、まず1点目は、農業政策についてでございます。過去2年間、現状の農業、現実な姿をいろいろと、いろいろな方法から質問をさせていただきました。現状はともかくありますが、今、世の中、あるいは世界的にもいろいろと状況が変わってまいりましたので、将来に向けて、どういうような政策をとっておられるのかということでお尋ねをしたいと思います。

今までいろいろな面で農業農村活性化の政策についてお尋ねをしました。当町として特色を出した政策が明確でなく、国政レベルで決定されましたことのみの答弁で終わっておるというような感じがいたします。

平成19年度の農業白書に記載されております中の1つに、「多様な農業経営の発展に向けた取り組み」というのがございますが、その中で、家族経営を主体にした大規模経営と小規模経営農家の対応についての考え方を、まずお尋ねいたしたいと思います。

現在、集落において大規模化・集落営農というようなところで合理化を図っておるわけですが、そればかりで国土の保全というものはなかなか進まないということもございますので、その辺についてお尋ねいたします。

今、政府においても、この20年度より見直しがかかっているところでありますけれども、特に、生産調整システムの構築についてお尋ねしたいと思います。この問題につきましては、先月末からアフリカ会議の状況を踏まえてですが、生産調整あるいはそこら辺で非常に問題になってまいりました。食糧危機という問題で問題になってまいりました。こうしたところにおいて、当町としてマーケティング調査、他の資料を分析しながら、それを活用して、今後、行政としてどのような考え方で指導をされていこうとしているのか、お尋ねいたします。

次に、3点目に食の安全についてでございますが、新聞紙上で昨今、非常に取り上げられております食の安全、いわゆる質と量とともに安全保障の問題が取り上げられておりますが、今日・明日という問題でないというようなことから、切実な問題としてとらえられていなかったという感じがいたします。現在の状況下において、いかに考えておられるのか。食糧安全保障の面から対応策をどのように考えておられるのか、お考えをお尋ねいたしたいと思います。

2点目でございますが、乳幼児の支援施策についてでございます。滋賀県で養育支援行動計画が過去に出されました。それに伴って各市町村も、合併前でありますけれども作成されたと思います。当町で現在そのプランがどういうふうにまとめられて、進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

特に、養育施設の充実は必要な条件と考えます。まず、現在、支援センター等の立ち上げに基づいて、ソフト面の対応というのはかなり活動していただいておりますが、現実に養育をするための場所、預ける場所、子どもたちが預かっていただける場所、こうしたものに対しては、非常に不足というようなのが現状であります。特に、少子化問題を抱えております関係からも、これを解決するためには、こうした施設の充実ということも非常に必要な問題ではなかろうかと考えます。

最初にお尋ねいたしました食の安全保障とこの少子化対策というのは、地域、ひいては国の存亡にかかる基本的な問題でございます。将来を見据えた上での答弁を求めて、質問とさせていただきます。

○議長(森隆一君) 社会福祉課長。

(社会福祉課長西川都々子君登壇)

○社会福祉課長(西川都々子君) 宇野議員の「乳幼児の養育支援策および養育施設の今後の考え方はあるのか」

についての質問への答へいをします。

昨年の9月議会にもお答えさせていただきましたが、愛荘町では、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、子どもの権利を尊重することを基本として、子育て家庭を地域全体で支援し、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を築くために、平成18年度に愛荘町次世代育成支援行動計画を策定いたしました。

内容としては、地域における子育て支援、母性や乳幼児の健康の確保、子どもの教育環境や生活環境の整備、職業生活と家庭生活の両立の推進、子どもの安全の確保、要保護児童への対応について定めています。

必要事項については具体的目標を掲げ、愛荘町総合計画や愛荘町福祉と健康のまちづくりプランと整合性を図るとともに、少子化対策大綱・滋賀県次世代育成支援行動計画を十分に踏まえ、施策の展開を図っております。その中で、子育て支援の課題としては、特に、地域子育て支援センターと秦荘地域学童保育所の整備が強く求められています。

少子化や核家族の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じています。

このため今年度、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的に、(仮称)子育て支援センターの整備に向け、子育て支援センタープロジェクト会議を立ち上げたところであり、今後アンケートを実施し、その結果を踏まえ共有していきたいと考えております。また、今後検討委員会を設置して、子育て支援センターの整備についての具体的な計画等を検討していく方向でございます。

将来的には、子育てに援助が必要な保育者やその家族に対しまして手助けできる方が出てきていただいて、安心して子育てができる環境が充実するため、子育て支援のNPOなどができるよう進めなければいけないと願っております。

次に、秦荘地域の学童保育につきましては、現在、秦荘地域の3保育園に委託および町の直営(長期休養期間中)で実施しております。愛知川地域の学童保育所のように、同一町内の施策の均衡という面からも、より児童に配慮した効率のよい導入と実施場所を整備していく必要があります。今後、対象となる児童数や運営の状況、財政面での施設の有効活用、両小学校の施設の状況等を考え合わせまして、教育委員会と連携しながら進めていく所存でございます。

また、本年度、学童保育検討委員会を設置して、十分検討・協議をしながら学童保育の整備を進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、さらに子育て支援の施策を充実することは大変重要と考えていますことから、関係機関と連携・協働を図りながら子育て支援事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をいただきまますよう、よろしくお願ひ申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

[農林商工課長西沢文博君登壇]

○農林商工課長(西沢文博君)宇野議員の農業政策に関するご質問に対しまして、答弁させていただきます。

この5月に農林水産省が公表いたしました平成19年度食糧農業農村白書の中で、農業経営の安定化と競争力の強化を図るために、多様な農業経営の発展に向けた取り組みが最も重要なうたわれておるところでございますけれども、町の考え方はどうかというご質問の1点目でございます。

ご承知のように、昨年から大きく方向転換されております農業政策でありますけれども、このポイントは、農業者の生産者意識から経営感覚を持った生産者への意識改革を求めているところでございまして、認定大規模農家や特定農業団体に対しまして、各種経営安定のための新たな支援を行ってきたところでございます。

一方、大規模農家や特定団体とされる、いわゆる担い手以外の小規模農家への支援につきましては、宮農組合組織を通じまして、県下でも数少ない集落の農機具に対する補助金制度を継続いたしておりますので、地域の実態に応じた集落宮農組織を立ち上げていただきまして、できるだけ活用いただきたいと考えております。

また、近隣市町には、直売所の開設によりまして、小規模農家や高齢農業者の楽しく栽培された農産物が周辺の消費者に評判になり、高収益を上げておりまして、結果的に地域の活性化に大きく貢献しているという事例がございます。多様な農業経営の1つといいたしまして、今後、農業者の主体的取り組みによります消費者への販路拡大など、農協や関係団体と具体的な検討を進めたいと思っております。

次に、2点目の「米の生産調整と食糧安全保障面の対応について」でございますけれども、まず昨今の食糧自給論議の高まりの中で、米の生産調整の必要性についてでございますけれども、生産者米価の安定を図るためにには、全国で生産調整が確実に実施され、需要と供給のバランスは絶対不可欠なものでありますことから、その実効性の確保に向けた取り組みをしっかりとやることが重要であると認識しておるところでございます。さらに、当町では、その生産調整作物の振興方策が今後、特に重要な課題とも認識しております。

管内の生産調整農地とは、集団によります小麦・大豆が6割を占めまして、あと山芋や煮豆用のみずくぐり、一般野菜、調整水田などでありますけれども、作物だけで安定した収益を上げておられますのは、ヤマイモのみであります。今後、大豆や黒豆・小麦などの生産調整作物を学校給食や地元企業で活躍していただくことによりまして、米よりも生産調整作物で収益を上げていくといった、従来からの農協系統出荷だけをあてにするのではなく、地域で採れたものは地域で消費するという発想の転換が最も必要ではないかと考えております。

昨今の食糧の質と量の不安の中で、食糧安全保障の面からも、地域に密着した農業振興のあり方を関係機関や生産者のみならず、消費者・流通業者・食品加工業者など地域ぐるみでそれぞれの役割分担を模索し、行動に移していく時代に入ったという認識をしておりますので、今後の方向についての考え方を述べ、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(森隆一君)15番宇野君。

○15番(宇野義美君)15番宇野。再質問をさせていただきます。

今、農業問題についてご答弁をいただきました。まさに、考え方としては結構な考え方であると考えておりますが、生産調整の政策は、本来は各生産物の自給調整、今ご答弁をいただきましたように自給調整機能、いわゆる自給率の向上、そして価格安定、ひいては農業・農村の活性化というのが目的でございます。

食の安全を中心にして、そうした考えで進んでいかなくてはなりませんが、先ほども申されましたように、転作と言われる部分で、その作物のみでプラスになっておるのは山芋のみ、あとはマイナスというような状況であります。しかし、安全保障、あるいは環境の問題も考えまして、農地を有効活用し、より生産性の高いものに変えていくという生産調整業務、これはあくまでも必要でありますし、その辺に対しても十分なお考えのもとに推進をしていただきたい。

そこで、一番気にかけなければならないのは、生産放棄をされた放棄田でございます。当町で20年度、もうまとまっているとは思いますが、推定で生産放棄田はどれくらいになっておるのかをお尋ねします。それと同時に、この放棄田に対して、今後どういうような対策を講じていこうと考えておられるのかということをお尋ねいたします。

それから、次に、世界的に見ても先進諸国においては、自給率の高い国と言われるところほど、やはり農業においての農業の支援策、例えば所得保障政策であるとか、その他あらゆる支援策が強く出されております。ご存知のとおり、先進諸国中最下位である日本、こうした状況において、今こそ生産者と消費者が共に考える時期にまいりておると考えます。学校給食とか企業内の給食施設とか、そこら辺に対して米食あるいは米の加工品給食など考えていくという政策も今言われましたが、そのほかにも例えば、酪農においても同じようなことが言われております。酪農にお

いても飼料の高騰、こつしたもので段々と農家の減少が進んでさて、ついにこの夏には、牛乳においても不足をするであろうというような予測まで出されておる、こういうような状況であります。

これのすべての原因が、やはり採算性が取れない、こうした部分でございますので、その辺に対しでは、やはり手厚い保護をもってこなければ、食糧安全保障という部分からも国民の食品の確保からも、あるいは、今騒がれております世界的な食糧問題に対する日本の姿勢を出されましたけれども、こうした問題についても対応できないというふうに考えるわけであります。

現実を目に見て、地方行政として、どのように分析をし、非常に難しい問題ではございますけれども、対応策を今後十分に考えていただきたいということで、その面についても、どうした組織でどういうようなことをという、今の段階であります。お尋ねをしたいと思います。その辺の解決策を検討する方向づけをお尋ねいたしたいと思います。

それから、養育支援の問題においては、非常に今、力を入れていただいております。現実にソフト面においては、非常に育児における悩み相談であるとか、今の交流センターの問題とか、こうしたことでソフト面においては非常にいただいているが、これも官ができることと、また民ができることもあるだろうと思います。特に民においては、NPO法人等の立ち上げた託児所とか保育所の推進、こういった必要になってくるのではないかと。各集落においても、こうした地域ぐるみでの子育て支援策というのがやはり必要になってくるのではないかと想りますけれども、その辺の推進については、どういうふうにお考えになっているかだけをお尋ねします。

特に、地域文化の伝承および高齢者との交流事業、こうしたものを踏まえた上で、児童の健全育成を図るという面からも、お考えをお尋ねいたしたいと思います。

○議長(森隆一君) 農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君) 1点目の放棄田の現状と今後の対策についてでございます。町内の放棄田につきましては、10haから15haと把握しております、そのほとんどの要因と申しますが、当町の主な特徴でございますけれども、開発待ちの放棄田が多いというような状況でございます。

もう1つは、明らかにずっと所有者の意思による放棄という放棄田もございまして、今後の対策といましても、開発待ちというところを極力開発に、どんどん計画に乗りまして、その転用計画に乗りまして、当初の計画どおり開発していただくというのと、それからもう1つ、所有者の明らかな放棄という田んぼがございまして、30年来、ほ場整備以来一度も耕作していない田がございますけれども、その指導につきましても農業委員会を通じまして現在進めています。ようやく、一気に復元はできませんのでこの4月にも木を伐採して、ほぼ復旧の直前状態までできたということで、今後この1年ぐらいをかけて完全に復旧したいという田もございますので、そういう状況でございます。

それから、採算性が取れない農業経営を今後どう考えていくかということでございますけれども、状況といましても、愛荘町の住民約2万人といいますと、主に農業に関わっている農業者が約1,165人と把握しております、その率は約6%ぐらいになろうかと思いますけれども、100人の食卓にいたしますと、3人から5人が支えているという食卓の状況でございまして、昨今の自給論議は、その食卓のメニューをどうするかとか材料をどうするかという、その辺の論議でございますけれども、根本の3人の汗をかいておられる方の支援をどうするかといった具体策を今後考えていくべきであろうということを思っております。その具体的な組織を今度どうしていくのかというご質問でございますけれども、その組織につきましては、現在東ひわこ農協も事業本部制にいたしましたので、この管内の農業をどうしていくのかというグループ制にもいたしました中で、行政もそこに一緒にかかわって検討していくということを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(森隆一君) 住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)子育ての関係でございますが、先ほど議員ご指摘の、いろいろな形でNPOとか、そういう地域の力とか、そういういろいろな皆さん方の力を今後どういうふうに高めていくのかという部分があったかと思います。それらにつきましてでございますが、先ほども申し上げました子育て支援センターの建設を今後取り組んでまいりたいと考えております。

今現在、愛荘町でも、それぞれのセクションでいろいろな形で子育てを取り組んであるわけでございますが、そういう中で、その連携等がやはり不十分な点もあります。そういうことで、子育て支援センターを中心としたしまして、いろいろな形で連携のとれた子育て支援を進めてまいりたいと考えておりますし、といった中で、地域の力をやはりどういうふうに高めていくかというようなことも検討してまいりたいということを思っております。

そういうことで、今後、議員のご指摘のありました部分も含めて、子育て支援センターの建設の中で取り組みを考えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解の方、お願い申し上げます。

○議長(森隆一君)10番吉岡あみ子君。

#### [10番吉岡あみ子君登壇]

○10番(吉岡あみ子君)10番、吉岡でございます。それでは、質問2問ほどいたします。

まず、1つ目に、学校施設の耐震化と今後の対応策についてでございます。学校施設については、子どもたちが1日の大半を過ごす学習の場であるとともに、非常災害時における地域住民のかけがえのない避難場所として、その安全性の確保は極めて重要であることは言うまでもございません。

平成7年1月17日に発生いたしました阪神・淡路大震災は、実に死者約6,500人と戦後最悪の被害をもたらし、今なお私たちの記憶に新しく、地震の持つ恐ろしさ、悲惨さを目の当たりにしたところでございます。

また、5月12日、ちょうど今日で1箇月前、中国四川大地震が発生し、震度8強で約9万人もの尊い人命が失われ、中でも校舎の倒壊により、授業中であったため、ほぼ1万人もの生徒が生き埋めとなり、折り重なるようにガレキの下敷きとなった子どもたちが変わり果てた姿で次々と発見され、親たちがガレキを素手で取り除きながら、わが子の名前を呼び続けている記事や映像が映し出され、私たちも心から胸を締め付けられる思いにさせられました。これは決してよそ事・対岸の火事ではありません。

本県においても、琵琶湖西岸断層帯による断層地震として、高島市マキノ町から大津市に至る長さ約59kmにわたる活断層帯で、最大マグネチュード7.8程度の規模で地震を引き起こす可能性が指摘され、今後30年以内の発生確率は0.09から9%とされ、また発生確率は、全国の活断層で7番目に高いものとされております。

ところで、万が一、震度7以上の地震が発生した場合、当町の学校の施設は果たして大丈夫なのか、耐震性はどうなのか、また危険度はどうなのか、子どもの安全・安心な学校生活は保障されているのか、大変憂慮しているところでございます。

耐震基準法では、ご存知と思いますが、震度1から4、そしてまた5弱・5強と6弱・6強、それ以上の揺れが震度7と言われているそうでございますが、本町には、小・中学校合わせて6校あります。子どもを持つ親はもちろんのこと、住民すべてが耐震問題には大きな関心を寄せております。こうした震災は、20年後・30年後ではなく、いつ何時発生するかもわかりませんし、耐震化への取り組みはいまや大きなテーマであると思います。

そこで、お尋ねいたしますが、当町として学校施設の耐震診断は毎年実施されているものか。できれば各学校の耐震性を数値でお答えいただきたい。また問題校はあるのか、ないのか。補強改修などに向けた耐震の推進計画は策定されているのか。また、万が一、明日にでも大地震が発生した場合を前提に、どのような対応策で備えておるのか、町民に公表していただくことが必要であり、また大震災への住民の不安を払拭することにもなると思いますが、

答弁での御質問を伺います。

次に、「ごみ減量化、また町ぐるみで取り組みを」と題してお尋ねいたします。食糧難にあえいだ戦中・戦後の一時期から想像もつかない現代の豊富な食糧事情を背景に、大量生産・大量消費型社会に大きな変貌を遂げました。

しかし、その反面、文明のツケとも言いましょうか、各家庭から排出されるこのごみ問題は、環境破壊という大きな社会問題を引き起こしております。皆さんも既にご承知だと思いますが、これらごみ処理問題を解消するため、かねてより彦愛犬で進めてまいりました荒神山地先におけるごみ処理施設の建設構想も、地質などの不条件により建設が断念されるに至りました。言うなれば、今後のごみ処理問題は大きな試練を迎えることになりました。

では、今後このごみ処理問題をどのようにクリアしていくか。その解決策を見出さなければなりません。そこで、私は、ごみはすべて処理場に出すものという今までの慣習を根本的に一掃し、「どうすればごみを出さないようにできるのか」への皆さんのが徹底した意識改革を行い、ごみ減量化への取り組みが不可欠ではないかと思います。つまり、ごみ処理に対するライフスタイルの転換が必要です。

参考までに申し上げますが、現在、愛荘町の年間ごみ処理費は実に1億6,000万円以上で、私たちの血税が注ぎ込まれており、その現状を重く受け止めなければなりません。現に、お隣の東近江市では、まちぐるみで生ごみの堆肥化に取り組み、可燃ごみが半減したという実例が新聞紙上で大きく紹介されておりました。また、団地住まいの人たちで畑のない人々には、プランターの肥料として、この生ごみから生産された肥料が無料で配られ、喜ばれているところでございます。

当町が本年1月よりスタートした愛荘町総合計画でも、環境保全として「資源循環型社会の構築を目指す」とし、ごみの減量化のリサイクル化が提唱され、生ごみの処理機購入補助など積極的な取り組みを行うことが明記されています。私は、今一度、各家庭がこのごみ問題と真剣に向き合い、ごみを少しでも出さない努力と環境への自覚を持ち、まちぐるみでごみ減量化・リサイクル化に取り組むことが、今、緊急の課題ではないかと思います。

先ほど述べましたが、東近江市におきましてもリサイクルシステム懇談会とか、ごみ処理への専門知識を立ち上げられているように聞いておりますが、この減量化運動を展開していく上でも、その体制づくりや指導など、行政の積極的なリーダーシップ・支援が不可欠であり、その原動力となって主導的な役割を果たしていただきたいと思います。そして、例えば、町の組織として、ごみ減量化推進協議会といったものを設置して、このごみ処理問題に本腰を入れ、取り組むべきだと考えますが、町当局の意気込みや見解をお尋ねいたします。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

(環境対策課長西川作男君登壇)

○環境対策課長(西川作男君)ただいま質問のありました「ごみの減量化へまちぐるみでの取り組みを」についてお答え申し上げたいと思います。

今年2月に町では環境基本計画を作成し、そこでは、近年継続的に増加しております可燃性ごみについては3R、つまりリデュース(排出抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)の取り組みを徹底して廃棄物の削減に取り組み、少しでもごみの処理費用の削減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、愛荘町総合計画につきましても、自然環境の保全と循環型社会の構築につきましては、町といつしましても大きな課題でございます。特に、ごみの減量化と分別の徹底や再使用・再資源化の促進を図るため、生ごみ処理機に対する補助を行うなど、住民・事業者・行政が協議を重ねながらまちづくりを進めてまいります。

さて、議員お尋ねのごみ減量化への具体的な取り組みについては、以上のことといたしまして、各自治会に設けております美化推進委員さん、それにさわやかまちづくり推進会議など、既存の組織と十分に協議を重ねながら深めてまいりたいと、かように思っておる次第でございます。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)教育次長。

(教育次長辻孝志君登壇)

○教育次長(辻孝志君)吉岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校施設における耐震化の状況でございますけれども、昭和56年6月に大規模地震に対する耐震基準が定められましたので、それ以降に建てられた建物につきましては、その耐震基準に基づき建築がされてございます。秦荘地区の園・学校につきましては、すべてその年以降の建物でございますので、耐震性は確保されているものとしております。

次に、愛知川地区でございますけれども、愛知川小学校の校舎が昭和55年の建築で、平成8年と未診断部分についての耐震診断を実施させていただき、いずれも耐震基準でありますIS0.7以上あり、愛知川小学校の場合、最低が0.76という数値がありました。

愛知川東小学校につきましては、校舎が昭和50年・51年に建築され、また体育館が昭和56年に建築されておりました。平成8年に校舎、平成9年に体育館の診断を実施いたしまして、体育館につきましては1.74、校舎につきましては0.7未満という結果が出ましたので、平成9年度に地震補強工事を実施させていただきまして、指標は最低で0.97というふうな結果となりました。

愛知中学校でございますけれども、第2体育館が昭和31年、校舎が昭和37年に建築されておりました。平成9年に耐震診断を実施いたしまして、体育館は1.02でございましたが、校舎は耐震性がありませんでしたので、平成10年に地震補強工事を実施いたしまして、結果として0.73を確保しております。

以上、愛荘町のすべての園・学校施設の耐震性は、耐震改修促進法等で耐震指標の判定基準を確保されているということをご報告申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)10番吉岡ゑみ子君。

○10番(吉岡ゑみ子君)ごみ減量化の問題ですが、私は、どうすれば少しでもごみを出さないようにできるかという考え方を個々に持つということが大事だと思います。

そこで、参考までに昨年のリバースセンターの修繕費が4,600万円ほどかかっておるということを聞かせていただきました。そういうわけで、今ここで住民の皆さんの意識改革が大事ではないかと思い、また今、財政の厳しい折りですが、行政側も本腰を入れて、この問題に取り組んでいただきたい。そしてまた、それには生ごみの堆肥化の補助率を上げていただくとか、そういう考え方を持って、ごみ減量化に進んでいっていただきたい。そうなると、財源の節減にもなると思います。そういう上で早急に行政も考えていただきたいと思いますが、それに対する答弁をお願いいたします。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

(環境対策課長西川作男君登壇)

○環境対策課長(西川作男君)ただいま吉岡議員さんから再質問があったわけでございますが、平成19年度・20年度、生ごみ処理機の当初補助金の予算でございますが、120万円を見ております。補助率につきましては、2分の1で限度額は3万円というふうなことでございます。

今のお話にありましたように、生ごみ処理機につきましては、18年から20年度の生ごみ処理機の補助件数、それから支出額を調査いたしまして、さらに今後の町民の需給動向、また電気店におきます価格動向を精査してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(森隆一君)10番吉岡君。

○10番(吉岡ゑみ子君)学校施設のことで少し言うのを忘れましたけれども、学校施設の耐震の方でございますが、今、財政難や統廃合計画のために、ほとんどついていない自治体もある中、本町は確保されているという答弁でございます。

そういうことで、我々は大変ありがたいと思っておりますが、確保されているから大丈夫という観点ではなく、先ほども申しましたけれども、かけがえのない子どもたちが1日の大半を過ごす場でありますし、また、我々の避難場所でもありますので、調査したから安心ということだけではなく、絶えず危機感を持って対応していただきたいと思います。よろしく頼みます。以上でございます。

◇瀧すみ江君

○議長(森隆一君)13番瀧すみ江君。

(13番瀧すみ江君登壇)

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。一般質問を行います。まずははじめに、後期高齢者医療制度について質問します。

4月から後期高齢者医療制度が始まりましたが、世論の怒りの前に、政府は保険料の減免、差別医療の一部凍結などの制度の見直しを言い出しました。しかし、75歳という年齢だけで区切って、これまでの医療保険制度から強制的に脱退させ、別の制度に囲い込むという仕組みで、高い負担とその差別医療を押し付けるという高齢者差別の医療制度は、理論そのものが間違っており廃止しかありません。国会では議論されていますが、実際にこの制度は実施されていますので、私は行政が独自でできることについて2点ほど質問します。

1点目には、被保険者証についてです。後期高齢者医療の被保険者証は国保証と同じサイズで、大変薄く小さいものです。私が対象者の方と話して最も多いのが、保険証が薄く小さすぎて、なくなりそうで心配という声です。行政は、国保証には力バーを付け、気配りが感じられました。管轄外であるからと、75歳以上の方・64歳から75歳までの障がい者の方には何もなしというのは、同じ市民なのに差別した冷たい対応ではないでしょうか。弱者に対してより手厚い対応をすることが、本来の行政サービスです。以上のことから、早急に薄く小さい保険証に対する手立てを講じることを求めますが、答弁をお願いします。

2点目には、保険料の普通徴収の滞納者への対応です。普通徴収の方については、身体の状況などの理由もあり、支払うことができても滞納せざるを得ない状況が出てくると思われます。そのような方の場合は、状況把握に努め、支払える条件整備をしていただくこと。また、経済的事情で支払えない方には、1年後の資格証明書発行は行わないことを求めますが、答弁を求めます。

次に、国民保険被保険者証関連について4点ほど質問します。過去の私の質問に対して行政は、今年4月から国保税滞納者に対して短期被保険証・資格証明書の発行を実施していくとの答弁をされています。先日、住民課長に4月からの状況をお聞きしましたら、機械的には行っていない。納付相談を行って保険証を渡している旨のお話を聞きました。1点目に、納付相談で支払い能力に応じて、月1,000円からの納付を受け付けているのかどうかについて、答弁を求めます。

先日、行政より、愛荘町国民健康保険被保険者資格証明書ならびに短期被保険者証の交付基準内規という文書を出していただきましたが、その中の第2条1.資格証明書交付基準の4、町独自の適用除外事由があります。2点目として、これについての具体的な説明を求めますが、答弁をお願いします。

また、8.解除基準(町独自の基準)③その他、町長が認めたものの説明の中に、「社会通念上においてやむを得ない状況等と認められるものとする」とありますが、3点目として、低所得のため経済的事情で払いたくても払えない場合を、社会通念上においてやむを得ない状況等として認めることを求めますが、答弁をお願いします。

政府は、今年4月から市町村が国民年金保険料滞納者の納付事務をするという申し出を社会保険庁長官にすると、市町村の判断で国保の短期証を発行することができるよう、国民年金法と国民健康保険法を改悪しました。違う制度を凍結させて制裁を加え、医療を受ける道を狭める制度改悪は、憲法の基本的人権を侵害するものであり、絶対に行うべきではありません。

4点目として、国民年金保険料滞納者の納付事務をするという申し出をしないことを求めますが、答弁をお願いします。

次に、ごみ行政について質問します。現在、不燃ごみは月1回の回収です。しかし、貝殻やレトルト食品の袋など、臭いが発生することが多々ありますので、月1回の回収では少ないと考えます。豊郷町や多賀町では、月2回収集が行われています。住民の利便性を図るため、不燃ごみ収集回数を月2回に増やすことを求めますが、答弁をお願いします。

次に、地域交通サービスの実施について質問します。今、行政は、地域交通サービス検討委員会の委員4名以内を一般公募し、年間4回程度の委員会を開くとしています。私は過去的一般質問で、検討委員会の構成メンバーを障がい者・高齢者などさまざまな立場の方を加えるように求めていますが、1点目に、一般公募の方以外の構成メンバーを具体的に、どのようにされるのかについて答弁を求めます。

2点目に、検討委員会の答申を受けてから地域交通サービスの実施に向けて取り組んでいくものと考えますが、検討委員会の答申を受けた後の具体的な計画について答弁をお願いします。

次に、学校教育について質問します。5月17日に行われた100人委員会全体会では、視察・調査・実践が熱心に行われた中で積極的な提案がされました。純粋に真剣にまちづくりに取り組んでいただいていることに、敬意を表するところです。

提案の1つに、教育部会学校教育グループから、「どの子にも行き届いた教育を進めるために、町内各学校に常勤のオアシス支援相談員の設置を」との発表がありました。今さまざまな障がい・課題を持つ子どもが増える傾向にあるようにも私自身感じているところですし、いじめや不登校の対策など、学校現場ではより手厚い体制を確保することが必要だと考えます。具体的な提案にすぐにでも取り組んでほしいと思いました。どの子にも行き届いた教育を進めるために、町内各学校に常勤のオアシス支援相談員の設置を私からも求めるところです。これに対しての教育長の見解を求めますが、答弁をお願いしまして終わらせていただきます。

○議長(森隆一君)ここで暫時休憩いたします。

休憩午前11時54分

再開午後1時25分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

[総務主監細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君)それでは、瀧議員の4点目の「地域交通サービス」について、答弁をさせていただきます。地域交通サービスについてありますが、本町にふさわしい地域交通サービスの方向性について検討を願い提言をいただくよう、愛荘町地域交通サービス検討委員会設置要綱をこのほど制定いたしました。委員会の組織につきましては、10名以内としており、公募委員の申込者は現状1名に止まりました。残り9名以内の委員につきましては、推薦の委員として参画いただく予定ですが、具体的には、今お答えする段階にまできておりません。しかし、交通行政のみならず福祉支援策も含めて検討いただく予定でありますので、ご質問の内容は、十分考えさせていただきたいと思っております。

また、検討委員会の結果を受け、その後の計画については、まだ発足もいたしておりませんので、答弁は控えさせていただきたいと思いますので、よろしくご理解のほど、お願いを申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)住民福祉主監。

(住民福祉主監西村久昭君登壇)

○住民福祉主監(西村久昭君)瀧議員の「後期高齢者医療制度と国民健康保険被保険者証の関連について」のご質問に、お答えいたしたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度について、1点目の「早急に薄く小さい保険証に対する手立てを講じること」についてであります。県内の国保の保険証も本年4月からカード化されることなどを踏まえ、カードサイズとなったものでございますが、ご指摘のような苦情も承知しております。

本町ができる対応といたしましては、保険証カバーを購入いたしまして、7月の保険料の本算定後に送付いたします保険料決定通知書に同封して、中旬には郵送させていただけるよう準備を進めているところでございます。また、材質等、今後改善できるようであれば、広域連合へも検討されるよう要望してまいりたいと考えております。

2点目の保険料普通徴収に関連してのご質問ですが、「身体の状況などで支払うことができても滞納せざるを得ない方について、状況把握して支払える条件整備をすること」につきましては、口座振替の手続きをしていただくことで対応してまいりたいと考えております。

また、「経済的事情で支払えない方には、1年後の資格証明書の発行は行わないこと」についてであります。保険証や資格証明書の発行は広域連合が行う事務であります。被保険者の便益のため、その交付事務を市町村が担っているものであります。保険制度の安定的な運営と保険料負担の公平性を保つために、法律にも資格証明書の交付が規定されているものであります。しかしながら、町といたしましても機械的に一律に交付するものではなく、高齢者の生活実態に即した取り扱いが必要と認識しているところであります。具体的には、今後、広域連合におきまして、市町の意見をもわせながら、その取り扱いに検討されることとなっております。

次に、国民健康保険被保険者証関連についてのご質問について、1点目の「支払い能力に応じて月1,000円からの納付を受け付けているのかどうか」についてですが、納付相談の機会を設け、納付を促すことが有効であると考えますことから、個々に応じた納付計画等について相談を行っているところです。納付相談においては、滞納に至る理由や滞納額および納付能力などにより、誓約書による分納をされていることから、中には議員お示しの金額で分納いただいている方もございます。

2点目の「資格証明書ならびに短期被保険者証の交付基準内規の中の町独自の適用除外事由とは」についてであります。平成17年2月15日付、厚生労働省は、収納対策緊急プランの作成等についての通知が各都道府県・市町村に出され、同時に収納対策緊急プランの考え方と作成方法の解説が出されています。

その内容は、市町村は、滞納状況の解消に向けて市町村の個々の状況に応じた対応を講じること。中でも、資格証明書を発行していない保険者にあっては、発行基準を作成し、資格証明書の発行に努めることなどが示されているものであります。発行基準は機械的なものだけでなく、地域の状況や市町村の政策課題を考慮した基準とすることが求められていることから、町基準におきましても、個々の実情に応じて柔軟に対応することを定めているものであります。

3点目の「資格証明書解除基準の『その他町長が認めたもの』の中の『社会通念上においてやむ得ない状況等々認められるもの』の規定は、低所得のため経済的事情で払いたくても払えない場合も含めること」というご質問ですが、一律に認めるのではなく、個々の実情により判断させていただくものと考えております。

4点目の国民年金保険料滞納者の納付事務に関するご質問ですが、国民年金保険料の徴収事務については、平

以上を申し上げ、以上答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

(環境対策課長西川作男君登壇)

○環境対策課長(西川作男君)瀧議員の質問にございました「不燃ごみ収集回数を月2回に増やすこと」について、ご答弁申し上げたいと思います。

環境基本計画では、私たちのまちでは、多くの人々が安心して暮らせるまち、ごみもなく爽やかな緑の空気に満ちた美しいまちを、愛荘町の環境の望ましい姿として描いております。このため、ごみの回収も町民の皆さまのご要望によりまして計画的に行っているところでございます。

現在、巡回による収集業務は、燃えるごみは週2回でございまして、不燃ごみは月1回の割合で巡回収集を行っており、その他の金属・ペットボトル・ガラス類・ビン類など分別して、適宜収集をしているところでございます。

さて、議員お尋ねの不燃性のごみにつきましては、現在のところ月1回の収集を行っており、また、これは彦根市、それに日愛知郡の湖東地区・愛東地区および犬上郡3町の収集回数を調査いたしましたが、豊郷町と多賀町以外の自治体では、愛荘町と同じように月1回の収集がありました。

また、愛知郡広域行政組合の不燃ごみの搬入実績調査結果を見ますと、平成18年・19年の2箇年につきましては、年間130弱で数値を示しておりますが、安定的に推移しております。これは、町民の皆さまの自助努力によりまして、ごみの対処に適宜対応されているところであると理解しております。

また、回数の増を図るに伴いまして、経費の増、ごみ量の増大も考えられることから、現在月2回の週は考えておりません。以上でございます。

○議長(森隆一君)教育次長。

(教育次長辻孝志君登壇)

○教育次長(辻孝志君)瀧議員のご質問にお答えします。

ご質問要旨にもありますように、100人委員会教育部会学校教育グループより、どの子にも行き届いた教育を進めるために、町内各学校に常勤のオアシス支援・相談員を設置すべきであると提言をお受けいたしました。

学校現場におきましては、クラスに馴染めずに、授業時間中に動き回るといった、発達障がいではないかと思われる児童生徒を含めた学級編成のもと、担任の先生を中心とした授業を進められております。このようなクラスにおきましては、他の子どもたちも授業に集中することができず、また、先生も動き回る子どもに気がいくため学級運営に支障をきたしているのが結果となって出ております。

本年度から各学校に特別支援教育支援員を、年間840時間ですが、配置することとなり、学習指導や学習補助を担当していただいております。そういうことから、学級経営のみならず学校運営の安定化に寄与しているものと判断いたしているところであります。

また、オアシス相談員についても、子どもたちは自分の家族の一員として受け入れており、学校生活の場での悩みの相談などをぶつけていると聞き及んでおります。子どもたちの基礎・基本の学力の定着にもつながってくるものと自負いたしており、今後とも支援員・相談員の配置を継続実施いたしたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)13番瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番瀧すみ江。再質問に入らせていただきます。

まず、国保証明済についてですけれども、先ほど答弁していただきましたが、愛荘町国民健康保険被保険者資格証

明書ならびに短期被保険者証の交付基準内規の第2条、1 資格証明書交付基準の4.町独自の適応除外事由ということで説明があったわけですけれども、この具体的な例として、乳幼児医療費助成の上乗せ地域ということで、対象となる乳幼児が含まれる世帯には資格証明書の対象外とするということで適切なのかどうか。そのようなとらえ方で適切なのかどうかについて答弁をお願いします。

そして、次の日解除基準、町独自の基準、「その他町長が認めたもの」の説明で、社会通念上においてやむを得ない状況と認められるものということで、個々の実情により対応していきますという答弁だったんですけれども、この「社会通念上においてやむを得ない状況」という規定はどのようにされるのかどうかについて、規定は何かについて、答弁をお願いいたしたいと思います。

先日、担当課でお聞きしたところでは、現在6箇月の短期証明証を4人の方に発行しているそうです。予告通知を出して連絡がない方7名に通知を送付して、その中の4名が来庁され納付相談を行い、短期被保険者証を発行したことでした。

国保税滞納者に対する対応については、判定会議で協議するとされているわけですけれども、資格証明書の発行は、町民の命と健康を奪いかねない重大な事態を引き起こしかねないので、個々の状況を的確に把握し、機械的ではなく、きめ細かい対応を今後も行っていくことをこの場で求めますけれども、答弁をお願いいたします。

そして、次に、不燃ごみ収集回数を月2回に増やすことに対する答弁について再質問を行います。これは愛知川町の時代のことですけれども、可燃ごみの1年中週2回収集がまだ行われていない時に、私が一般質問で繰り返し、可燃ごみの1年中週2回収集を求めました。行政は、収集回数を増やすとごみの量が増えると答弁していましたが、後に年中週2回収集を実施した時には、住民の利便性を図るために説明しました。そして、今では、可燃ごみの週2回収集は、当たり前の住民サービスになっています。ですから、不燃ごみについても量はそれほど多くはないと把握しているわけですけれども、そういう立場ではなく、ごみを出す人の立場に立って考えていただきたいと思います。

アパート住まいごみを部屋の中に置かなくてはならない場合、臭うごみを1箇月も持っていること自体、悲惨なことです。可燃ごみの週2回収集の時も、生ごみを夏場1週間持っているのは大変というところから始まりました。肝心なのは、行政のやる気だと思います。

以上のことから、不燃ごみの月2回収集を実施するのにどのようなハードルがあるのかについて、答弁を求める。次に、地域公共交通の実施について再質問します。今の答弁ですと、これから本当に検討していただくわけですから、いろいろな研究・検討が必要なのかと思います。これについて質問させていただきます。

総合計画には、新たに地域交通システムの確立を図りますと明記されていますし、100人委員会福祉部会でも提案されています。高齢者・障がい者の社会参加のために必要なことはもちろんですけれども、例えば、斧磨や松尾寺や上牧野など2.5kmもの遠距離を登下校する小学生も事実です。子どもが何かの都合で1人で登下校しなければならない時など、昨今の情勢において、子どもたちの安全を守るためにも巡回バスは効果を發揮するのではないかと考えるところです。

私たち日本共産党議員団も数年前から各地の巡回バスを視察しているわけですけれども、今後、行政としても愛荘町に最も適した形態を十分調査・研究していただくことを求めますが、答弁をお願いします。

最後に、教育体制の充実について再質問させていただきます。5月17日に出された100人委員会の提案書では、不登校傾向の子、相談の必要な子、いじめ相談の必要な子など、学校生活の中で早期発見・早期相談を行い、早期の指導を行うことが大切になっている時、現在の週半日1~2回のオアシス相談員では、子どもの日常の学校生活も把握できませんと述べられています。

現在のオアシス相談員の体制で、不登校・いじめ相談が必要な子に対する早期発見・早期相談が十分に対応できているのかどうかについて答弁を求める。また、総合計画の基本計画の中に、いじめや不登校の対応について明

記されていますが、オアシス相談員の体制強化は、この観点から見てどうなのがについて見解を求めるけれども、答弁を求めまして終わります。

○議長(森隆一君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)交通サービスの関係でございますけれども、これにつきましては以前から瀧議員からご質問をいたしております。今回、地域交通サービスというようなことで、先ほども答弁させていただきましたように、福祉の支援策も含め、本町にふさわしい交通政策というものを住民の方々の参画をいたく中で、十分議論をしていきたいなと思っております。

今お話をございましたように、教育関係の通学の関係も全部含めた中で、本町にふさわしい議論を深めたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(森隆一君)住民課長。

○住民課長(辻善嗣君)瀧議員の再質問にお答えをいたします。

国保証についての資格証明書のことで、乳幼児云々というご質問がありました。それと、個々の実情の中に社会通念上という言葉もいただきました。それから、3つ目に短期証の発行で7名の方に今通知をして、4名の方に来ていただいて今相談を受けていると。すべて関連がございますので、一括お答えをさせていただきたいのですけれども、乳幼児については、国から示されている収納対策緊急プランの考え方の作成方法の解説にもうたわっておりますけれども、あくまでも国として定められた制度ということではなく、1つの検討課題として提案されているものでありますので、あくまでも資格証明書というのは、国保を安定して運営していくために、またそれの被保険者の方々にとっても有効な方式だと思っております。

社会通念上といつても、これという規定はございません。この基準については、あくまでも内示でございますので、それらのことにつきましては、税務課と協調しながら、その事情により個々に柔軟に対応していくことで今後も進めたいと思いますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)環境対策課長。

(環境対策課長西川作男君登壇)

○環境対策課長(西川作男君)瀧議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、不燃ごみの月2回ということで再質問をされたわけでございます。ごみを出す側の立場ということでございますけれども、総合計画によりますところの自助・共助・公助という部分がございます。不燃ごみにつきまして臭いがするというふうなことであれば、各ご家庭でその臭いを取るように水洗い等をしていただいて、それで保管していただくと。また、共助につきましては、それぞれのステーションで集落ごとに当番を決めて、整理なり整頓なりして、そのステーションをお守りいただいているところだというふうなことを思うわけでございます。ですから、自助・共助がしっかりとされていれば、こういう問題は解決するのではないかというふうに理解しております。

また、昨年の1年間に負担回数の増を、我々の課の方に問い合わせ、要望があったのは1件だというふうに聞いております。そういう比較的少ない数字であったということ。それから、巡回の回数を今の月1回を月2回というふうになれば、回数だけで400万円の負担増ということになってきますので、この点についてもお含みいただきたいと思います。以上でございます。

○議長(森隆一君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)ただいまのご質問でございますけれども、現時点でのオアシス相談員の活動時間からすると、十分なものとは言えない、このように判断はいたしておりますけれども、充実したものになるようにこれからも取り組みを深めてまいりたいと思っております。

進行していくだけの形で学校等とも今後ともに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

◇河村善一君

○議長(森隆一君)5番河村善一君。

[5番河村善一君登壇]

○5番(河村善一君)5番、河村善一。一般質問を行います。2つの点についてお伺いさせていただきたいと思います。1つ目は、教育長の教育方針と、2つ目は、重度心身障がい者が通う彦根通園についてお尋ねしたいと思います。

1つ目の教育長の教育方針を問うということについて、新しく教育長になられた渡部幹雄教育長にお尋ねいたします。

就任直後の愛知中学校の入学式のあいさつの中で、新しく入ってこられた新入生の激励の言葉とともに、教育長としての今後の抱負なり決意について述べておられました。改めて教育長としての今後の教育方針について述べていただきたいと思います。

次に、愛知川小学校の今年の新入生は89名、来年は120名と聞いております。それに伴い、小学校の増築も完了しました。中学校も人数が増えるとのことで、増築の予定です。他地域では入学者数が激減する中、愛荘町では増えているということで、町に活気があふれ元気が出てきて、ありがたいことだと思っております。

ここで、お尋ねするのですが、現在、町内の小学校から町内の中学校へ入学される生徒さんの人数と、町外の中学校に入学される生徒さんの人数は、何人ですか。ある地域の中学校では、4分の1の生徒さんが地域外の中学校に行くと聞きました。県立中学校や私立中学校へ行かれるのを止めることはできませんが、それ以上に町内の小・中学校は魅力ある学校づくりをしていただき、できるだけ町内の学校に入っていただくように望むものです。そのためには、教育委員会はじめ小・中学校の先生方に、今以上のご努力をお願いするものです。何と言っても教育は、学校の先生に負うところが大であります。生徒は、先生を好きになることによって、先生の教える教科が好きになり、成績が伸びたり、クラブ活動でも好成績をあげたりするものと思うのです。このことについて、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

私たちが学校を知る1つの方法として、各学校のホームページがあります。それぞれの学校の行事とか記事が紹介されています。しかし、実際に愛荘町の各学校のホームページを開いてみると、20年度の行事紹介をしている学校は2校で、その他の学校は、19年度の年間行事予定のままとなっております。

また、トピック欄で最近の行事を紹介したり記事にしている学校は、1校のみであります。東近江市のある中学校のホームページでは、学校での取り組みをいろいろ多くの方に理解していただこうと、卒業式・入学式の行事をはじめ各月の行事を紹介するとともに、地域・保護者への欄なども設け、幅広い学校紹介をしています。これこそ開かれた学校であり、保護者をはじめ地域のご協力が得られるのではないかでしょうか。その関係でか知りませんが、ホームページのアクセス数も相当あると聞いております。

愛荘町の各学校でも保護者・地域の皆さまのご理解を得られるよう、学校の取り組みを積極的に紹介するよう努めいただきたいと思うのです。このことについて、教育長の所見を求めたいと思います。

2つ目、重度心身障害がい者彦根通園についてでございます。彦根通園は重度心身障がい者が月曜日から金曜日まで通っているところです。その中には、気管切開や胃ろうなど、常時医療行為の必要な者もいます。そのため、看護師さんが1名以上はいて、たんの吸引とか胃ろうからの注入などの医療行為も行っていただいております。最近で

は、その彦根通園に通つ入歟も多くなり、今後も増えてまいります。現在ある人アッフのップ21の2階によ入りされないので、他の場所に移転する予定であると聞いております。

しかし、移転するにあたっては、今まで彦根通園が開いてきた経緯があり、ひわこ学園のソフト面での人を必ず入れていただくようお願いするとともに、親御さんの要望を十分聞いていただくようお願いいたしたいと思います。

そこで、発表できる範囲で結構ですので、今後の予定についてお聞かせいただきたいと思います。以上2点についてお尋ねいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

[健康福祉課長杉本幸雄君登壇]

○健康福祉課長(杉本幸雄君)2点目の重度心身障がい児者のより所である彦根通園の今後について、お答えをいたします。

重度の知的障がいと身体障がいのある在宅重症心身障がい児者の日中活動を支援するため、平成9年度より彦根・愛知・犬上地域の市町が共同いたしまして、通園施設をステップアップ21の一室を借用して設置をし、ひわこ学園が実質運営をいたしております。現在、定員10名に対しまして利用者は13名いらっしゃいます。10年後には、35名程度の利用が見込まれており、重症心身障がい者の親の会からも新たな通園施設について早期整備の要望がなされております。

しかし、ステップアップ21内の現通園施設は、同施設内に利用可能な部屋はほかになく、敷地内に増築スペースもないため、今後の養護学校卒業生が利用できる通園施設の新設が必要でございます。

このため、国・県の補助を受け、1市4町の支援による新たな通園施設を平成21年度において整備をし、22年度より開設することを計画いたしております。設置運営主体は、彦愛犬地域内において用地を確保し、当該施設の建設が可能な社会福祉法人・医療法人・財団法人で重度心身障がい者に対して当事業を適切に実施できると認められる法人を彦愛犬1市4町と湖東地域振興局で検討・協議をいたしました。その結果、社会福祉法人青い鳥会の彦根学園を予定いたしております。

法人の選定に関しましては、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とすることから、当初は、保護者が望まれておられます現彦根通園の運営主体であるひわこ学園に、第2通園の運営主体になっていただくべく申し入れをしてまいりました。しかしながら、ひわこ学園は、他の法人に技術支援は行うものの、湖南地域以外では生活介護施設を設置しないことを方針とされておられます。親の会の皆さまがご心配なされておられますひわこ学園からのソフト面での技術的支援をいただけることは確認をさせていただいておりますので、ご安心をいただきたいと存じます。これから施設整備に向けて具体的な検討を進めてまいりますが、保護者の皆さまとも協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと存じます。

○議長(森隆一君)教育長。

[教育長渡部幹雄君登壇]

○教育長(渡部幹雄君)河村議員さんから、私の教育長就任にあたりまして教育長としての方針についてご質問をいただきましたので、基本的な考え方を述べさせていただきます。

最初にお断り申し上げますが、川口前教育長の残任期間が私の教育長としての任期ということでありまして、その任期という事情もご賢察いただければ幸甚に存じます。教育長としての方針でございますが、次の4点が主な主題です。

まず、第1点は、合併以降、川口前教育長が積み上げられた成果を大切にすると同時に、築かれた土台および総合計画の中期の実績を踏まえて、新たな展開を実現していくことをおもに

第2回は、地域の教育力を高めることです。地域の関係性が薄れ、地域の教育が低下していることはご案内のとおりですが、こうした現状を考えて、いかに地域の教育力を高めるかと言えば、地域に内在する潜在的な教育作用をより効果的に引き出すことにほかなりません。具体的には、地域に存在する人材・組織・施設・機関・伝統などの地域資源の活用を図りたいと考えております。

第3回は、読書活動の推進に力点を置きます。元早稲田大学教授の鳥越信氏が著書の中で、鹿児島県で1960年代に始まった親子20分間読書の30年間の成果として、非行の減少と学力向上が認められたことを指摘されており、『目に見える学力、目に見えない学力』の著者である岸本裕史氏も、読書は学力と密接な関係がある。また、読書はあらゆる強化の礎(いしづえ)ということも述べております。

今話題の東京都杉並区和田中学校の民間出身の校長であった藤原和博氏も、名作の音読を奨励しているように、教育会で著名な実績をあげられている人々それぞれの教育方法論に違いがあったとしても、共通して読書の有効性を訴えています。学校を卒業された方々にとっても、本・情報はそれぞれの人生を切り拓くためのものであり、「情報を制するものは時代を制する。」、「読書を支える図書館は住民の発展装置である。」という認識を持っております。

第4回は、学校および教育関係機関に携わる教育関係職員の資質向上をめざすことです。どんな学校か、あるいは、どんな教育施設かは、どのような職員が配置されているかと同義語であるということを認識しております。そうした意味で、関係職員の資質向上に力点を置きたいと考えております。

以上の点を中心に、本町の教育を進めたいと存じます。

お尋ねの2点目ですが、本町の小学校を卒業されて、本町以外の中学校に進学された他市町で学ばれている方、1年生から3年生までの合計ですが、35名いらっしゃいます。

誰もが進学したくなるような学校づくりは当然のことと考えております。今後、一層魅力ある学校づくりに教職員・教育関係職員共々邁進したいと考えております。児童や生徒が教師を慕い、教師を尊敬するのは、教師の指導力にほかなりません。指導力の有無が教科の学習や部活動に影響するのは当然のことですので、教師個々の指導力の向上に努めたいと存じます。

そのほかのご質問については、学校教育課長がお答えいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君) 学校教育課長。

(学校教育課長森英昭君登壇)

○学校教育課長(森英昭君) 河村議員のご質問にお答えします。

先ほど、学校関係のホームページについてのご質問がございました。議員のご質問のとおり、幼稚園・小学校・中学校のホームページの更新が現在遅っております。2校で書き換えということで、現在まだあのところは残っております。ご覧いただいております住民の方々に大変ご迷惑をおかけして、申し訳なく思っております。現在、担当課と調整をして、早急に現時点のものとして活用していただけるよう方針をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それから、先ほど教育長が、小学校・中学校で現在外へ、違う学校へ通われているという子どもさんのお話がありましたけれども、中学校で1年生から3年生で35名とありましたけれども、今年度は全部で15名の子どもたちが、義務学校ならびに県立、そして私立の中学校の方に進学しております。以上、報告を終わらせていただいて答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君) 5番 河村君。

○5番(河村善一君) 1つ目に、先に彦根通園のことについて要望しておきたいと思いますのは、彦根通園がなぜ、

あそここの豊郷のステップアップ21にできたかというと、やはり医療行為の豊郷病院の近く、それと、あれができるとともに小児科ができたという経過があるわけですね。そういう意味での十分、ほんまもう内定というようなことだろうと思うのですけれども、そういう医療行為を伴う子どもたちの、あるいは人たちのケアというのを十二分に考えていただきたいと思うのです。それと、入所する人たちの保護者の方、非常にご心配な部分があると思いますので、今後それは要望としてしておきたいと思います。

第2点目、教育関係のことについてホームページのことについてお尋ねと、紹介しておきたいと思う部分は、ホームページについて、私もごく最近まであまり詳しく見ていないかった点があるので、ご指摘が遅くなってしまったのですけれども、やはりちょっと見てみると、各学校長もやはり自分の学校のホームページを見ていないだろうと思うのです。見ていたら、こういうことは恥ずかしい、19年度の行事が載っているということになつていいだろうと。ただ、私は非常に誉めるべき点は、秦荘西小学校は、トピックを必ず入れて紹介している。ごく最近、今日も開いてきたら、6月9日、4年生が愛知郡の水道事務所を見学しましたという、写真入りでコメントを入れて載せている。6月7日・6月5日、ここの学校については、やはり誰か担当者がおられて、きちんとされている。人数も20年度の行事予定が載っているということがあるので、1校でできることで、ほかの学校はできないこともないので、開かれた学校、あるいはもっと学校を理解してください、私たちの苦労は大変なのですよと言つても、やはり発信しないとダメだと思うので、やはりこれは今後努力を入れてやっていただきたいと思うのです。

私も、このことについては、以前、管理課長を3月頃に気付いて尋ねていって、ほかの学校を見て、愛荘町の各学校は遅れていますよというご指摘をしながら、質問する機会がなかったしということで、こうなってきてているわけですけれども、県の教育委員会でも見てみると、教育委員長が県の教育委員会のホームページのトピック欄で、「こんにちは、教育長です」と、滋賀県の教育委員会教育長の末松教育長のあいさつが載っていたりするわけです。教育の欄に、私はそういうように積極的に載せられているのであれば、愛荘町の教育長のそういう欄も載せられていいのではないかなど。あるいは、教育長の顔も私は見えないと思うので、もっとそういう表示をされるべきだし、教育委員会がどういう取り組みをしているかという内容も何も、愛荘町はないわけですね。滋賀県の教育委員会は、やはり結構いろいろ載っているわけですよ。こういうことを取り組んでいる、こういうことをやっていると。そういう意味では、もっと教育委員会ではそういうような工夫をしていただきたいと思うし、そういう努力をしてもらいたい。

各学校でのホームページの中で、なぜトピック欄を載せてもらいたいかと言うと、5月22日と23日に中体連の春季の総体の大会がありました。聞いてみると、秦荘中学校が柔道で県で優勝しているわけですね。そういうことも、やはりもっとどんどん紹介してアピールすべきではないかなというようなことを思つますので、そういうことを要望と言うか、ぜひ取り組んでいただいて、もっとホームページを活用し、文書で配るとお金がかからったり、いろいろするわけですし、ホームページだと、やはり無料でというわけではないのですけれども、関心ある人は見られているわけです。

滋賀県のホームページのリンク先でも、やはり各学校の名前は入って、アクセスするだけが我々行く場ではないので、もっともっとそういう点を取り組んでもらいたいと思いますけれども、課長に今後早急にそういうなものを取り組むという予定なり、あるいは今後そういう、今まで打ち合わせされたのかどうかというようなことについての質問をして、終わりたいと思います。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

○学校教育課長(森秀昭君)この間、町の校園長会におきまして、それぞれ教育長の教育方針を受けて、学校の方でそれぞれ取り組んでいただくということを、できるだけ内部にとどめるのでなくして、外部それぞれのところに発信し

いいにこなさい。そのためにも、ホームページをもっと充実させるものにしていいにこなさいといつて、お願いをします。

それで、今ホームページの方はそれぞれデータをまた管理課の方にお送りさせていただいて、そちらの方で載せていただいているということもございますので、各学校それぞれ主任の者がそういうものに取り組むように、またそのデータとしてどんどん入れられるようにということで、連絡をさせていただきました。以上です。

○議長(森隆一君)ここで全体的なお願いをしておきたいのですけれども、ここは一般質問の場として、要望等がある場合は、要望は各担当課に行ってしていただければ結構だと思いますので、お願いという形でしておきたいと。関連した質問ということになれば、要望の中での質問事項ならば結構ですけれども、要望だけという場合は、各担当課で要望していただきたいと思います。

ここで暫時休憩します。

休憩午後2時14分

再開午後2時25分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◇辰巳保君

○議長(森隆一君)1番、辰巳保君。

#### [1番辰巳保君登壇]

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。一般質問を行います。

まずははじめに、村西町長がこの今議会の始まるにおいてのあいさつの中で、総合計画を決定し、それに基づいたまちづくりを進めていく初年度として、その覚悟を述べられました。私は、今期の一般質問は、その総合計画に基づいて、農業また生活道路、子どもたちの歩道、そして、今大きな問題になっています社会保障問題、こうしたもの町長の見識を問いたい、このように質問を行います。

まず、農業経営の安定化と農地の保全の考え方について質問を行います。日本共産党は、3月7日に日本農業をどのようにして立て直していくのか、食料自給率をどうやって引き上げていくかを示すために、農業再生プランを発表しました。その再生プランをもとに全国で懇談を行っています。滋賀県においても近江八幡市で、JAの方、また生協の方等も参加していただいてシンポジウムを開いたところです。

私は農家の方と話す時にいつも、愛荘町の地域の活性化で一番重要なのは農業経営が何よりも安定していくこと、そうでなければだめだということを言い続けています。愛荘町は、都市部と混在はしていますが、やはり農村地域です。昔は、1町耕作をしていたら金持ちだと言われ、そうした状況の中で、半ばゆとりがあるからこそ集落の事業もスムーズに進められ、集落における人間関係を良好にする。このように地域社会に大きな貢献をしてきたわけです。何よりも地域経済に大きく貢献していることも、私はこの場を借りて訴えたいと思います。

自民党政治の農業経営破壊政策は、離農者を増やし、先祖の土地を維持するのに農業外収入で賄っている、これが現実です。農業経営の破壊は、残念ながら、先ほども地域経済に貢献すると言いました。やはり、農業経営で安定してくれば、地域の購買力が高まります。地域の購買力が高まるということは、そこに私たち中小・零細、自営業者に潤ってくるわけです。このような循環関係にあるからです。

町長、町総合計画の基本計画では、環境保全の観点から、総合的な農地の保全を図り、集落環境の整備に対する支援をしますとうたっています。農林業の振興では、優良農地の保全を図るとうたっています。調和のとれた土地利用の推進では、優良農地の保全と住民との連携のもとに、土地利用のあり方を検討すると、方針を示しています。現

状は、農地転用による宅地開発が進んでいます。

町長、自民党の経営安定対策ではなく、農業経営破壊政策でどのように愛荘町農地を保全していくのか、その見解を求めておきます。

町村官房長官は、5月31日に都内で行った講演で、世界的な食糧価格の高騰を受け、減反政策の見直しの考えを示しました。農業経営の安定化を示したものではありません。

私は、先の3月議会で、湖東三山インターチェンジの設置費用に5億円の投資は、米1俵当たり1,000円を支援できると言いました。インターチェンジをつくっても農業経営の安定化がなければ、愛荘町独自の地域の活性化そのものがつくり出せない、創造できないと考えています。

町総合計画の基本計画の農林業の振興では、市場原理に即した農業経営を確立することが求められているとうたっています。日本の基幹産業である農業を市場任せにしてきたからこそ、今日の農業破壊が進み、後継者問題が深刻になってきたのではないでしょうか。農業経営の安定化ならびに愛荘町農業をどのように守っていくとしておられるのか、見識をお尋ねしておきます。

次に、町道の道路改修ならびに舗装改修を求めるについて質問します。私は、幹線ではありますが、町内の主要な道路を雨の日に見て回りました。町内の町道ならびに県道を注意深く巡回しました。小学生などの通学路にもかかわらず、道路の凹凸ならびに水路と舗装面との段差に起因して水溜りが多く発生していること。車道と歩道を区切る縁石による雨水だまりが随所に生まれていること。主要道路の交差点における水溜りも大変気になるところでです。また、通学路となっている歩道も随所におうとつによる水溜りが発生しています。そして、下水道のマンホール蓋には、傾斜のない町道はほとんどと言って言い過ぎではありません、水溜りが起こっています。マンホール蓋における水溜りの解消は、道路改修ごとにわずかのかさ上げを行うことが適切かどうかは、使用材によっては2次災害の要因にもなり、技術面からも研究が必要かも知れません。

しかし、前段申し上げた車道および歩道の凹凸や縁石による雨水だまりなどは、解決をすることができます。特に、歩道のない町道を通学路としている子どもたちは、大変迷惑を被っています。よって、次のことについて求めます。下水道工事等による地盤も落ち着いてきた、このように考えます。また、こうした経過年数によって、各自治会からも要望が出ていると推察します。町内全域の町道の点検を行い、改修の年次計画の立案を求めておきます。

通学路との関係で早急に解決すべき道路ならびに歩道は、中山道石橋から愛知川まで東円堂豊国運動公園付近交差点から豊満間の道路、そして、同地先から東部開発道路までの歩道、またその豊満地先の交差点から愛知川東小学校前の交差点までの道路、元持の幹線道路、秦荘庁舎から安孫子の県道T字路、秦荘東小学校から安孫子の幹線道路、次の県道T字路まで、加えて言うなら現在、秦荘東小学校から常安寺までの歩道工事が行われていますが、同線東側の凹凸はひどく、この際全面改修が行われるとは思いますが、確認をしておき、以上について、早急に解決すべき道路・歩道、また全体については、年次計画を立てていくことについて答弁を求めておきます。

次に、愛荘町総合計画理念からの医療制度・介護制度について質問します。愛荘町総合計画は、基本構想のイの一番に「自然と人が輝き、豊かさを協働で追及するまちづくり」を基本姿勢としています。まちづくりの基本理念および基本方針には、「子どもから高齢者まですべての住民が、参加と協働の中から安心と生きがいを得ることのできるまちをめざします。子どもから高齢者まで、健やかにいきいきと社会参加できるまちをめざします」と、理念をうたっています。

残念ながら、みんなの安心を支え合う重点プロジェクトには、高齢者を支援していく記述はありませんでした。いずれにしても、基本構想・基本計画で「安心と生きがいを得ることができるまちづくり」をうたっている。こうした観点から、後期高齢者医療制度は、町総合計画の理念に合致するのかどうか、答弁を求めておきます。

もう1つ、介護保険制度の要介護度認定において不可解な事案が惹起(じゃっさき)したことを申し上げておきます。90歳の高齢の方は、昨年まで要介護度4であったのが、今年の認定審査まで要介護度3になってしまった。90

歳という高齢で24時間寝たきり状態の方が、今年の認定審査会を境に変化はしていないご家族の方は言われます。にもかかわらず、要介護度が良好になったとの判定は、どのような基準の変化、もしくは認定によるものか。この点についてご答弁をいただき、また、判定の変化によって扶助費が後退した。要するに、削られたということをお聞きしました。人が輝き、豊かさを協働で追求するまちづくりという理念に合致しているのかどうか。この扶助費削減について、こうした総合計画の理念から答弁を求めて質問いたします。

○議長(森隆一君)町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)辰己議員のご質問のうち「農業経営の安定化と農地の保全の考え方について」のご質問にお答えをいたします。

農村には、長い年月をかけて拓かれた田園、そして四季折々に変化していく広大な空間、それを育んできた清らかな水と生物、そこに花開いた多様な文化と暮らしがあり、まさにふるさとの資源であります。そして、これまでこのふるさとの資源が維持・保全してこれたのは、有史以来、農業が日本の基幹産業として成り立ち、豊かな暮らしを支えることができたからこそ、農村の今があると思います。

ところが、20世紀後半、ここわずか半世紀、世界の経済大国に押し上げられた日本の経済発展は、豊かな生活を確保しましたが、産業構造を劇的に変えてしまいました。平成18年の産業別国内総生産、つまりGDPは508兆円、そのうち漁業や林業を含めた農林水産業総額7兆4,000億円で、全体のGDPの1.5%しかありません。19年版農水省白書による農業算出額の内訳は、野菜・果実2兆8,000億円、畜産・酪農で2兆3,000億円、米は3位で1兆8,000億円などとなっておりまして、私は、米が当然1位だと思っていたから、これらのデータに改めて驚いた次第であります。

米の総生産額は、日本の企業ランキングで見ますと70位ぐらい、キリンビールか日通1社の売上高に相当し、農業就業人口300万人の農業は、いまや中堅の一大企業並みになってしまいました。そして、今後も世界の「人・物・金」はますますグローバル化が進み、地球は1つになり、あらゆる垣根が低くなっている、産業の国際的分業化が大きな潮流となり、この流れを避けることはできません。

去る6月6日付日本経済新聞一面トップに、日本の製造業の海外売上高比率が5割になってきたことを伝えております。そして、その中でも著しい伸びを示したのが、従来、輸出型産業に対し内需型産業と言われていた食品産業で、その20%は海外で売っているというわけであります。そのような中で、日本人の主食を支え農業を維持していくため、国の農水省予算だけでも20年度2兆6,000億円、それに地方公共団体の農業予算を加えれば生産額をはるかに上回る出資をしているはずであり、税金による農業振興策はもう限界だという声も現実に出ております。

加えて、農地の大規模化・集約化などにより、農家やJAなどの投資額も巨額に上っていると考えられます。農業はもはや経済優先の産業論では語れない、国民の安全な食を安定して供給するための保護産業となっており、地方の生活基盤である農村の環境を守り、国土保全の重要な役割を担っているものと考えるべきだと思います。

農業を維持していくためには、農業が経営として成り立つ産業でなければならないものであります。國が食品の自給率を言うならば、日本の農業を国民的課題として位置づけ、農家の営農意欲を喚起するような抜本的な方策を講じるべきと考えます。認定農家や集落営農がちゃんと営んでいける見通しを政府が政策としてもっていかなければ、地方だけではとても支えきれるものではありません。その上で、地域や地方行政が何を担うのか。昨今の場当たり的で猫の目施策でなく、腰を据えた長期的な展望に立って夢のある施策をたてるべきだと思います。

町いたしましては、県下で唯一団体に対し農業機械購入の補助金を予算化いたしております。ささやかな施策ではありますけれども、これらの適切な執行に努めてまいりたいと考えております。

また、町総合計画にうたう「農地や集落環境の保全」を図るためには、昨年から始まりました農地・水・環境保全向上事業は、進め方にまだ課題がいろいろある事業ではございますが、その狙いとするところは総合計画の狙いと目的は同じであり、地域住民の皆さんとともに、この事業の適切な執行にあたりたいと考えています。

一方で、農地の保全を図りつつ、バランスのとれた土地の有効な活用を早期に図り、早期にインターチェンジを設置し、これを核とした企業誘致や地場産業の振興を進め、職場と収支を確保し、愛荘町が福祉や教育に財源を導入できるまち、そして次代を担う若い人たちに夢と希望の持てる活力に満ちたまちを目指すことが、今、私たちに課せられた重要な責務と考え、全力を導入いたしたいと考えております。議員各位のご理解、ご支援をお願いしたいと存じます。

○議長(森隆一君)副町長。

(副町長宇野一雄君登壇)

○副町長(宇野一雄君)「町総合計画理念からの医療制度と介護制度について」のご質問のうち、「後期高齢者医療制度は町総合計画理念と合致しているか」とのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、総合計画は、地方自治法第2条第4項に基づき、議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために基本構想を定めているものでございます。愛荘町総合計画の基本構想は、愛荘町の10年後の将来を展望し、まちづくりの基本的な3つの理念、「暮らし、まち、人」や目標像、その実現のための基本方針を示し、総合的かつ計画的な行政運営を行うものでございます。

その実施計画は、財政的な裏づけや社会経済情勢を判断しながら、5年間の計画をローリング方式で毎年度更新することによりまして、実効性の高い計画にしようとするものでございます。

ご質問の後期高齢者医療制度、(通称)長寿医療制度に関してでございますが、高齢者をはじめとする町民の誰もが地域でいきいきと暮らし、身近な社会参加や在宅での生活の確保は最も大切でございます。そのためには、地域生活にかかわります各種制度の円滑な運営と、保健・福祉・医療が一体となったサービスの提供が重要と考えております。とりわけ、高齢者の方々にはより一層の支援が求められるところでございます。これらのこととは、愛荘町総合計画にございます「安心、いきいき笑顔あふれる暮らし」の基本理念に包括されるものと認識をいたしております。後期高齢者医療制度につきましては、急速な少子高齢化の進展や経済の低成長への移行など、医療を取り巻く環境は大きく変化し、医療制度につきましても安定的な医療サービスの供給に向け、抜本的な構造改革が求められております。

このような中、国民皆保険を堅持するため、その負担を国民みんなで支え合う新たな高齢者制度として国が制度設計をされ、後期高齢者医療制度が創設されたものでございます。負担率は異なりますものの、公費・現役世代・被保険者がそれぞれ負担する制度となっており、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保する措置で、本年4月より施行されたところでございます。

このことは、現代世代と高齢者世代が互いに支え合う相互扶助の仕組みとなっておりまして、子どもから高齢者まですべての住民が参加と協働の中から、安心といきがいを得ることのできるまちづくりを目指すという本町の計画理念から考えますと、同制度と愛荘町総合計画とは、乖離(かいり)はないというように考えております。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

(健康福祉課長杉本幸雄君登壇)

○健康福祉課長(杉本幸雄君)次に、3点目の後段の部分でございます。「要介護度の判定変更は、基準の変化に起因するのか。判定の変化により扶助費が後退することは、総合計画理念に合致するのか」のご質問にお答えいたします。

介護保険制度は、被保険者の介護が必要になった状態に関して必要な保険給付を行うもので、介護給付を受けるためには、市町村による要介護者または要支援者の認定を受けることが必要でございます。

被保険者本人または家族、介護支援専門員(ケアマネ)からの申請を受けて、町が主治医に対し、身体・精神上の障害の原因である疾病または負傷の状況について意見を求める主治医意見書と、介護認定調査員が面接で82項目の心身状態等の確認を行いまして、主治医意見書と調査員の調査項目からコンピュータによる一次判定を行います。その後、認定審査会に一次判定と調査内容・主治医意見書を通知し、審査と判定を依頼いたします。

審査会は、審査と2次判定を行い、結果を町に報告し、町は被保険者に認定結果を通知させていただきます。審査会の委員は、保健・医療・福祉に関する学識経験者各2名の計6名が出席し、専門領域の意見を出し合われ慎重審議をいただいております。町は審査会に必要な情報の提供と審査の依頼を行いまして、審査会は審査・判定を行われ、そして結果を町に報告いただくという関係にございます。

介護認定の判定には、非該当・要支援状態・要介護状態がございまして、要介護状態は、身体または精神の障害のために入浴・排泄・食事など、毎日の生活動作について6箇月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態でございます。その介護の程度により5段階に区分されています。

その最重度である要介護5では、寝返り・立ち上がり・歩行・食事・更衣(着替え)・排泄のすべてが自分で行えず、介護の必要度がとても高い状態にあり、反対に、日常生活の中で少しでもご本人にできる能力があれば、その程度に応じた介護の判定となります。

また、認定の有効期間は、初めての申請では原則6箇月、次回からは12箇月と規定されております。審査判定時の状況が変化する可能性があればより短く、変化しないと考えられる時は、最長24箇月とすることができます。有効期間外でも状態が著しく変化した場合は、変更申請を行うことができます。

介護度の判定基準については、平成18年4月に要支援者から要介護1の範囲で基準の変更がございました。しかし、要介護2~5については変更ございません。

今回の24時間寝たきりの状態であると言われる内容だけで判断すると、最重度の要介護5であると考えます。ところが、以前の判定で要介護4、今回の判定が要介護3ということは、24時間の寝たきり状態ではなく、日常生活の中でご本人にできる能力があると推測されます。申請される方はお一人おひとり状態が異なるために、寝たきり状態であることが要介護5であるか否かは容易に判断できず、寝たきり状態であっても、周囲の支援を受けながらご本人のできる能力を發揮できることは、介護保険の目的である「能力に応じた自立した生活を営むこと」のできる第一歩でございます。その状態を調査や主治医の意見書から判定することになるからでございます。

また、昨年680件の審査件数の中で、前回の認定より軽度の判定がされた方は60人いらっしゃいます。重度となる人と比較すれば、少ないながらも状態の改善が見られております。

町では、認定結果の通知を行う際に、結果に万一不服がある方には不服申し立てができることと、申し立ては滋賀県介護保険審査会に審査請求できることを明記いたしております。しかしながら、合併時点から今日まで審査請求された事例は発生しておりません。認定結果に疑問や不服がございます場合には、まず町の窓口であります私ども健康福祉課へご相談をいただきたいと思います。その上で、ご納得できな場合には、滋賀県介護保険審査会に申し立てをすることができますので、ご理解を賜わりたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)建設課長。

(建設課長藤田由起雄君登壇)

○建設課長(藤田由起雄君)2点目の「町道の道路改修、舗装改修を求める」ということについて、ご答弁を申し上げたいと思います。

議員ご指摘のとおり、町内の町道・県道の路面状態、舗装の状態につきましては、総対的に決して良好な状態には

ございません。わだちや舗装の老朽化に起因するものがほとんどですが、中には、下水道工事や沿線で行われております宅地開発等に伴います復旧工事の影響もございまして、当初適正な高さであったはずの歩道ブロックとの間に凹凸ができ、多くの水溜まりができるという現状でございます。

しかし、マンホールの蓋の上にできる水溜まりにつきましては、除雪時に除雪板が引っかかる等の二次災害が起こらないようにするため、マンホールの蓋を故意に舗装面より2cm程度下げて設置しておりますので、マンホールに水が溜りますことにつきましては、ご了承をいただきたいと思います。

町では、歩道・車道とともに特にひどい場所の修繕を道路維持補修工事として予算の範囲内で施工しておりますが、ポイントが限られているのが現状でございます。また、急にできました陥没等の補修につきましては、町で保管しております常温合材で緊急的に応急処置をして、後日道路維持補修工事で部分打ち替えを行っております。

議員のご指摘の歩道・車道の不陸を整正し、子どもたちが安心して通学できる社会環境をつくるためには、路床改良などもし、透水性舗装で全面打ち替えする工法がベストではございますけれども、何分にも高くつくというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、町道全般について路面状態の調査を早急に実施し、その結果に基づき、優先順位をつけ順次改修していく必要があると考えますが、広範囲の中でございますので、どこをどういうふうに補修をするのが妥当であるかというようなことを多種多様な工法の中から模索していくことが必要でございますので、なかなか難しい面もございますけれども、当面は全面打ち替えでなく、現状の部分打ち替えを中心に対応していかないと、このように思っておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

なお、最後に、町道常安寺元持線の舗装復旧につきましては、今年度繰越分の歩道整備400m分につきましては、この秋にも全面打ち替え舗装を施工いたしますし、残り200mにつきましても、今年度歩道整備を実施した後に、来年度早いうちに全面打ち替え舗装を行う予定でございますのでよろしくご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長(森隆一君)1番、辰己保君

○1番(辰己保君)1番、辰己。では、先に道路の関係だけ言っておきます。全体を見ていくには予算も当然あるわけですが、今、早急に解決しなければならないという、あえて路線を指摘させていただいたのは、ではまた膏薬(こうやく)を貼る工事をしてくれるのかということで、それはもうあの膏薬(こうやく)貼りでは解決しない、同じことだけは言っています。ですから、そのために子どもたちが通学するのに迷惑をしているよというので、あえて路線の名前をあげたのですから。膏薬(こうやく)貼りはやめてほしい。それだけは言っておきます。直ちに解決できる、予算内で解決できるところはやる。また、予算が補正でつけられるのならつけて行うということも言っておきます。

そして、総合計画で基づくところですが、当然私は総合計画に基づいて、各々町長、副町長、健康福祉課長が答えていただいた部分は、町でできる部分は本当に限られてきます。何かを独自でやろうとすればペナルティを暗にかけてきます。確かに副町長が言うように、総合計画とこの制度を見たときに乖離(かいり)をしているのかどうかということを言えば、乖離(かいり)していませんと。でも、制度そのものはこの総合計画を進めていく上で矛盾を抱えていないかどうか。矛盾はないのかどうか。その点については答弁をいただきます。

町長についても同じよう言われました。町でできることは限られています。だからこそ、我々は国にやるべきことをやらせていくことが大事。そのためには何が必要なのかと私は言いたいわけです。やはり、農村地域ですから農村の持っている環境、人づくり、あらゆるものを持ち合わせているのですから、そこを大事にするのだということが、私は町長自身の行政運営上必要ではないかと、それが総合計画を進めていく上での基調になるのではないかということが訴えたいわけです。

ですから、アメリカのブッシュ大統領でさえ、農民の前でこういうことを言っているのです。「食料を自給できない国を

想像できるか。そんな国は国際的な圧力と危険にさらされている国だ。食料自給は国家安全保障の問題であり、アメリカ国民の健康を守るために輸入食品に頼らなくてよいのは何とありがたいことか」というふうなことを言っているのです。日本に危険な部位を含む牛肉を押し付けていながら、我が国の食料の安心は守りますよと言っているのです。ですから、愛荘町にとってもそのくらい言ったらいいのですよ。そういう姿勢がいるのだということを私は強調したいのです。

ですから、町長は、その全体としての地域の活性化を当然求めて、追求はされていかれるでしょう。しかし、企業誘致にしろ、そういう栄えがあったとしても、ベースはやはり農地を、農業をどのように守っていくのか。そのためには農業経営の安定ということがベースになるのだということを言いたいんです。

再度、私は、今のこうした投機やらそういうものに振り回される国際社会の中で、なおかつ、まだ輸入を続けようとする日本の中で、やはり愛荘町として農業を守る、農地を保全していく、そのことの上に立ったまちづくりを進めていくということをしっかりと基盤に据えてほしい。このことを思っているわけですから、それについて再度決意と言いますか、その見識をお尋ねをしておきます。

そして、介護保険制度についてですが、すべてに言えるわけですが、要するに安心安全は当然、保険制度においては皆保険制度であったほうが、まずはそれは安心なのです。しかし、私は介護保険制度で言いたいのは介護度が4から3に認定替えがされた。そのために、要介護度4に認定されて受けられていた激励金、老々介護の中で年金生活の中で介護激励金をいただけた。それが認定替えによって打ち切られる。これは本当に現実の、確かにその介護認定から言えばそういうことを行わなければならないのかもわからないけれども、実際に受けておられる生活実態というのは、精神的にも物品的にも実際は厳しいのだと。だから、認定替えされるそのものが当事者は理解ができない。90歳という高齢になって、よくなるとは当然誰しも思っていないところから矛盾が広がる。やはりそこに老々介護をやっているという現実から、介護激励金等は何らかの形で延長できないのか。支給できないのか。そうした制度の改正を行う、見直しをやることこそ安心のまちづくりと。安心を得るという言葉が入っていますから、安心を得るまちづくりとなると思うのです。こういう点で、愛荘町全体を見て見直すべきは見直されないのか。その点についての今後の考え方をお尋ねしておきます。

副町長に、乖離(かいり)していないと言われるわけですから、今議論がされている後期高齢者医療制度におけることをどのようにとらえられているのか、その見識をお尋ねしておきます。

○議長(森隆一君)町長。

○町長(村西俊雄君)それでは、再質問に私の考えを述べさせていただきますが、まずは農政のこれから日本の展望でございますけれども、これはやはり自給率の確保、安全な食の確保といったことが今一番大きな課題になってしまっています。そのあたりだと思いますけれども、地域として、自治体として国に対して、今後もこういったものに対する政策の確立をぜひお願いしたいということは、これからも地域からも発信していく必要があると思います。

また一方、我々もこの生活をやはり変えていかなければならぬ。そういうキャンペーンもしていく必要がある。我々の生活を見てみると、農村であっても、農家のほとんどは、自分が生産するよりも結局、食品の消費者としてスーパーで買ってきてくる食料品の方が多いのじゃないかと。それぐらい、農村であれば野菜ぐらいは全部自分のところで自給する。自分のところの地場産業でまかなう。そういう生活の仕方が安全な食事を確保することにもなるし、自給率の確保にもつながっていく。そういうこともやはりこれからみんなとともに考えていく必要があるのではないかということで、暮らし方も変えていく必要があると。

そうでなければ、スーパーに行ったら何でもある。外国産も国産もいっぱい。最近は関心が高まってまいりましたけれども、しかたなく今まで買ってきたというのが現状でもあると思います。果物でも、日本でいろいろなものが採れる。いろいろな果物も開発されておられますし、また魚も相当な量が捕れる。こういった生活の食生活のあり方も一人アンドリューがやはり考えていくべきかなという上うなことを思っていける次第でございます。

折に触れ、国にもの言える機会があればそういうことも主張しながら、我々自身も住民の皆さんとともに、こういった議論をしていければなというふうに思う次第でございます。

○議長(森隆一君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、国が制度設計をされ構築されたものでございまして、広域連合や各市町におきましては、この制度が円滑に実施できますよう取り組んできたところでございまして、制度が施行され早2箇月が経過したところでございます。現在、中央でさまざまな議論がなされておりまして、国会与野党間で、同制度の変更や同制度の廃止といったことでせめぎ合いが続いております。昨日も福田総理の参議院における問責決議案の問題で前小泉総理大臣が出ておりました。後期高齢者医療制度については問題がないということはないといったことで、いろいろな話はしておられました。

町いたしましては既に現行制度で動いておりますので、国の動きを注視しているところではございますが、本年4月の後期高齢者医療制度の施行に向けまして、広域連合はもとより私ども市町とも、準備のため人的労力や経費を投じてまいりました。

今後、この議論の中で変更等がある場合、変更等にあたりましては市町および住民に混乱が生じないよう、国の責任において住民に対して十分な理解を行っていただき、なおかつ変更等にかかります経費が生じた場合につきましては、全額市町負担とならないよう強く望むところでございまして、これは見識にはあたらないとは思いますが、我々、今、後期高齢者医療制度が円滑に進むための考え方でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森隆一君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(杉本幸雄君)ご答弁申し上げたいと思います。

先ほどのご質問の中でご答弁を申し上げてきましたが、19年度の認定審査件数の中の軽度になった方が60件あります、反対に重度になられた方が147件ということで、重度の方が約2.5倍進んでいる状況にあることをまず報告申し上げます。

住民の中には、介護度が重い方でありますても介護認定を受けずに家族介護で対応されておられる実態もございますし、あるいは認定だけ受けて介護サービスを一切ご利用されておられない方もいらっしゃいます。こういう中で、サービスを受けずにいけるのが理想でありますが、特に最近のこの認定結果を見ておりますと、申請して即要介護4となられた方の実績もございます。いきなり4となりますと、議員おっしゃる介護激励金の対象にいきなりなられる方がいらっしゃると。急に悪くなったわけではなくて、今まで何ら認定申請もせずに見ておられたというような方がいらっしゃるわけです。

議員おっしゃいますように、その辺の激励金の交付方法についての検討ももちろん必要でございますが、いろいろな住民の方がいらっしゃいますので、できるか否かは別として、今年度は第4期の介護保険事業計画の策定期もございます。そういうことから、一般高齢者施策をこの際にきちんと見直しをしていきたいと、そういう考えでありますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長(森隆一君)1番辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。今、健康福祉課長が言われたように、さまざまな症状、さまざまな環境にあります。また、各家庭においては家庭の哲学があります。生まれます。それによっても当然、保険制度の受給、要するに、どのようにしていくかも対応は変わります。

介護度が重い方でも介護制度に頼らないという人がいるから、認定度が下がったから、そのために介護激励金が受けられない。それは我慢してもらわなければ仕方がない。制度ですから、それはそれでルールに則ってやっていくということはわかるわけですが、今の後期高齢者医療制度も介護保険制度も、見直しごとに何が起こっているのかと

言えば、制度から追い出していくと言うか、言葉がちょっと不見識になりますが、追い出していくという制度状態・運用になってきているのだということです。円滑な運用というのは、その制度の事務事業を円滑に進めるという意味であって、国民や町民のそのものを、安心をするための円滑な運用という言葉では私ではないということだけを指摘しておきます。

1つだけ農林商工課長、農業の問題で町長が、当然それは理想なのです。地産地消という観点からは当然それは進めなければならないのです。じゃあ、先ほどの答弁の中で、生産調整会の品目において利益を上げていかなければならぬと。しかし、それは、農作物全体の価格補償というのも国の中にあって、そして地域におけるそういうものがあるって、農家の人が産直と言うけれども、流通をいくつもの経路を省いて利益率を上げるということは可能なのかどうか。担当課長としてそうしたことがビジョンとしてあるのかどうか。答弁をいただきます。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)今、急に、ありがとうございます。転作作物で利益を上げられるかどうかということで、多様な方策の1つとして、私はこの間、全然関係のない企業訪問をいたしました。ある大手の菓子メーカーでございますけれども、実は豆の栽培農家を探しているということでございました。私たちとしては当然、企業としてはそれなりの栽培農家をきちんと持ってやっておられると思っておりましたけれども、その資材購入の中で、品質の優れたものを近くで採りたいと。ぜひ受け入れたいということでございましたので、たまたま違う目的で行ったのでございますけれども、橋渡し的なことを行政としてできるのではないかということで、そこで単価なり、これから品質面、特に品質を重要視されますので、そういった農業者におきましてもやりがいと言うか、生産のし甲斐と言うか、そこらに利益よりも見い出していくのではないかと。私たちは地元企業で役立っているという農家のやりがいを求めていたいなと思っておりまして、そこらも多様化の1つとして先ほど答弁申し上げました。

◇森野榮次郎君

○議長(森隆一君)11番、森野榮次郎君。

(11番森野榮次郎君登壇)

○11番(森野榮次郎君)一般質問を行います。まずははじめに道路整備についてお尋ねをいたします。ガソリン税の暫定税率の是非、再可決にかかるには、愛荘町民はおろか多くの国民の关心を集め、税とその使われ方、税と個人の生活のかかわり、政策や議会のあり方等々についての論議と問題点を提起いたしました。再可決という手法で一定の決着がついたとは言え、今後さまざまな分野での影響は計り知れないものがあると考えられます。中でも直の道路行政については従前と同じスタンスで進められるか、甚だ危惧するものであります。

昨年の秋、国土交通省は今後10年間に65兆円の道路整備を行うという道路整備中期計画案を発表しました。暫定税率を10年間延長して、その財源を確保するという案であります。ところが、年末その額が突然59兆円に減額されました。減額されたのは6兆円という巨額であります。あちらこちらずいぶん取りやめたと思ったところ、コスト削減と他事業の活用という、大臣説明であります。この説明からは一定積算されたかのごとく思われますが、予算が固まってから路線を決めて辻褄を合わせのだという大福帳方式だとも言われます。ともかくもコスト削減だけで6兆円をはじき出せるのでありますから、極めておいしい事業であるという批判もわかる気がするのであります。

3月の末、福田総理は来年度から道路特定財源の一般財源化を行うと発表しました。小泉総理もできなかった方針の大転換であります。世論に押されての発表で、一時しのぎのごまかしと批判が出る状況であります。ところが一方では、道路整備にガソリン税などの道路特定財源を充てるための根拠となる道路整備費財源特例法改正案が、これまた国会で再可決されました。10年間で59兆円の道路整備を行う計画はそのままであります。明らかに総理発表とは矛盾します。

国政の動向も極めて流動的であります。結末はどうなるのか私どもには理解できません。道路整備の環境が大変難しくなるだろう、ぐらいは予測します。本町にとって懸案のインターにつきましても、湖東三山インターは従前どおりのスタンスで進められるのか。散々の体たらくの「散々インター」に成り果てるのか気になるところであります。

次に、6項目にわたってお尋ねをいたします。5項目は町道認定についてであります。この春3月の暫定税率にかかる国会審議は、住民各位の認識を十分に掘り下げ焦点づけました。住民各位を納得させる説得力のある町道認定の視点で、質問事項をまとめました。

まず1点、三山インター、(仮称)右岸道路、(仮称)能登彦線の進捗状況と見通し。

2点目、本議会で町道認定を議題とされているが、認定すれば整備が求められるのは当然である。整備について明確な見通し。特に財政面についての自信があるやなしや。

3点目、認定を求める路線についての審査条件は従前どおりでされたのか。今後の状況を考慮されたのか。変更の有無にかかわらず審査条件の内容はいかがなものであるのか。

4点目、今回認定を求められる路線、既に認定されている路線を含め認定路線の数はいくつあるのか。年間の達成でき得る路線の数、優先順位があればお聞かせをお願いいたします。

5番目、認定路線は交通安全協会等々との前協議、地権者・地元自治会の合意形成等々万全の路線なのか、見切り発車ではないのか。認定はしたが、何年経っても取りかかれない路線はないのか。

6点目、今ほどお聞きいただいた状況であるため、新設路線については厳しい批判・ご意見が続出しかねない世情と考えます。経済効果、生活面の利便性、過剰投資等々に対応し得る、説得力のある認定路線であるのか否や。

2点目に入ります。学力向上方策についてであります。昨年実施された全国学力調査の成績は、本県児童生徒の小中国語、算数・数学の総合ランキングはワースト6という情けない結果であります。本町児童生徒の状況を3月議会ではお尋ねしましたが、全体の傾向と読解力の低下のみで、具体的な成績等については学校間格差、競争激化を懸念してか明示されませんでした。学力向上方策については、今後、抜本的に検討してまいりたいとのお答えであります。

学力低下が社会問題になり、学習指導要領の改訂、全国学力調査の実施にまで発展したOECDのPISAと通称言われております生徒の『学習到達度調査』でも、調査のたびに日本の順位は落ちており、特に先の学力調査と同じ読解力は相当落ち込んでおり、3回目、2006年の調査では参加57ヵ国中15位であったということあります。

読解力とは本を読むだけでなく、本を読んで得た知識を総合化したり、そこから新しいものを創造したり、つくり出す能力あります。子どもだけでなく大人にも思い当たる、暮らしにぜひ必要な能力であります。一朝一夕に培うことのできない、落ち込んでいるだけで看過できぬ、大変大事な能力であると考えます。

さて、新学期が既に始まって2箇月を経過しました。教育委員会でご検討いただいた学力向上方策をお尋ねいたします。素案としてまとまっていなくても、試案でもお聞かせいただきたいと存じます。

戦前、愛知川小学校に川村豊吉という国語教育の大家が在勤されました。大変古い話で、私より一回り上ぐらいの人たちの時代であります。その頃、町内どこを回っても朗読の声が聞こえた。遠足の楽しみは、詠んじるほど読み込んだ教科書の語り継ぎだったと言われます。歌人鈴木三重吉の主催する全国的な雑誌『赤い鳥』には、ほとんど毎号、愛知川小学校児童の作品が掲載されたという、伝説的な逸話が今も語り継がれています。

モンスター・ペアレンツという言葉があります。言われるくらい、保護者からのクレームに振り回されるケースが多くなっています。まさにモンスターであります。食習慣も含めて生活習慣・礼儀作法などは、基本的には家庭のしつけです。家庭が弱くなった分、学校が引き受け、本分がそがれていますのが実情であります。

近江八幡市の教育委員会が今年から始めました出前教育委員会というのがあります。テーマは「早寝・早起き・あさし・どう」と。この「あさ」はあいさつである。「し」は食事。「ど」は読書。「う」は運動と意味を込めています。

アドバイスをうけました。しかし、よくこんな形でソーシャルワーカーとしての立場で、地域の教育を所管しているという意識すらも疑われています市町教委が取り組んだ、大変めずらしい積極的な事業であると理解します。そうせざるを得ないところまで落ち込んだ地域や家庭の教育の地域や家庭の現状を思うとともに、大切な思いで成功へのエールをおくりたいと思います。

OECDの先ほど申しました学習到達度調査で世界一の学力を示したフィンランド教育の特徴は、大きく2つです。1つは、日本で学力低下の原因と非難される総合的な学習の時間と手法はほぼ同じとのことです。1つは、学校間格差が非常に少ないと言われます。知的学習の土台となる家庭や地域の教育力、つまり言葉や生活習慣・コミュニケーション、生きていく上で必要なスキル等の生活文化の伝承が、日本よりはるかに堅実であると考えられます。今年3月に出された家庭や地域の教育力を高める方策についての県教委生涯学習課の答申には、「学校教育は学校教育課、社会教育は生涯学習課の枠組みを積極的にはずすべき」とあります。正直言いまして、「何を眠たい、今時分そんなことを言っているのだ」と言いたいのですが、学社連携・学社融合と何十年と言い続けても、実効が上がらなかった経緯があります。組織・体制の問題でなく、地域挙げての取り組みが求められるべきがあると考えます。答申はさらに、「県民みんなを意識した事業展開と事業評価」と、言います。各課そういう、「2階から目薬」であります。

さらにもう一步前進いたしまして、「県民」を「市民」と言い替え、「県民みんなを意識した」を「が参加する」と読み替え、「市民みんなが参加する事業展開と事業評価」と言い替えるべきであると思います。そう言い替えましてはじめて、自分の行い、自分の生活を省みる自己評価・事業評価が可能になると思います。この積み重ねこそが地域の教育力として結実するのだと考えます。

最後になります。この答申にかかる本町の審議機関「社会教育委員会」に付議されたのかどうか、その理由。付議されたのならばその結果、さらに担当される生涯学習課長の見解を求めます。

昨年度ライブラリー・オブ・ザ・イヤーの受賞にかかる実績、蓄積されたノウハウ、ほぼ完備された有用なる2つの図書館を有する本町の実績に鑑み、住民すべてが参加できる読書推進事業の展開を、他に先駆け、特色ある本町のまちづくりとして提案をいたします。新しい事業とは言え、堅固な下地もあり、人や金のロジスチックスと書かしてもらいましたが、まあこれは町長の方にお願いをしたいのです。金を出すのか出さないのかであります。ロジスチックスというのは平坦という意味合いがあります。そういう点で採択の意思を、あるいは事業内容の吟味、効果の予測等々、町長・教育長、それぞれのお立場に基づく見解を求める所存です。以上であります。

○議長(森隆一君)農林建設主監。

(農林建設主監北川利夫君登壇)

○農林建設主監(北川利夫君)道路整備についてお答えをいたします。

まず最初に、(仮称)湖東三山インターチェンジの進捗状況ですが、本線への接道方式の整備手法および社会実験手法の検討をいただき、S字型方式により現在、県において国土交通省や公安委員会と事前協議を重ねていただいているところでございます。いずれにいたしましても、来年度後半に社会実験が実施できるよう、建設促進期成同盟会と県とが連携を図りながら推進しているところであります。

次に、(通称)右岸道路、県道湖東彦根線ですが、その進捗状況は、平成19年度には愛荘町内総延長2,500mのうち愛知川領域の約800mの官民境界・筆界確認を終えたところであります。本年度におきましては、長野領の官民境界・筆界確認を実施する予定で進められております。

当該道路の整備に関しましては、東西軸の産業・生活道路であり、さらに国道8号の渋滞解消のためにも積極的に進めていただいておりますが、滋賀県においても厳しい財政状況の中での整備となり、目標達成には相当の年月を

要すると聞き及んでおります。

(仮称)県道能登彦線も、19年度に県道神郷彦根線と路線認定されるなど前向きに進んでおりますが、右岸道路と同様に県の財政危機で抑えられているのが実情です。現在は、両県道ともアクションプログラムに盛り込まれております。今年度からの10箇年計画の後期に着手することになるようです。当該事業は多額の工事費がかかることから、現在継続中である工事の終了の目途が立ったあかつきの25年度以降に、事業費を集中して着手される予定でございます。

2点目でございますが、未整備区間における町道認定につきましては、地元自治会からの要望はもとより、当該道路が町道として適當か、住民生活上必要か否かを総合的に判断し、整備を前提に町道認定をお願いするものでございます。当該路線の整備につきましては、長年の地域の念願であったと聞いており、計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。

3つ目ですが、町道認定には、町道愛知中学校前線などのように、周辺地域の開発に伴いどうしても町道認定が必要な道路、そして、自治会からの諸願道路で町道認定の要望書が提出されて認定する道路、また特例ではございますが、合併によって路線変更の認定をしなければならない町道などもあり、それぞれに総合的に慎重に判断し、町道認定をさせていただいております。

町道認定の目的は、町道認定基準が内規であるわけですが、それに従い、町道の適正な管理と道路網の整備および住民生活の安全を図ることを目的としております。その基準は、路線が系統的で交通上重要な道路であること。国道・県道および町道のいずれかに連絡する道路であること。集落のいずれかに連絡する道路であることなどを審査の基準としています。また、自治会の意見も取り入れ、今後においての必要性・利便性、防災上の道路などの状況を十分考慮した上で、町道認定をお願いしているものでございます。

4つ目ですが、まず、路線数は秦荘地域が185路線、愛知川地域が116路線で、合計301路線でございます。総延長は約208kmでございます。道路整備は計画的には考えておりますが、年間達成路線数は工区割り等もしている関係で決めておりません。また優先順位も決めておりません。生活環境整備対策事業のように、地域の要望が強く集落総意の協力が得られ、かつ利便性に欠如しているところから手がけています。

次に5つ目ですが、自治会長から区長印を押印して役場に要望書を提出される時点では区民総意のものであり、万全だと信じており、見切り発車はありません。しかし、愛知川地域におきましては、1路線の一部ですが、町道認定されても道路ができていないところがあります。当初は全員同意され、事業完工に向け努力されたものと思いますが、何らかの支障により計画が頓挫したものと思われます。

公安委員会との協議は交差点協議などの設計段階では行いますが、路線認定でいたしません。新設道路につきましては、前段でも言いましたように、役場に施工同意書付きで要望書を提出されたということは区民総意のもので万全だと信じておりますし、仮に厳しいご批判やご意見が出てまいりましても、地元住民の理解を得ながら事業を進めてまいりたいと思います。虫食い用地買収や工事はできませんので、膝を交えゆっくりと時間をかけて交渉などを進めるしかありません。総合計画にもあります自助・共助・公助の連携を保ちながら、みんながつくる、みんなの計画で進めたいと思います。厳しい批判がないよう地元議員のアドバイスをお願いいたします。

次に経済効果ですが、まず新設改良ですので、当該道路からの取付道路整備も一定伴うことから、整備することによって、防災上においても新屋用地の確保としてもメリットがあります。大なり小なり、生活面の利便性は生まれるこだと思います。

過剰投資についてですが、県も町も財政危機の中、将来を見据えた道路になるよう、地元住民と意見を交わしながら慎重に協議して、道路幅員・歩道幅員・用排水路等を決定していかたいと思っております。以上のとおりですので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)教育長。

[教育長渡部幹雄君登壇]

○教育長(渡部幹雄君)森野議員の2006年OECD(経済協力開発機構)の国際的な学習到達調査のピサの結果や、各実践および全町挙げての読書推進事業について、教育長の見解をお答えいたします。

2006年のOECDのPISAの調査結果について、教育長として非常に関心をもっているところです。とりわけ、世界の中の小国であるフィンランドがさまざまな分野において世界のトップレベルにあることは、驚嘆に値するところです。見方を変えれば、小規模自治体である本町でも、やり方次第では高い水準の教育活動が展開できるという、一筋の希望の光明を得たようにあります。

朝日新聞社の本年5月5日付けの記事に寄れば、フィンランドのバンハネン首相は、フィンランドの成功の秘密を「落ちこぼれゼロの機会均等原則、教師研修、教師に対する敬意、本を読む文化、生涯学習」と語っています。この中には、国家レベルでしかできない内容の取り組みもありますが、経費をかけず地方自治体でも取り組めそうな内容も多く含まれております。現に日本国内でのフィンランドに学ぶ取り組みの情報を聞いております。

本町においても、フィンランドでの実践で小規模自治体でも取り組みが可能な内容や、議員のご指摘の先人たちの実践、さらには読書環境のインフラ整備を、愛荘町の教育現場で生かしていくよう考えております。今後ともフィンランドの教育実践や鹿児島の親子読書運動の成果、さらには戦前の河村豊吉氏の実践等々、国内外の優れた実践を調査研究して、ナンバーワンよりオンラインを目指す地域性に適応した教育環境整備に向かって努力する所存です。

議員ご指摘のように、学校教育や生涯学習で有効な成果が期待できる図書・情報提供活動の読書推進システムをさらに機能させることを、深く認識しております。これらの件は河村議員にお答えした教育長の方針とも重なるとは存じますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議員お尋ねのほかの部分につきましては、担当課長が答弁いたします。

○議長(森隆一君)生涯学習課長。

[生涯学習課長林吉次君登壇]

○生涯学習課長(林吉次君)「本年3月に滋賀県社会教育委員会議が滋賀県に答申された『家庭・地域の教育力を高める方策』を、町社会教育委員会に付議したか。その結果は」について、お答えいたします。

去る5月1日に開催しました本年度第1回目の愛荘町社会教育委員会議に、『家庭・地域の教育力を高める方策について』を、町社会教育行政推進の参考にするため提案させていただいております。その結果ということでございますが、答申内容の幅が広く、教育委員会内の関係各課にわたり協議を必要とする内容もありますことから、まず、本町の現状の再把握等を行い、数回にわたり研究・協議し、本町の現状に合わせた形で実施することが適切とのご意見をいただいたこともあり、今後も継続的に研究・協議していきたいと思っております。

答申の中のタイトルの1つでもあります「学ぶ、育てる、つながる地域の力を生かした滋賀の子ども支援ネットワークづくりから学校への支援」をキーワードに、地域の関係機関や人材を学校支援に生かすための仕組みづくりに向けた出会いの場づくりを確立できるよう、本町社会教育・学校教育行政が連携し、応用できるものから順次実施していく所存です。よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)11番、森野君。

○11番(森野榮次郎君)再質問をいたします。

まず、ご説明の中でとりあえず、主監のたいへん的確なご答弁と力強い対応についてありがたく思っております。ただ、一昨年日本一となるまきの町清羽守の経緯や条件について、まだもう一度トントン御説明をおかれ、最後の

部分で1点できていないところがあるとおっしゃったところであろうかとは思いますが、まずその部分についての町道、それは川原・山川原線ではないかと思いますが、この路線については町道と名付けてよいのかと言いたいような路線で、影も形もない路線である。

ただ、平成14年に認定され、地元では大変ご苦労されていたのですが、おっしゃるとおり、一部ご同意がいただけないまま今日まで延々したというように伺っていますが、今日では100%のご同意も整っていますし、であります、まだ区長の方から要望が出されていないということを伺っているわけであります、何か3年も4年もずるずる延びていた間に民家が建設されていたと、法線上に。話でお伺いしておりますと、建築確認は県である。町道認定は明らかに町の方でしていただいた。じゃあ、町道認定路線の上に建築確認が通るということについて、町のほうに事前の協議はあったのか、なかったのか。これは道路としては、県の方の言い分では「必ずしています」ということ言っているそうですが、とりあえずその辺が町のミスポイントではないかというのが川原ズームのつぶやきのように伺っています。

もう1点は、これも同じく町道愛知川川原線であります。去年も大変ご苦労いただきて、亀裂したところを大変上手に補修をしていただいた。10年ほど前、平成11年度には30数mほど片側がごっそりと周辺の砂利採集のたびに崩れておった。それで、あそこも元々内堤防と言っていたようなところであるために、非常に高い。高いから路面が下に引きずられる。そういうところを、なぜ管理責任を問われる町道認定をしたのか。その辺に町道認定のシステムなり考え方、どこか誤謬(ごひゅう)があったのではないか。

ただ、町道川原・愛知川線については通称の右岸道路の予定地であるから、さほどとやかく言うつもりはないが、要は町道認定そのものについての考え方について、慎重に進めていただきたい。4年経っても5年経ってもかかれないと、毎年ほど町道が崩れるというような町道。そういうようなことがあって、管理される町当局もご苦労であろうし、地元の方も大変困ると。これが実態であります。

まだ時間あるね。もう1点、答弁は時間外だからね。積極的な教育長の所見をお伺いして、大変明るい思いを持ったところであります。無明長夜の夜はないと。灯りの点かない夜はないとと言われる思いであります。ところが、ちなみに今後この対応をお進めいただく時に懸念する点を、2つ再質問いたします。

まず1つは、学校図書館標準の愛荘町内各校別の達成率を学校教育課長にお尋ねする。ちなみに申し上げますが、標準達成のために、国は平成9年度末までに5箇年計画として財源500億円を地方交付税措置しています。この平成9年時点で、合併前の草津市・志賀町・甲西町・竜王町は100%達成している。ところがそれでも遅々として進まないために、平成10年・11年・12年に100億円。13年度には108億円を地方交付税措置で単年度措置している。それでも進まない。平成14年度から18年度まで5箇年、第二次学校図書館図書整備5箇年計画を立てて650億円が地方交付税で交付された。まず、本町はその標準にどこまで達成できているのか。これ50%以下ぐらいだったなら大変なことですよ。このお金どこへ食っていたのだと。おっしゃるとおり、特定財源でないとどこへ行くかわからないということを言いたい。

2点目、司書教諭の配置状況を学校教育課長にお尋ねする。特に学級担任の兼任で、授業時数の経験もない状況で、名前だけの配置なのか。それとも、一定それらの配置をしながら、児童・生徒の読書指導推進のための実効性のある配置なのか。その辺も含めてお尋ねをしたい。

3点目をお尋ねします。生涯学習課長にお尋ねします。子ども読書活動推進計画策定ということが、数年前から求められていると思う。これは平成13年12月に公布された子ども読書活動の推進に関する法律で、当該市町における子どもの読書活動の推進に関する施策について計画を策定するように努めてくださいということに基づいています。今年度3月時点で県下ほとんどの市町では策定済みであるが、本町の19年3月時点の状況欄を見ると、図書館計画策定に合わせて検討と、そういうコメントがついているのは愛荘町だけであります。

別段、セクティズムともまでは言わないけれども、図書館計画が策定されなかつたら、生涯学習課では策定できないのか。図書館計画と協議して策定するのだったら、もっと早くに何とかやるべきである。どこかに付議しておられたのか。例えば、先ほどお尋ねしたように、社会教育委員会にお尋ねになつてゐたのか。図書館審議会に、図書館も図書館であるわけです。さらにその上に、先ほどもばろくそに言いましたけれども、教育委員会が、教育委員がある。その辺で相談して、せめて教育委員会内部だけででも手を携えて、みんなでやろうという気運を持っていらっしゃったのか、なかつたのか。その辺にポイントをおいておきます。以上であります。

○議長(森降一君)教育長。

○教育長(渡部謙雄君)先ほどの私の答弁が漏れた件についてお答え申し上げます。

方策についてどうかということなのですけれども、例えばフィンランドではやはり読書活動に重点を置いています。学力テスト日本一の秋田県では、全国に先がけて読書計画を推進して、その5年後が19年だったのですね。それが全国1位ということを担当者から聞いておりまして、秋田県は過疎率が高いところでありますけれども、それが一部では少数教育にということになったそうなのですが、そういう側面もあるのですけれども、秋田県の山崎という担当者がおっしゃるには、5年前に既にそういう計画を立てて秋田県では取り組みをされた。そのような意味からも、読書は学力をアップするのには有効じゃないかということで、先ほどちょっと私は言い漏れましたけれども、こうした意味合いでご答弁させていただきました。

○議長(森隆一君)学校教育課長。

○学校教育課長(森秀昭君)先ほどの図書の問題ですけれども、達成率についてお知らせいたします。

今年度については、まだ購入とかその辺がありますし、標準になりますと学級数の関係も全部かかってきますので、例年変わってまいります。

昨年度の部分ですけれども、秦荘東小学校が71.3%、秦荘西小学校が102.2%、愛知川小学校が115.3%、愛知川東小学校が153.6%、秦荘中学校が67.3%、愛知中学校が98.3%というような達成率になっております。今年度の分につきましては、先ほど申し上げましたように、購入の分と、それから学級数が変わっておりますので、標準も変わってきますので、まだ出ておりません。

次に、学校図書館司書教諭の発令ですけれども、平成15年1月に文部科学省から通知が出ております。その中に12学級以上の学校には必ず置かなくてはならないとされております。司書教諭は、教諭が担当する公務分掌の1つとして、職務命令により発令されることになっております。

本年度本町におきましては12学級の学校といたしまして、秦荘東小学校それから愛知川小学校、愛知川東小学校、愛知中学校で発令されております。すべての学校に発令された司書教諭はあります。

また、学校図書館司書教諭とは別の、学校図書館に常時勤務をするか、非常勤の学校図書館担当職員というのがあるわけなのですけれども、滋賀県においてはほとんどこれはまだ設置されていないというような状況だそうでございます。この場合は、教諭身分で司書教諭と教諭の中ではないということで、ちょっと違う担当という形に職員になっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)生涯學習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)子ども読書活動推進計画についてでございますが、図書館協議会で協議をしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(森隆一君)農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)先ほどの中で川原・山川原線の一部というようなことであったのですが、まさにそのとおりでございます。

この道路につきましては、野良田地先から山川原を経て、そのまま川原を経て最終的に西部の開発道路まで走る予定です。

でございます。ただ議員ご指摘のとおり、最近になって今まで反対された方の同意が得られてきたというようなことも聞いておりますので、測量等を今後していきたいなど、このように思っております。

そして、家が建ったのではないかということではございますが、これにつきましては最近はもう建築確認申請があがってきましても、アネックスまた建築協会等が審査する関係で、こちらにはもう原本としてはあがってまいりません。ただ位置図的なものがきていることは確かですので、その中で見過しがあったのではないかなど、このように思っております。

そして、町道愛知川・川原線の件についてですが、町道認定のシステム、考え方ということなのですが、先ほども若干言わせていただきましたように、愛荘町の町道認定基準というのがありますて、これももちろん合併する前からあるものですので、これに則って道路が5m以上、また、先ほど言いましたような系統的で交通上重要な道路であること、また、国道・県道・町道いずれかに連結している等々がありますて、若干2.7mくらいの幅のところも、前回の答弁でも言いましたように、あるわけですが、都市建築基準法上の道路であると、幅員が充たしているということで町道に認定されているというように思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)11番、森野君。

○11番(森野榮次郎君)再々質問というより、まとめのような要望のような、また議長からクレームがつけられるか知りませんが、まず町道認定にかかわってありますが、今ほど主監の方よりご報告いただきました川原・山川原線については、大変、町当局も前町長も出向いていただいたというような経緯もあり、ご苦労はいただいているということは十分承知しております。大変力強いご答弁をいただいているわけでありますから、今後ます川原当局の方とも議会とも対応していただき、ひとついい路線になるようお願いしたい。

今、名称として川原山川原線という非常に狭い範囲の名称になっていますが、元あの道路は葉枝見新道と言いました。旧村の葉枝見村と、この愛知郡の中心地をつなぐ非常に大事な路線でありますから、そういう意味合いで途中途中で、できているところ切れているところがあるので、川原・山川原線という名称になっているのですが、まあ1級町道というふうに申し上げていい路線だと思います。

なお、子ども読書活動の件についてであります。教育委員会でのご審議をいただいたとか、あるいは図書館との問題というようなことで、先ほどは多少クレームめいたことを申しておりましたが、成案としてまとまっていなかったのは、禍を転じて福になったというふうに、私は今ほど教育長の先ほどの河村議員のご答弁にもありました「教育方針として取り上げていきたい」というような思いであるとするなれば、教育委員会のみならず、やはり全町的に、健康福祉と言うのか、社会福祉課と言うのか、その辺あたりとも、あるいは区長会なり各自治会とも協議の上で非常にしっかりとご計画をお立ていただきて、そして全町民が取り組めるような、2万人町民の取り組みになるような教育方策、ひとつご検討いただきたい。そういうような意思がどうかということでも答えてもらわなくともけっこうであります。これで終わります。以上。

○議長(森隆一君)これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩午後4時06分)

(再開午後4時24分)

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

◎報告第6号、7号、8号の上程、説明

○議長(森隆一君)日程第4、報告第7号(平成20年度滋賀県巾町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書の報告についてから、日程第6、報告第8号(平成19年度愛荘町繰越明許費繰越計算書)の報告についてまでを一括議題とします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の1ページでございます。報告第6号(平成20年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書)につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告させていただきます。

この土地開発公社は、公共用地・公用地等の取得・管理・処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とし、合併前の県下町村が共同で設立したものであります。5市13町による構成となっております。

先ほどお配りさせていただきました別冊をご覧いただきたいと思います。別冊の1ページでございます。平成20年度と書いてある別冊の方でございます。

1ページの事業計画の取得関係では、本年度は各設立団体からの新規事業の申し出予定がなく、また管理関係では、本年度に償還が満了する土地について当該申し出団体に譲渡することになっております。

また、3ページをご覧いただきたいと思います。3ページの収支予算関係では、平成20年度の予算総額は、2億8,371万1,000円と定められております。

また、9ページをご覧いただきたいと思います。9ページの資金計画関係でありますけれども、平成20年度末借入金残高につきましては、6億2,123万9,000円となる見込みでございます。

次に、報告第7号、平成19年度滋賀県市町土地開発公社決算報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告させていただきます。これにつきましても、別冊の平成19年度事業報告書および財務諸表をご覧いただきたいと思います。

まず、5ページの事業関係でございます。5ページの事業関係ですが、期末における土地保有残高は、12万1127.88m<sup>2</sup>でございます。簿価額では、21億4,727万3,595円となってございます。

また13ページをご覧いただきたいと思います。13ページの平成19年度の損益計算におきましては、1,101万1,311円の純損益となってございます。

次に、報告第8号でございます。報告第8号につきましては、平成19年度愛荘町繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告をさせていただきます。議案書の4ページをご覧いただきたいと思います。

この20年度へ繰り越しさせていただく事業につきましては、すべて先の3月議会におきまして、補正予算の繰越明許費で説明をさせていただきました。その後、財源内訳を明記の上、繰越計算書として今期定期例会に報告することになってございます。

まず、一般会計につきましては、道路新設改良事業・急傾斜地崩壊対策事業・秦荘西小学校大規模改造事業・愛知川東小学校増築事業・愛知川町史編さん事業・秦荘町史編さん事業の6件であります。翌年度へ繰り越しいたします総額は、3億3,065万9,000円でございます。

また、下水道事業特別会計につきましては、公共下水道事業として1億4,115万円を翌年度へ繰り越すこととなってございます。財源内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(森隆一君)これで、報告第6号から報告第8号までを終わります。

暫時休憩します。

休憩午後4時31分

再開午後4時31分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮ります。ただいま議案4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、議案4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第1、議案第48号契約の締結につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第48号でございます。契約の締結につき議決を求めるについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的平成19年度工事(繰越)第83号、秦荘西小学校大規模改修第2期工事の(建築)でございます。2、契約の方法一般競争入札。3、契約金額1億1,025万円でございます。4、契約の相手方住所滋賀県甲賀市土山町大野2637番地。氏名大宝株木株式会社代表取締役社長前野研吾。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第48号契約の締結につき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第2、議案第49号契約の締結につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第49号でございます。契約の締結につき議決を求めるについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的平成19年度工事(繰越)第84号、秦荘西小学校大規模改修第2期工事の(電気設備工事)でござい

ます。契約金額1,961万5,000円。契約の相手方住所滋賀県大津市味間1丁目

○議長(森隆一君) 請案第49号を採決します。議案第49号は、議案第49号契約の締結につき議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長(森隆一君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君) 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君) 全員賛成です。よって、議案第49号契約の締結につき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君) 追加日程第3、議案第50号契約の締結につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君) 議案第50号契約の締結につき議決を求めるについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的平成19年度工事(繰越)第85号、秦荘西小学校大規模改修第2期工事の(給配水冷暖房設備工事)でございます。2、契約の方法一般競争入札。3、契約金額3,978万4,500円。4、契約の相手方住所滋賀県長浜市勝町113番地の1氏名川瀬産商株式会社代表取締役川瀬努。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君) 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君) 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君) 全員賛成です。よって、議案第50号契約の締結につき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君) 追加日程第4、議案第51号契約の締結につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)議案第51号でございます。契約の締結につき議決を求めるについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的平成20年度工事第3号、秦荘幼稚園建設工事の(建築)でございます。2、契約の方法一般競争入札。3、契約金額2億653万5,000円。4、契約の相手方住所滋賀県東近江市八日市上之町9番3号。氏名辻寅建設株式会社東近江営業所営業所長竹村久二夫。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、謹案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[贊成者掌手]

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第51号契約の締結につき議決を求めるところについては、原案のとおり可決されました。

#### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第7、承認第3号愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求ることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)承認第3号愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。専決処分の日は、平成20年3月31日でございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、近畿圏の近郊整備区域および都市開発区域の整備および開発に関する法律施行令および中部圏の都市整備区域、都市開発区域および保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正が施行されたことに伴い改正するものでございます。

第2条の定義の関係の中にあります期間と金額を改めたものでございます。施行期日としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。1番、辰巳君。

## ○1番(辰巳保君)1番、辰巳。承認3号の愛荘町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

これは今、主監から説明があったように、国において工場誘致など広域的な経済活動を行うための支援策として法律がつくられ、それに伴った各関係する地方自治体に対する条例整備というものがなされました。要するにこの法律は、国際競争力強化を推進する財界の要求に沿った国土形成計画の具体化を、各自治体に求めたというものになります。

よって、結果としては80年代の企業誘致そのものが破たん、産業空洞化またはリストラ等の状態をつくりて空虚なまちをつくったという、過去にそうした実態があります。それをまたぞろ、国際競争力という名のもとにこうした法律に基づいて、各地方において企業の利潤追求のみに手を貸しているということで、我々の愛莊町のまちとしても、要するに国土形成上、その法律の形成計画に基づいて破壊されていくということにつながっていくということを指摘して、反対討論いたします。

○議長（森隆一君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森隆一君）これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森隆一君）賛成多数です。よって、承認第3号愛莊町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

#### ④承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森隆一君）日程第8、承認第4号愛莊町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監（山田清孝君）承認第4号愛莊町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについて説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。専決処分の日につきましては、平成20年4月30日でございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。まず23条の関係でございますけれども、町民税の納稅義務者の関係について改正したものでございます。それから、第31条の関係につきましては均等割の税率、それから、31の2項につきましては表の入れ替えというふうな形で、とりわけ第1号に掲げます「次の法人」というふうな形で、かつてはここは「その他の法人」というふうな形で税率が定まっていたものでございますけれども、ご覧いただくとおり、細かく細分化されたものでございます。とのものについては、変わっておりません。

それから、36条の2の関係でございますけれども、これについては町民税の申告についてうたったものでございます。以下48条・50条、こういったものにつきましては、字句の訂正でございます。また、54条から131条等につきましては、独立行政法人等の関係を、改正に伴ってこれにかかる条文の整理をさせていただいたものでございます。

また、付則の7条の関係につきましては、個人の町民税の住宅借入金等の特別控除額のことについて記載したものでございますし、付則の10条の2につきましては、新築住宅等にかかる固定資産税の減額規定の適用を受けようとするべき申告のことについてうたったものでございます。

それから、10ページにいきまして、付則の第20条の関係でございますけれども、特定中小会社が発行した株式にか

かる譲渡損益の繰越控除等、および譲渡所得等の課税の特例に関する改正したものでございます。

この条例の関係でございますが、施行日は公布の日から施行するものでございます。

以下、経過措置についてここにうたったものでございますので、ご一読いただきたいと思いますし、詳細については先の全員協議会で説明させていただいたとおりでございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。特に答弁をいただきたいのは、公益法人制度関連3法案に基づく社団財産法人にかかる、この税条例の一部改正に伴って愛荘町で該当する施設等、そういうものがあるのか。またNPO、そういうものが組織化されていて、該当するNPO、他の法人格、そういうものについて、認可地縁団体、そういうものについてはどういう扱いになっていくのか。こうした法律に基づいて毎年度、県にそういう書類を提出して処理をしていくのか。全く認可地縁団体はこの条例に該当せずというふうになるのか。答弁を聞いておきます。

○議長(森隆一君)収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)ご質問の、集落等にあります認可地縁団体等については、この法人等の中の、今回あげました1号のところには該当しないものと承知いたしておりますので、回答させていただきます。

公益法人の関係につきましては、詳しく中身を教えていただかないとい、ケースバイケースがあろうかと思いますので、個々の詳細のものについては、詳細にまたご質問いただきたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。承認第4号愛荘町税条例の一部を改正する条例に反対を表明します。

この税条例改正については、みどり資源機構の廃止に伴う措置、また、今、質疑でも明らかになったように、法人化をした我が町にも関係するものに対しては、この条例については適用が除外されるという点では別段何ら問題としないわけですが、ただ36条において、この条例改正に伴って年金受給者の天引きを認めていくということに通じるということにおいて、問題を指摘しておきます。

要するに、年金受給者の意思を尊重しないで、既にもう介護保険制度としたものにも起こっているわけですが、しかし、こうした税条例を改正することによって、国民健康保険税、また来年度には住民税というものを天引きをしていくというふうなことになります。

ということは、年金受給者といえども、非常に受給格差があります。金額に非常な違いがあります。そうした年金受給者に対して情け容赦なく天引きしていくということは、私は言葉を変えれば、国民財産の収奪を情け容赦なくやっていく行為だということで、厳しく批判をしなければなりません。

先ほど来から、先進国日本と言われていると言っているわけですが、しかし、こうした体制で国民の財産を収奪するということは、私はいろいろな書物の中で、戦前のそうした国民の権利を収奪していくことと同じだという考えを持っています。よって、先進国日本と言われている中で国民収奪を行う人権無視、こうした制度そのものを、本当に後進国の日本だということで、重ねて批判を申し上げて反対討論とします。

○議長(森隆一君)ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

より、承認第4号を採決します。本件は、これを承認するに賛成の議員の手を挙げます。

#### [賛成者挙手]

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、承認第4号愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについてには、これを承認することに決定しました。

#### ⑥承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第9、承認第5号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)承認第5号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについて、説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。専決処分の日は、平成20年4月30日でございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。今回の改正につきましては、4月1日以降75歳以上の方につきましては後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納付することになったわけでございますけれども、国民健康保険に加入する方の保険が急激に増えることのないように、軽減措置を図ったものでございます。

これにつきましては5条、国民健康保険の被保険者にかかる世帯別平等割額の特定世帯にかかる減額措置をうたったものでございます。それから、7条の3につきましては、国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等の課税額の世帯別平等割額の現額についてうたったものでございます。第13条につきましては、国民健康保険税の減額について、特定世帯分にかかる分をうたったものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君)1番、辰巳。この国保税条例の一部改正、今、説明があったように、後期高齢者医療制度の実施に伴う世帯において国民健康保険税に重税が起こると。わかりやすく言えば矛盾が発生するということ。欠陥制度になってしまうとかいろいろな問題があって、軽減措置を講じるという措置ではあるのですが、すべてのこうした世帯に該当する個人にかかる国保税が、すべて軽減措置となり得るのかどうかの確認の答弁だけをいただいておきます。

○議長(森隆一君)収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)すべての国民健康保険の被保険者に該当するものではございません。

先ほど申し上げましたとおり、国民健康保険に今まで入っておられた方で後期高齢者に移られた場合に限り、残られた方が結局、国民健康保険というふうな形で、今まで扶養の方が国民健康保険に加入しなければならない、そういうったケースの場合に、こういった制度の特例措置を設けるものでございますので、すべての方々の被保険者に該当するものではありません。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。関連なんですか? でも、後期高齢者に移る方の家族という点においての関連質問をさせていただくのですけれども、事業所に雇われて働いて健保に被保険者本人として加入していた75歳以上の方、この方も後期高齢者医療制度に移されたのですけれども、その場合に、その方の扶養家族となっていた74歳以下の方、その方は健保加入者の資格を失って市町村の国保に加入しなければならなくなりました。

政府は、こうした65歳以上の元扶養家族の方に対して2年間国保税の応能割を賦課せず、応益割を5割減額する

経過措置を講じていくことということです。この減額措置がここにあるわけなのですけれども、この減額に対して国からの財政措置があるのかないのか。また、国保会計にどのような影響を及ぼすのかについて、答弁をお願いしたいと思います。

そして、この場合重大なのは、これらの元扶養家族の人の場合、自分で申請して健保から資格喪失届を出してもらって、自分で市町村に国保加入を申請しないと無保険になってしまうという状況が出ているということがあります。そうすると、後期高齢者医療に夫なりが移って、奥さんが後期高齢者医療に夫が移ったのに自分が無保険者となるということを知らないでそのままにしておくと、あとで気づいた場合には国保税もたくさんかかってきますし、そうするとまた全額払えずに滞納ということになりますし、そして、知らないでお医者さんにかかった場合も保険がないということで医療費全額を払わなければならぬ。そのような後期高齢者医療制度が始まったためにひどい事態になる方も、実際に全国的に生まれているということです。

それで、自治体としては健保の方にそういう方がおられるかどうかというのは把握することはできないと思いますが、やはり自治体としての町民に対する周知徹底の面で何か対策を講じておられるのか。講じてなかったら、今後講じていただきたいと思いますので、それについての答弁をお願いします。

○議長(森隆一君) 収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君) 濑議員の、国民健康保険税の扶養者にかかる条例で取り扱う減免の方ではないかなどというふうに思います。

議員ご質問の該当と言われるのは、現在、全国で約7万人というふうに言われております。そういった状況の中で、本町におきましても1名該当者が申し出られましたので、そういった必要な減免の取り扱い要領を定めまして、これによって減免規定を2分の1、応益割を2年間というふうな形で、国の指導に基づいてやっていくものでございますけれども、こういった方々の場合、自分が無保険かどうかというふうな問題が出てこようかと思いますので、これについては今後、広報等も積極的に啓発を図っていきたいと考えておりますし、先にご質問がございました財政状況との影響額、あるいは国保会計への影響額については掌握いたしておりませんので、そこらについては今後また逐一調べまいりたいと思います。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君) これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君) 1番、辰己。承認5号、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対をします。

今の質疑の中で、後期高齢者医療制度の実施に伴い、要するに今、答弁の中でも健康保険加入世帯被用者における減免軽減措置、それについても結果として何ら財政措置の裏づけが今されていないことが明らかになり、結果として国保会計への負担というふうになりかねないということを指摘しておきます。

もう1つ、私自身がシミュレーションをして、後期高齢者に移行される老人世帯、要するに分離される世帯という言い方のほうがいいのかもわかりません。において、年金所得の所得額に関係なく増減が生じる。増え生れる、負担増え生れる方が発生するということからしても、いかにもこの後期高齢者医療制度が矛盾だらけで、75歳以上のお年寄りまた74歳以下の年寄りにも大きな負担、矛盾を根本的に持ち合わせているということで、直ちに廃止する以外にお年寄りの安心、また暮らしを守るという、命を守るということにならないといふことも厳しく批判して、廃止を求めて反対討論とします。

○議長(森隆一君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者挙手]

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、承認第5号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについてには、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第10、承認第6号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)の専決処分につき承認を求めるについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)議案書の16ページでございます。承認第6号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)の専決処分につき承認を求めるについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年3月31日付けにより専決処分いたしましので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。17ページでございます。平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,268万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億8,264万9,000円とするものでございます。

それでは、23ページでございます。地方債の補正でございます。目的につきましては、臨時地方道整備事業債と防災対策事業債でございます。補正後の金額合わせまして、8億7,340万円でございます。2,760万円の減額となってございます。

次に、事項別明細の歳入からでございますけれども、26ページでございます。この3月31日の専決補正につきましては、平成19年度最終の収入見込み、また額の確定、また精算によります関係の補正予算でございます。そういうことで、全員協議会におきまして詳しく説明させていただきましたので、概略のみ説明させていただきたいと思います。

まず、歳入でございます。町民税の個人法人税合わせまして2億5,914万7,000円の追加。次に、固定資産税1,503万6,000円の追加。

27ページでございます。軽自動車税218万8,000円の追加。町たばこ税89万円の減額。自動車重量譲与税247万1,000円の減額。地方道路譲与税170万5,000円の減額。利子割交付金421万4,000円の追加。配当割交付金285万6,000円の追加。株式等譲渡所得割交付金2,427万7,000円の減額。地方消費税交付金991万1,000円の減額。自動車取得税交付金337万6,000円の減額。

次に30ページでございます。地方交付税につきましては特別交付税としまして7,806万8,000円の追加。交通安全対策特別交付金11万9,000円の追加。負担金の民生費負担金、農林水産業費負担金合わせまして87万4,000円の減額。土木使用料については34万9,000円の追加。総務手数料につきましては150万円の追加。次に国庫負担金の民生費国庫負担金、それから、次のページの衛生費国庫負担金合わせまして581万1,000円の減額。

次に、国庫補助金の民生費国庫補助金それから衛生費国庫補助金、土木費国庫補助金、教育費国庫補助金合わせまして384万1,000円の追加。

次に、民生費委託金としまして62万6,000円の減額。県負担金としましては、民生費県負担金・衛生費県負担金合わせまして73万7,000円の減額。

次に県補助金、民生費県補助金それから農林水産業費県補助金・土木費県補助金合わせまして242万1,000円の追

加。次に総務費委託金686万1,000円の追加。次に財産運用収入の利子及び配当金については840万2,000円の追加。

次に、老人保健事業特別会計繰入金については、1,531万9,000円の追加。次に、基金繰入金につきましては、地域基盤づくり推進基金繰入金・福祉保健基金繰入金・教育振興基金繰入金合わせまして2,910万円の減額。次に、町預金利子については152万1,000円の追加。次に、貸付金元利収入については415万6,000円の減額。次に、民生費受託事業収入については99万8,000円の追加。雑入については、137万4,000円の追加でございます。

次に、町債については、土木債・消防債合わせまして2,760万円の減額となってございます。

次に歳出でございますが、こちらにつきましては、予算における執行残または事業の実績の確定または入札残、あるいは事業の対象者数の減等によります補正予算でございます。これにつきましても概要のみ説明させていただきます。

歳出も、総務費総務管理費一般管理費については432万4,000円の減額。文書広報費については31万4,000円の減額。財産管理費については449万6,000円の減額。企画費については291万9,000円の減額。電子計算費につきましては1,710万円の減額。地域安全対策費については804万3,000円の減額。総務管理費合わせまして3,719万6,000円の減となってございます。

次に、徴税費については、賦課徴収費としまして657万1,000円の減でございます。戸籍住民基本台帳費については66万6,000円の減額となってございます。民生費社会福祉費の社会福祉総務費は1,192万7,000円の減。老人福祉費については3,003万円の減。人権施策推進費については52万5,000円の減額。国民健康保険費については6,597万7,000円の減。障害福祉費については1,420万2,000円の減。介護保険費については520万8,000円の減。社会福祉費合わせまして1億2,786万9,000円の減額となってございます。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費については853万5,000円の減額。それから児童福祉措置費につきましては422万円の減額。児童福祉費合わせまして1,275万5,000円の減となってございます。

次に、衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費については63万円の減。環境衛生費については466万8,000円の減。それから、保健衛生諸費については93万9,000円の減。老人保健事業費については119万8,000円の減となっておりまして、保健衛生費合わせまして743万5,000円の減となってございます。

次に、農林水産業費の農業費農業総務費105万円の減。農業振興費99万4,000円の減。農地費882万6,000円の減となってございます。合わせまして農業費1,087万円の減額となってございます。次に、林業費につきましては、林業振興費としまして51万1,000円の減額となってございます。

次に、商工費の商工振興費については210万円の減。観光費につきましては400万円の減。合わせて商工費610万円の減額となってございます。

次に、土木費、土木管理費、土木総務費でございます。92万円の減額となってございます。道路橋梁費の道路新設改良費については2,743万5,000円の減。それから、道路維持費については654万5,000円の減。交通安全対策費については112万5,000円の減。合わせまして道路橋梁費3,510万5,000円の減額となってございます。都市計画費については、都市計画総務費446万の減。下水道費2,928万4,000円の減。都市計画費合わせまして3,374万4,000円の減となってございます。住宅費につきましては、住宅管理費977万円の減でございます。

次に、消防費非常備消防費としまして109万2,000円の減。それから、防災対策費としまして106万円の減。消防費合わせまして215万2,000円の減となってございます。

次に、教育費の小学校費でございます。学校管理費としまして178万円の減。教育振興費としまして173万円の減。小学校費合わせまして351万円の減となってございます。次に、中学校費の教育振興費につきましては30万円の減額となってございます。次に幼稚園費で、幼稚園費につきましては298万円の減額となってございます。次に、社会教育費でございます。町史編さん費240万9,000円の減。公民館費78万3,000円の減。ハーティーセンター費140万

8,000円の減。博物館費38万円の減。社会教育費合わせまして498万円の減となっております。

次に、保健体育費、保健体育総務費95万円の減。学校給食費144万9,000円の減。保健体育費合わせまして239万9,000円の減でございます。次に、公債費の利子としまして629万5,000円の減額でございます。

それから54ページ、諸支出金の基金費でございます。こちらにつきましては財政調整基金費に1億9,968万8,000円。減債基金費に146万円。地域基盤づくり推進基金費に1億156万9,000円。福祉・保健基金費に42万3,000円。シンボルリバーアート基金費に5万5,000円。町営住宅建設整備基金費に5万円。防災基金費に18万3,000円。教育振興基金費に3億131万8,000円。町史編さん基金費に6万2,000円。合わせまして6億480万8,000円をそれぞれの基金に積み立てさせていただくものでございます。

55ページにつきましては、給与費明細書の特別職でございますし、56ページにつきましては、同じく明細書の一般職の補正の概要をあげさせていただいております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。46ページの商工費、商工振興費の工事請負費210万円の減額についての説明を求めますので、答弁をお願いします。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)商工費の210万円の減額でございますけれども、工場団地の案内看板の設置を考えおりましたけれども、一部の工業団地だけでなく町内全域を見渡してする必要があろうということで、減額したものでございます。よろしくお願いします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)予算化された、それをしようと思った根拠は、しようとされる根拠というのは予算の段階でどういうことであったのかについても、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(森隆一君)農林商工課長。

○農林商工課長(西沢文博君)予算要求段階におきましては、具体的には国道307号線沿いに案内看板がないということで思っておったわけなのでございますけれども、国道8号線沿いにもやはり必要であろうということで、やはり全域を見渡してということで減額したものでございます。よろしくお願いします。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、承認第6号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、承認第6号平成19年度愛荘町一般会計補正予算(第9号)の専決処分につき承認を求ることについては、これを承認することに決定しました。

## ②承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第11、承認第7号平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めるについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)承認第7号をご説明させていただきたいと思います。議案書の57ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年3月31日付けで、次のとおり専決処分をいたしましたので報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,445万円とするものでございます。

事項別明細書で説明させていただきたいと思いますので、61ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましても、先ほどの一般会計と同じ部分がございまして事業の精算に伴います歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

まず、財産運用収入といたしまして、利子及び配当金といたしまして4,000円の増。他会計繰入金一般会計繰入金といたしまして99万4,000円の増。預金利子、預金利子といたしまして1,000円の増。続きまして、めくっていただきまして62ページの歳出のほうでございますが、総務管理費といたしまして、減債基金の積立金といたしまして99万9,000円の増ということで、以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、承認第7号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、承認第7号平成19年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

## ②承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第12、承認第8号平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めるについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)承認第8号をご説明させていただきたいと思います。議案書の63ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年3月31日付けで、次のとおり専決処分をいたしましたので報告させていただき、

承認をお願いするものでございます。

平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,092万9,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明させていただきたいと思いますので、67ページをお開きいただきたいと思います。この事業につきましては、1件の用地取得につきまして未執行であったことから減額等をさせていただくものでございます。

まず、歳入といたしまして、他会計繰入金一般会計繰入金といたしまして48万2,000円の減。歳出といたしまして、公共事業用地取得事業費といたしまして48万2,000円の減でございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、承認第8号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、承認第8号平成19年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

## ⑥承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第13、承認第9号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求ることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)承認第9号をご説明させていただきたいと思います。議案書の68ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年3月31日付けて、次のとおり専決処分をいたしましたので報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)でございますが、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4267万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,070万2,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明をさせていただきたいと思いますので、74ページをお開きいただきたいと思います。これらの多くの部分についてですけれども、精算等によります最終的な歳入歳出の調整でございます。

まず、歳入といたしまして、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税といたしまして500万円の増。退職被保険者等国民健康保険税といたしまして600万円の増で、合わせまして1,100万円の増。そして国庫負担金でございます

小、療養給付費等負担金といひにしまして1,058万6,000円の減。そして国庫補助金につきましては財政調整交付金が310万円の増。高齢者医療制度円滑導入費事業費補助金が5万7,000円の増。合わせまして315万7,000円の増。続きまして、療養給付費交付金につきましては635万1,000円の増。これは追加交付でございます。県補助金につきましては財政調整交付金といたしまして764万5,000円の増。県補助金といたしまして145万2,000円の減。合わせまして619万3,000円の増。続きまして財産運用収入でございますが、利子及び配当金といたしまして12万7,000円の増。他会計繰入金といたしまして一般会計の繰入金といたしまして6,597万7,000円の減。雑入といたしまして706万3,000円の増。

次に歳出でございますが、総務管理費といたしまして、これにつきましては財源更正でございます。次に療養諸費につきまして、一般被保険者療養給付費につきましては4,000万円の減。次の退職被保険者等療養給付費につきましては、財源更正でございまして、療養諸費合わせまして4,000万円の減でございます。

続きまして、めくっていただきまして出産育児諸費でございますが、出産費一時金につきましては280万円の減。これにつきましては出産育児一時金が53人から45人に減ったための減でございます。

基金の積立金といたしまして、財政調整基金の積立金といたしまして12万8,000円の増でございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。反対討論を行います。

承認第9号、平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)に対して反対を表明します。

次の承認第10号、平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)とともに言えるのは、医療費が減ったことによる減額補正です。また、本議案では高齢者医療制度円滑導入事業費補助金が計上されています。

前小泉内閣は、高齢化の進行によって介護・医療・年金など社会保障の給付費が増大し、そのために国が使うお金や財界・大企業の負担する保険料が増えてはたまらないと言って自立・自助を強調し、相次いで社会保障制度の改悪を行いました。改悪に次ぐ改悪で、国民は十分に診療を受けることが困難な状況にあります。4月1日から始まった後期高齢者医療制度はその流れを汲む最悪の制度です。

2つの減額補正から見ても、医療費が増えるから別枠の医療制度をつくる根拠はないことは明らかです。国民の健康と命を顧みない国の政治を批判して、反対討論といたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

これより、承認第9号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、承認第9号平成19年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めるについてには、これを承認することに決定しました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第14、承認第10号平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求ることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)承認第10号をご説明させていただきます。79ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年3月31日付けで、次のとおり専決処分をいたしましたので報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)。歳入歳出予算の補正、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,497万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,435万2,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明させていただきたいと思います。84ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。これらにつきましては、大半が医療給付の減額に伴いますものでございます。まず支払基金交付金といたしまして、医療費交付金といたしまして現年度分が2,250万円、過年度分が931万5,000円の増。ということで合わせまして1,327万5,000円の減。国庫負担金につきましては医療費負担金といたしまして4,620万3,000円の減。次に県負担金といたしましては1,116万4,000円の減。他会計繰入金の一般会計繰入金といたしましては、2,433万円の減でございます。

次に、めくっていただきまして歳出でございます。医療諸費といたしまして、医療給付費といたしまして1億708万8,000円の減。医療費支給費といたしまして320万6,000円の減。合わせて1億1,029万4,000円の減。次に、繰出金、一般会計繰出金といたしまして1,531万9,000円の増。これにつきましては、過年度精算分の戻しの分でございます。以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、承認第10号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、承認第10号平成19年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求ることについては、これを承認することに決定しました。

## ◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第15、承認第11号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求ることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○議長(森隆一君)本題へ移り大石ノ字はああいううへぬ「小田井村支所」に小田井村付かり云々補正予算へ第1回ノソ守大蛇分につき承認を求ることについてをご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで次のように専決処分をいたしましたから同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

88ページをお開きください。平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,028万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,253万4,000円とさせさせていただいたものでございます。

次に、地方債の補正ですが、地方債の補正是「第2表地方債補正」によりますので、91ページをご覧ください。起債の目的は公共下水道事業、限度額2億3,140万円を2億3,550万円に、流域下水道事業、限度額5,140万円を4,950万円に、また資本費平準化債の限度額1億9,030万円を1億8,400万円に補正するものでございます。合計で限度額4億7,310万円が4億6,900万円と410万円の借入額の減額補正となります。利率・償還の方法の変更はございません。続いて、事項別明細書の94ページをご覧ください。歳入の分担金ですが、自分担金で1950万円の減額で、同じく負担金におきましても550万円の減額でございます。理由は主に平成18年度繰越工事発注に伴い平成19年度供用開始予定の範囲が一部次年度となったため、賦課対象件数が減となったものでございます。下段の使用料につきましては、新規接続に伴う増額で主には開発分譲住宅でございます。

次に95ページです。繰入金、一般会計繰入金で、2,928万4,000円の減額です。事務精査による減額でございます。中央段の諸収入は、預金利子1,000円です。下段の諸収入の貸付金元利収入は、50万円の減額でございます。これは、下水道排水設備資金融資斡旋制度の利用者がなかったための減額でございます。

次は、96ページをお願いいたします。町債土木費は、410万円の減額です。公共下水道事業債が繰越工事分による410万円の増額。流域下水道債は流域下水道負担金の減による減額で、資本平準化債は借入金の減額でございます。町債、土木債は、事業の精査によるものでございます。

続いて、歳出の97ページをお願いします。総務費の一般管理費942万の減額です。時間外勤務手当は52万円の減額。報償費の受益者分担金及び負担金一括納付報奨金は、繰越工事に伴う賦課対象面積減により890万円の減額です。次に、維持管理費は1,280万円の減額です。内訳は、需用費が130万円、負補交が汚水料の精算により1,100万円の減額。貸付金は排水設備資金融資斡旋制度の利用者がなかったため、50万円の減額です。次に、下水道事業費、公共下水道事業費につきましては、400万円の減額です。補償補てん及び賠償金は、上水道の入札精算による差金でございます。

次に、98ページをご覧ください。下水道事業費の流域下水道費、下水道事業市町村負担金202万9,000円の減額ですが、これは、県事業の減少に伴う精算による減額です。次に公債費ですが、元金の償還金利子及び割引料で下水道事業債償還元金が1,337万4,000円の減額。利子の償還金利子及び割引料で下水道事業債償還利子・下水道事業の一時借入金利子それぞれ829万円と37万円の減額でございます。特に高金利借入金繰上償還に伴うものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、承認第11号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### 〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、承認第11号平成19年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めるについてには、これを承認することに決定しました。

#### ⑥承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第16、承認第12号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求めるについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)承認第12号をご説明申し上げたいと思います。議案書の100ページをお開きいただきたいと思います。平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第7号)の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年3月31日付で次のとおり専決処分をいたしましたので報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第7号)。歳入歳出予算の補正、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,523万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,800万4,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明をさせていただきたいと思います。106ページをお開きいただきたいと思います。これらの主に減額部分でございますが、これにつきましては、保険給付費等の減ならびに事業の減そして確定によりますもの等でございます。

まず、歳入といたしまして介護保険料でございますが、第1号被保険者保険料といたしまして185万6,000円の増。次に国庫負担金、介護給付費負担金といたしまして441万7,000円の減。国庫補助金といたしまして調整交付金が443万円の増。地域支援事業交付金(介護予防事業)が12万3,000円の減。地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業が14万9,000円の減。国庫補助金合わせまして415万8,000円の増。

次に支払基金交付金でございますが、介護給付費交付金734万5,000円の減。地域支援事業交付金15万3,000円の減。合わせて749万8,000円の減。次に県負担金介護給付費負担金でございますが、327万9,000円の減。次に県補助金でございます。地域支援事業交付金(介護予防事業)といたしまして6万1,000円の減。地域支援事業の包括的支援事業の任意事業が7万4,000円の減。合わせて13万5,000円の減。財産運用収入といたしまして、利子及び配当金といたしまして20万9,000円の増。一般会計繰入金といたしまして、介護給付費繰入金といたしまして295万9,000円の減。その他一般会計繰入金87万3,000円の減。次に、地域支援事業繰入金といたしまして6万2,000円の減。地域支援事業繰入金の包括的支援事業、任意事業で7万4,000円の減。一般会計繰入金合わせまして396万8,000円の減。次に基金繰入金といたしまして、介護給付費準備基金繰入金といたしまして1,216万3,000円の減。

次に歳出でございますが、110ページでございます。まず総務管理費でございますが37万8,000円の減。認定審査会費といたしまして49万5,000円の減。介護サービス等諸費といたしまして、居宅介護サービス給付費といたしまして621万4,000円の減。地域密着型介護サービス給付費といたしまして148万8,000円の減。施設介護サービス給付費といたしまして640万5,000円の減。居宅介護福祉用具購入費といたしまして75万4,000円の減。居宅介護住宅改修費といたしまして262万8,000円の減。居宅介護サービス計画給付費といたしまして74万1,000円の減。介護サービス等諸費合わせまして1,823万円の減でございます。

次に、介護予防サービス等諸費につきまして、介護予防サービス給付費335万4,000円の減。介護予防福祉用具購入費といたしまして1,000万円の減。介護予防サービス計画給付費といたしまして1,000万円の減。介護予防サービス等諸費合わせまして3,000万円の減でございます。

ハ耳といりこしよし 149万4,000円減ります。介護予防カリセマ耳といりこしよし 129万8,000円減ります。介護予防カリセマ耳といりこしよし 149万4,000円減ります。介護予防カリセマ耳といりこしよし 129万8,000円減ります。介護予防カリセマ耳といりこしよし 149万4,000円減ります。

次に介護予防事業でございますが、介護予防一般高齢者施策事業費といたしまして49万4,000円の減。次に包括的支援事業・任意事業でございますが、地域包括支援センター運営費といたしまして36万8,000円の減。基金積立金の介護給付費準備基金積立金といたしまして20万9,000円の増、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。反対討論を行います。

承認第12号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第7号)に対して反対を表明します。

本議案の中に、介護サービス等諸費の減額があります。平成18年度から20年度の第3期介護保険事業は、介護保険制度改悪のもとに進められています。この改悪によって、施設介護ではホテルコストや食費の実費負担、軽度者への新予防給付導入により、訪問介護などの従来の在宅サービス制限などの給付制限が行われました。高負担となり、低所得者はサービスを削減せざるを得ない。また、介護保険の枠内で必要なサービスが受けられなくなったという状況です。高齢者からサービスを取り上げ、国民に負担増を押し付けることをやめ、税金は国民の福祉と暮らしのために使うことを訴え、反対討論といたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

これより、承認第12号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、承認第12号平成19年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第7号)の専決処分につき承認を求ることについては、これを承認することに決定しました。

## ④延会の宣告

○議長(森隆一君)お諮ります。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮ります。議事の都合により、6月13日から6月19日までの7日間休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、6月13日から6月19日までの7日間休会とすることに決定しました。

今日はこれで延会します。再開は、6月20日金曜日9時です。よろしくお願ひ申し上げます。  
大変ご苦労様でございました。

## ■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

[開催月を変更する](#)[移動](#)開催日:[1日目/2日目](#)

## 平成20年6月愛荘町議会定例会

2日目(平成20年6月20日)

開会:午前9時00分 閉会:午後1時26分

## 議会日程

日程第 1 承認第13号 平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めるについて

日程第 2 承認第14号 平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めるについて

日程第 3 議案第33号 愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

日程第 4 議案第34号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第35号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第36号 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第37号 愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第38号 愛荘町消防団条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第39号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第40号 愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第41号 町道の路線の認定につき議決を求めるについて

日程第12 議案第42号 町道の路線の変更の認定につき議決を求めるについて

日程第13 議案第43号 平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第44号 平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第45号 平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第46号 平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第47号 平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで議事日程に同じ

追加日程第 1 意見書第3号 後期高齢者の医療制度の中止・撤回を求める意見書

追加日程第 2 議提第 2号 読書のまちづくり推進に関する決議

追加日程第 3 議提第 3号 議員派遣について

## 出席議員(16名)

1番 辰己 保

2番 上林 貞

3番 珠久清次

4番 西澤久仁雄

5番 河村善一

6番 本田秀樹

7番 小川 勇

8番 久保田九右衛門

9番 竹中秀夫

10番 吉岡ゑみ子

11番 森野榮次郎

12番 小杉和子

13番 瀧 すみ江

14番 水野清文

15番 宇野義美

16番 森 隆一

## 欠席議員(0名)

なし

## ⑥開議の宣告

○議長(森隆一君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

○議長(森隆一君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### ◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第1、承認第13号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めるごとについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)皆さん、おはようございます。

それでは、議案書114ページをお願いいたしたいと思います。承認第13号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めるごとについて、地方自治法第179条第1項の規定により次のように専決処分をいたしました。平成20年4月10日付けでございます。同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

115ページでございます。平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,793万5,000円とするものでございます。

事項別明細でございますが、118ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございますが、前年度繰越金といたしまして93万5,000円をあてさせていただくものでございます。

歳出につきましては、総務費、総務管理費の一般管理費、委託料ということで、これにつきましては平成17年6月24日旧愛知川町の下水道工事の入札執行に絡み、損害賠償請求行為請求事件として平成20年3月3日付けで訴訟を起こされましたので、その弁護士委託料として93万5,000円を計上させていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、承認第13号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、承認第13号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めるごとについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎承認第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第2、承認第14号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めるごとについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、承認第14号でございます。平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めるについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成20年5月14日に専決いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

120ページでございます。平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億6,912万1,000円とするものでございます。

事項別明細につきましては123ページでございます。まず歳入につきましては、前年度繰越金といたしまして118万6,000円をあてさせていただくものでございます。

歳出につきましては124ページございます。民生費の社会福祉費、福祉センター費といたしまして健康プール1階の空調器の修繕ということで50万9,000円。それから、教育費、小学校費の学校管理費につきましては、工事請負費として、愛知川東小学校プール給水上水道切り替え工事として21万3,000円。同じく社会教育費の公民館費といたしましては、愛知川公民館の水道ポンプの修繕料ということで46万4,000円を計上させていただいております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、承認第14号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、承認第14号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

#### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第3、議案第33号愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(福田俊男君)議案第33号愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてをご説明させていただきます。

この条例につきましては、今回新たに制定させていただくものでございます。別冊の説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。地方公務員法の改正に伴い職員の自己啓発や国際協力の機会を提供することを目的として、職員が自発的に大学等の課程を履修したり、国際貢献活動に従事することを可能とする制度の創設に関し、必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

議案書の125ページでございますが、愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例ということで、この条例につきましては11条で構成いたしております。第1条といたしまして条例の趣旨、第2条で自己啓発等休業の承認について定

めるもの、第3条で自己啓発等休業の期間を定めるもの、第4条で大学等教育施設について定めるもの。第5条で奉仕活動を定めるもの、第6条で自己啓発等休業の承認の申請について定めるもの、第7条で自己啓発等休業の期間の延長について定めるもの、第8条で自己啓発等休業の承認の取消事由を定めるもの、第9条で報告等、第10条で職務復帰後における号給の調整、第11条で規則への委任規定を定めております。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしく審議のほどお願い申し上げます。  
○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。  
これより、議案第33号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第33号愛荘町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第4、議案第34号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例を議題にします。  
本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。  
○住民課長(辻善嗣君)おはようございます。それでは議案第34号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。  
議案書の128ページと説明資料の2ページでございます。改正の理由でございますが、このほど戸籍法の一部を改正する法律と住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されまして、いずれも平成20年5月1日に施行されたところでございます。  
今回の法改正につきましては、個人情報の保護の観点から戸籍謄本などの各証明書の交付請求ができる者の範囲が制限されたこと、また、窓口での本人確認の義務化などの規定が盛り込まれまして、条例の中で引用しています法律の根拠条文にそれが生じたことによるものでございます。手数料条例の改正でございますが、別表の中で引用しております法律の根拠条文につきまして、その対応関係に合わせて形式的整理を行うものでございます。  
付則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者挙手]

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第34号愛荘町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第5、議案第35号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君)議案第35号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

改正条例の説明資料の9ページ、それから議案書の130ページをお願いします。改正する理由でございますが、健康保険法の一部を改正する法律および地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、世帯主が国民健康保険被保険者で世帯の国民健康保険の加入者が65歳以上75歳未満に国民健康保険税を年金から特別徴収することについて伴う条文の整備を行うものでございます。

130ページでございますが、まず条例の11条第1項の関係でございますが、これにつきましては特別徴収に伴う条文の整備でございますし、12条関係につきましては改正条文による整備と国民健康保険法改正による条文整備でございます。それから、16条以下、次の7条を加えるということで、新規に以下の14条から特別徴収の文言が入ってまいりますので、条文をずらして下の7条を付け加えるものでございます。

特別徴収第14条でございますが、新設というふうな形で条文を付け加えさせていただきます。それから15条、特別徴収義務者の指定等について条文を新設させていただきます。それから、特別徴収税額の納入の義務者等につきまして16条。それから、被保険者資格喪失等の場合の通知等につきましては17条。それから、既に特別徴収対象被保険者であったものに係る仮徴収につきましては18条。それから、新たに特別徴収対象被保険者になった者に係る仮徴収については第19条。それから132ページでございますが、普通徴収税額への繰入につきましては第20条。これが新たに条文として付け加えるものでございます。

それから、徴収の方法の関係でございますが、第11条につきましては、新設したものでございます。それから付則の関係でございますが、第10項から13項までの関係につきましては、平成18年・19年の公的年金等にかかる特例の関係でございますので、既に終わっておりますので、条文を削るものでございます。以下第14項からの関係でございますが、関係条文の整備と第10項から13項を削ったことによります条文の整備等を行わせてもらうものでございます。

この条例は、平成20年10月1日から施行するものでございます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。この愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、これは先の議案、町条例の改正に伴って国保税条例の改正を行うということになります。

それで、要するにこれは特別徴収、年金から天引きをするということを明記させる条例です。それで、当然年金受給者は年金が口座振込みされた場合、当然徴収される順位があります。これら公的なものは当然先に徴収されるわけですけれども、それにおいて月額年金受給額が4万円以下、また4万円台の方はどうおられるのか。それを掌

握されているのか、まずお尋ねをいたします。

そして、住民課については、当然これは国保に関して税務課ともかかわってくるわけですが、収納率の関係で、後期高齢者医療制度が新設されたために、そちらに移行される方が含まれてきます。そのことによって、高齢者の方の収納率は高かったというふうに考えるわけです。となると、収納率がどういう変化を、国保における収納率がどのように変化するか、どのようにシミュレーションをされているか。税務課のほうで答弁をいただきます。

そして、変化が起こっているかどうかについてお尋ねします。後期高齢者医療制度、要するに老人保健医療制度から後期高齢者医療制度に移行したことによって、国民健康保険会計への負担を軽減するために健康保険、要するに政府管掌健保等の保険組合の負担を増やすという傾向がつくられています。のために、逆にこうした政府管掌健保、こうした健康保険組合から半ば国保に移行してほしいような動きがあると聞いています。

ですから、4月以降こうした国保被保険者の変化、要するどのように増えているのかどうか、今日までの推移をお尋ねいたします。

○議長(森隆一君) 収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君) 先の質問の、年金受給者のうち月額4万円以下の受給者あるいは4万円台の受給者の関係でございますが、国民健康保険税の年金からの特別徴収につきまして、愛荘町では現在対象者が360名いるものというふうにデータとしては持っております。

ただ、それはあくまで対象者であって、この詳細のものについては、今後、資料としていろいろ調査をしていかなければならぬ、あるいは確定させていかなければならないと考えておりますので、現在そこまでの資料は持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、後期高齢の収納率と国民健康保険との収納率の関係でございますが、それにつきましても、基本的な形では、今まで後期高齢については該当者は年金からの天引き、そして国保につきましては現在普通徴収というような形になっておりますので、基本的に徴収方法が違いますので、収納率、そこまで比較した表も持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(森隆一君) 住民課長。

○住民課長(辻善嗣君) 3つ目のご質問の意味がもうひとつ詳細にわからなかつたのですが、従来、老人医療制度から今回できた後期高齢者医療制度に、75歳以上の方は移行されました。その後期高齢者特別会計については、それぞれ財源措置あるいは1割の保険料等々、ご承知のことだと思います。

それと、国保へ移行を何か推進・促進されるような方向というふうにおっしゃいましたが、そのことについては承知しておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君) 1番、辰己君。

○1番(辰己保君) 1番、辰己。まず、税務課および住民課が共通して、当然連動するわけですが、収納率の問題は、なぜ聞いたのかと言えば、要するに後期高齢者医療制度の新設によって、高齢者がそれまで国民健康保険税を払っていた、当然そこには収納率は高かったはずなのです。その65歳以上の人たちの収納率を見た限りは、ただ、それが移行したことによって、75歳以上の方の分は結果としては別立てになるわけで、支払いは国民健康保険税のほうに入らないわけ、当然、後期高齢者医療費として払うわけですから。

だから自動的に、要するに全体を100として見たときに、収納率が変化をシミュレーションしていないかと言っているわけで、だから制度によってどうのこうのと言っているのではなくて、なぜその収納率を問題にするかと言うと、収納率が低くなれば、結果としては支援金と言うか、国の支援費が減額されたり、そういうペナルティを課していくということにつながってくるから言っているのです。今までから、収納率が非常に問題視されているわけです。だからそのことを尋ねているのです。

七つ目、被保険者の窓口諮詢、意味不明の言葉遣いのないようにして、のほにこの指標を正していくことなどに取り組むのです。要するに、会社における社会保険の方が、結局、会社の負担を伴ってくるから、結果として会社負担を減らしたいわけです。企業負担を増やそうと思えば、当然、国民健康保険のほうに扶養者が入るようにしていくということはあり得ることで、私は、そのことでそういう変化が起こっていないかと。

まだ4月からですから、実質まだそんなにデータを取るまでにはいません。でも、窓口に国保への被保険者への申請が生まれてきているかどうかということが、私は、短い期間ではあるけれども、そういう変化を踏まえているかどうかを知りたかっただけであって、だからその点では、もう結構ですけれども、収納率の問題については、ペナルティの関係で掌握されているというふうに判断します。ですから、収納率についてどういう変化を生じるのか、推測しているのかという点について、尋ねておきます。

○議長(森隆一君) 収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君) 辰巳議員の収納率の関係でございますが、基本的に今回の税条例の改正につきましては、事務の簡素化ならびに納付者の便宜を図るというふうな形で今回推進されるものでございます。

その裏には、今まで国民健康保険税で、今申し上げた75歳未満の世帯主の被保険者および65歳以上の国民健康保険者のというような形の定義づけがあるわけでございますが、その収納率の関係につきましては、後期高齢との比較ということをおっしゃっておりますけれども、後期高齢につきましては、その保険料の徴収につきましても、4月1回、6月はこれからという状況でございますので、そこまでのシミュレーションというものを持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。13番、瀧君。

○13番(瀧すみ江君) 13番、瀧すみ江。特別徴収ですが、特別徴収の対象者になっていても普通徴収というふうにできるケースがあるということを本などで読んで周知しておりますけれども、この愛荘町においてはどのように、それは町が判断する場合ということで言われていると思うのですけれども、どのように把握し、どのようにそれを活用していかれるのかについて、答弁をお願いします。

○議長(森隆一君) 収納管理主監。

○収納管理主監(山田清孝君) 今の特別徴収と普通徴収の関係でございますが、基本的には特別徴収というふうに考えております。

ただ、与党の後期高齢者医療制度に関するプロジェクトチームの素案の段階の中に、一定の条件をクリアしたものについては普通徴収の選択ができるというふうな素案が、今現在持ち上がっているように聞いております。ですから、確定までは至っておらないように私のほうは承知しておりますので、また、そういった所要の関係で改正が出てまいりましたら、その分また条例のほうをさわっていって、そういう形でまた選択制度の関係についても考えていきたいと思っております。

○議長(森隆一君)ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(森隆一君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。1番、辰巳君。

○1番(辰巳保君) 1番、辰巳。反対討論を行います。議案第35号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対します。

今、質疑の中で出ているわけですけれども、あえて収納率の問題は、国民健康保険税の収納率の問題は、低下すれば財政調整交付金等のペナルティに及んでくるということは紛れもないことだろうというふうに言えます。

特に、年金受給者から税等を天引きすること自体がどういうものなのか。残念ながら、質疑の答弁の中で月額

4万円以下の年金受給者、それから月額4万円台の年金受給者のデータを持っていないということでありましたが、実際、生活保護費がご存知のように3万円・4万円というところに設定されています。それも生活費、飲料費や衣類・光熱費、そうしたものによって分類されています。ですから、生活費の扶助費が多少は違ってくるわけですが、でも、3万円・4万円です。

でも、今言った年金受給者4万円の方が、結果としてはそれを天引きされていく、いろいろなものを。ということは、生活保護を受けておられる方よりも厳しい条件をつくられるということになる。このことが非常にけしからん状況をつくり出すということを、あえて厳しく言いたいわけです。そのことを先に皆さんのご認識をいただきたいと思います。ですから、年金受給者においては、特に住んでいるだけの資産を持っていても課税とか、そうしたものまでが襲いかかってくるわけです。ですから、本来、国家責任の原理、生活に困窮する国民を救済することが公の行うこと、そのことを公の負担をもって救済していくということが、この国家責任の原理ということがうたわれています。ですから、年金の天引きという制度は、絶対に政治がやってはならないこと、要するに万やむを得ず限定されたものにおいては起こり得るかもわからないけれども、今日においては、すべての状態から、すべての者に対して年金から天引きしていくという、これは断じてやるべきではない政治なのです。そのことを厳しく批判して、反対討論といいたします。

○議長(森隆一君)ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(贊成者掌手)

○議長(森隆一君)賛成多數です。よって、議案第35号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案とのおり可決されました。

### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第6、議案第36号愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君) 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げたいと思います。議案書134ページ、説明資料28ページから42ページをご覧いただきたいと思います。条例改正の主なものといたしましては、入居資格におきまして、県警のほうの指導もございましたので、暴力団員の排除を明記する。2点目は、旧の町営住宅が19年度に解体あるいは土地工事が終わりましたので、それを削除するというところと、その他につきましては、いろいろな法と照らし合わせて、誤記とか語句が不統一でありましたので、それを修正させていただくものでございます。

主なものといったしまして、まず第7条入居者の資格につきまして、第6号の次に次の1号を加えるということで、「7号申込者および同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)でないこと」。また、それに伴いまして号数の変更あるいは追加をさせていただくものでございます。

そのあとずっと8条から53条までにつきましては、先ほど申し上げました各種の法との記述を整合するように、条文とか字句の訂正をするものでございます。

次に、第2条第1項中「もしも、町小屋の補助を受けることは、建設して土木の用途の廃止」ということと削除させていただきます。この文につきましては、第2条の用語の定義の中で、「町営住宅は、国の補助に係るものを言う」と特にうたっておりますので、「受けることなく」というのは該当しないということで、削除させていただく分でございます。

続きまして、第44条住宅の明渡し請求につきましては、先ほどの暴力団員を排除する文についてのものでございまして、第1項第5号の後に次の1項を加えるということで、「6号暴力団員が入居または同居していることが判明したとき」というものでございます。また、これに伴いまして、あの号数を繰り下げるものでございます。

最後になりますが、別表中の「愛知川団地の項から豊満南団地の項」、5つの団地でございますけれども、これを、もう跡地整備まで完成して更地になっているということで削除させていただくというものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第36号愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第7、議案第37号愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。文化振興課長。

○文化振興課長(林定信君)議案第37号愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書136ページ、説明資料43ページでございます。これにつきましては、平成年20年3月21日付け、教育委員会告示第1号により、新たに4件の文化財が愛荘町指定文化財として指定されたことに伴い、条例の改正をお願いするものでございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

愛荘町文化財保護条例の別表中に、新たに愛荘町指定有形文化財で、彫刻の部で2件、絵画の部で1件ならびに愛荘町指定有形民俗文化財で1件を追加するものでございます。この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[替成者掌手]

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第37号愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第38号、39号、40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第8、議案第38号愛荘町消防団条例の一部を改正する条例から日程第10、議案第40号愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。本審について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(福田俊男君)それでは、謙案書の138ページ以降、それから別添の説明資料48ページ以降をお開きいただきたいと思います。

まず議案第38号愛荘町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。この条例につきましては、別冊の説明資料の48ページ以降をご覧いただきたいと思います。改正の理由といたしましては、消防組織法の一部改正に伴い、所要の条文の整理を行うことから、条文の一部を改正するものでございます。

議案書の138ページでございますが、愛荘町消防団条例の一部を次のように改正するということで、第1条中「第15条第1項」を「第18条第1項、第19条第2項および第23条第1項」に改め、「法第15条の2第2項および法第15条の6第1項の規定に基づき」を削るものでございます。付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第39号愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。この条例につきましては、別冊の説明資料の50ページ以降をご覧いただきたいと思います。

改正の理由としては、消防組織法の一部改正に伴い所要の条文の整理を行うほか、消防団員・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が平成20年4月1日から行われたことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案書の139ページでございますが、愛荘町の消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正するということで、第1条中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に改める。第5条第3項中につきましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族にかかる加算額を一人につき217円に引き上げるほか、その他の扶養親族については一人につき167円を削るものでございます。

第9条の2第2項関係につきましては、介護補償の額をそれぞれ引き上げるものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用するものでございます。経過措置としまして、第5条第3項ならびに第9条の2第2項の規定は、この条例の施行の日の前にかかる補償につきましては、なお従前の例によるものでございます。

次に議案第40号愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。この条例につきましては、別冊の説明資料54ページ以降をごらんいただきたいと思います。改正の理由といましましては、消防組織法の一部改正に伴い所要の条文の整理を行うことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第38号愛荘町消防団条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長(森隆一君)これより議案第38号愛荘町消防団条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第38号愛荘町消防団条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第39号愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第40号愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ④議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第11、議案第41号町道の路線の認定につき議決を求めるについてを議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)議案第41号町道の路線の認定につき議決を求めるご説明させていただきます。

議案書の142ページをお開きください。次の路線を町道の路線に認定することにつき、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

3路線の新規認定でございます。1路線目は路線番号E166号、町道愛知中学校前線。起点は市字近藤川原714番地5、終点は市字片川749番地です。2路線目は路線番号E201、町道長野外周道路3号線。起点は長野字四反地233番地3、終点は長野字蘇武閣448番地の1です。3路線目は路線番号H194、町道博物館線。起点は松尾寺字平木884番地2、終点は松尾寺字平木898番地1でございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第41号町道の路線の認定につき議決を求めるについては、原案のとおり可決されました。

#### ⑤議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第12、議案第42号町道の路線の変更の認定につき議決を求めるについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)議案第42号町道の路線の変更の認定につき議決を求めるご説明させていただきます。

議案書の143ページをお開きください。次の路線を変更することにつき、道路法第10条第2項の規定に基づき議会の

議決を求めるものでございます。

路線の変更いわゆる区域の変更でございます。6路線の区域変更と1路線の廃止でございます。路線変更1路線目は、合併により路線番号H175、町道栗田矢守線を町道栗田・市線に路線名変更をし、起点は変わらず、終点の矢守字三反長551番地から市字庄畠1585番地に変更するものでございます。2路線目も合併によるもので、路線番号H18、町道地京南野々目線で、起点は変わらず、終点を南野々目字南平67番地1から豊満字尼ヶ橋170番地1に変更するものでございます。3路線目も合併によるものでございまして、路線番号E156、町道市・野々目線で、起点は変わらず、終点を市字流レ1607番地から矢守字鳥之倉560番地に変更するものでございます。

次、144ページをお開きください。4路線目につきましては路線番号E197、町道市・役場線で、起点を市字石塚1706番地から市字堂ノ東1786番地に変更するもので、終点は変更ございません。5路線目につきましては路線番号E200、町道長野外周道路2号線で、起点は変わらず、終点を長野字塚町1662番地3から長野字頭領488番地に変更するものでございます。6路線目につきましては路線番号E24、町道西部開発線で、4月1日に公告されました県道神郷彦根線と重用することから重用部分を廃止するもので、終点は変わりませんが、起点を川原字藤之木891番地から長野字下沖1551番地1に変更するものでございます。

次に路線の廃止でございますが、路線番号E166、町道石橋・野良田線で全線が県道愛知川彦根線と重用していることから、全線廃止するものでございます。

以上、よろしく審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第42号町道の路線の変更の認定につき議決を求めるについてには、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第13、議案第43号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)を議題にします。本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の145ページをお開きいただきたいと思います。議案第43号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)でございます。平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,448万3,000を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億8,360万4,000円とするものでございます。

事項別明細につきましては、151ページからでございます。まず、歳入の関係でございますが、民生費県補助金いたしまして、障害福祉費補助金、共同作業所入所事業費補助金といったしまして39万円を追加いたしております。入

所者1名の割によるものでございます。

次に教育費県補助金につきましては、新規といたしまして人権感覚あふれる学校づくり促進事業補助金といたしまして3万円を追加いたしております。これにつきましては、学校は自校の人権教室のめざす研究課題を明確にし、その学習方法や指導方法の研究開発、子どもの豊かな人権感覚の育成を支援するもので、今回、秦荘西小学校が選定をされたものでございます。

次に、繰越金につきましては、前年度繰越金1,322万9,000円を充てさせていただくものでございます。

次に、雑入につきましては、消防費の雑入につきましては、宝くじの助成事業としてAEDの訓練用資機材の購入に対し財団法人日本防火協会の新規助成を受けるものでございます。60万円を追加いたしております。教育費雑入につきましては、23万4,000円を追加いたしております。これにつきましては、子どもびんてまり教室に対し財団法人伝統文化活性化国民協会の伝統文化子ども教室事業の新規助成を受けるものでございます。

次に、152ページからが歳出になってございます。今回の主な補正につきましては、4月の定期人事異動に伴います各課目の人件費の補正でございます。そういうことから、人件費関係につきましては金額のみ読ませていただき、後ほど明細のほうで説明をさせていただきたいと思います。

議会費につきましては、人件費としまして2万6,000円の追加。一般管理費につきましては、336万3,000円の減額。それから、電子計算費につきましては、21年度固定資産税の評価替えに伴います旧町データの統合経費ということで、委託料としまして194万3,000円を追加いたしております。

次に153ページの税務総務費につきましては、人件費関係で1,304万6,000円の追加でございます。賦課徴収費につきましては、これも評価替えに伴います委託料ということで、453万6,000円を追加いたしております。

次に、戸籍住民基本台帳費につきましては、人件費関係で34万5,000円の追加でございます。次に、統計調査費につきましても人件費関係で、98万4,000円の減額でございます。次に、民生費の社会福祉費の社会福祉総務費、人件費関係で1,375万円の減でございます。社会福祉施設費につきましても、人件費54万4,000円の追加でございます。老人福祉費につきましては、老人保健事業特別会計繰出金487万4,000円の追加でございます。

次に、国民健康保険費については、人件費21万1,000円の追加でございます。障害福祉費につきましては、ふれあい共同作業所指定管理料78万1,000円の追加でございます。次の介護保険費につきましては、介護保険事業特別会計への繰出金43万1,000円の追加でございます。後期高齢者医療費につきましては、人件費関係で75万6,000円の追加でございます。

次に、児童福祉費の保育園費につきましては、人件費関係で81万9,000円の追加でございます。次の保健衛生費、保健衛生総務費につきましても、人件費関係で591万7,000円の追加。保健衛生諸費につきましても、人件費関係で63万円の追加。それから、老人保健事業費につきましては、老人保健事業費負担金返還金ということで19年度分の返還金でございます112万5,000円の追加。保健センター管理費につきましては、給湯器の修繕ということで15万円の追加。

それから、次、農業費の農業総務費については、人件費関係で22万2,000円の追加。次に商工費、商工総務費として、人件費関係で12万円の追加。次に、土木管理費、土木総務費につきましても人件費の関係で666万円の減。次に、都市計画費の下水道費については、下水道事業特別会計繰出金といたしまして20万円の追加でございます。

次に、住宅費、小集落地区改良事業費につきましても、人件費の関係で25万2,000円の追加。消防費の防災対策費につきましては、AED訓練用資機材の購入ということで62万1,000円の追加。次に、教育総務費、事務局費につきましては人件費関係で1,261万5,000円の追加でございます。教育振興費につきましては人権感覚あふれる学校づくり促進事業といたしまして、報償費、需用費合わせまして9万1,000円の追加でございます。小学校費の学校管理費につきましては人件費関係で2万8,000円の追加。中学校費につきましても12万6,000円の追加でございます。次に幼稚園費につきましても人件費関係で259万円の減額でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費につきましては、人件費関係で893万8,000円の減。公民館関係につきましても9万8,000円の追加。図書館費につきましても187万4,000円の減。次に、びんてまり館費でございます。これにつきましては伝統文化活性化国民協会の助成を受けて行います事業で、子どもびんてまり教室の実施費用といたしまして23万4,000円を追加いたしております。

博物館費につきましては、人件費157万6,000円の追加でございます。保健体育費体育施設費につきましては、豊國運動公園国旗掲揚塔の修繕で32万5,000円を追加いたしているものでございます。人件費関係の明細につきましては、163ページにあげさせていただいております。

給与費関係につきましては、補正前と比べまして593万1,000円の減で、9億9,886万6,000円になるものでございます。共済費を含めますと、補正前と比べまして561万6,000円の減。補正後の額12億6,009万1,000円になるものでございます。

中段につきましては、それぞれの職員手当の内訳でございます。また、下段につきましては給料・職員手当の増減の明細によるものでございまして、退職による減、また、手当につきましては、退職および人事異動によります支給対象者の増減および承認による管理職手当の増によるものでございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、議案第43号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩午前10時03分

再開午後1時00分

○議長(森隆一君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま意見書1件、議提2件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、意見書1件、議提2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

## ◎意見書第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第1、意見書第3号後期高齢者の医療制度の中止・撤回を求める意見書を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。意見書第3号についての提案説明をさせていただきます。朗読をもって提案に代えさせていただきます。

### 意見書第3号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

平成20年6月20日 提出者愛荘町議会議員瀧すみ江

賛成者愛荘町議会議員辰己保

愛荘町議会議長森隆一様

次のページをお開きください。後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書。政府は、4月1日から75歳以上を対象に「後期高齢者医療制度」を実施しました。①これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する。②月額1万5,000円以上の年金受給者は、年金から保険料を天引きする。③保険料滞納者には保険証を取り上げ、窓口で医療費の全額を負担させる。④75歳以上を対象にした別立ての診療報酬を設定し、高齢者に差別医療を強いいる制度です。

歳を重ねれば、誰でも病気にかかりやすくなります。高齢者に必要十分な医療を保障することが当然であるにもかかわらず、年齢のみで差別するような医療制度は世界に例を見ません。高齢者の医療費削減を目的とする後期高齢者医療制度は、高齢者に「早く死ね」と言わんばかりの「姥捨て制度」であり、憲法に保障された生存権も基本的人権も、人としての尊厳をも踏みにじるものです。よって、政府におかれましては、後期高齢者医療制度をただちに中止・廃止することを求めます。

### 記

1. 後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。
2. 70歳～74歳の窓口負担の2割引き上げをやめること。
3. 医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月20日

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

以上です。適正なご審議の上、ご議決いただけますようよろしくお願ひいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、意見書第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

#### [賛成者挙手]

○議長(森隆一君)賛成少数です。よって、意見書第3号後期高齢者の医療制度の中止・撤回を求める意見書は、否決されました。

#### ◎議提第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)追加日程第2、議提第2号読書のまちづくり推進に関する決議を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。11番、森野榮次郎君。

○11番(森野榮次郎君)議提第2号読書のまちづくり推進に関する決議

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成20年6月20日

提出者愛荘町議会議員森野榮次郎

賛成者同辰己保

賛成者同上林貞

賛成者同珠久清次

賛成者同西澤久仁雄

賛成者同河村善一

賛成者同本田秀樹

賛成者同小川勇

賛成者同久保田九右衛門

賛成者同竹中秀夫

賛成者同吉岡ゑみ子

賛成者同小杉和子

賛成者同瀧すみ江

賛成者同水野清文

賛成者同宇野義美

愛荘町議会議長森隆一様

朗読をもって決議書の説明に代えさせていただきます。

読書のまちづくり推進に関する決議。私たちは、祖先から受けた郷土を将来にわたって子々孫々に引き継ぐために、平素より鋭意「まちづくり」に努めている。描く姿は、郷土と国の宝である子どもたちの元気な声が聞こえる町であり、2万町民が互いに信頼し、人権を尊び、生業に励み、いきいきと輝く町であり、社会のために尽くしたお年寄りが尊敬され、安心して生きていける町である。

現代社会は、科学技術は発展し経済的には豊かになり暖衣飽食の暮らしは得たものの、人間の精神は混迷し、秩序・倫理は紊乱の極みにある。豊かな人間性に基づく新しい文化の創造が喫緊の課題として提起されているのである。換言すれば、私たち一人ひとりが豊かな文化的教養を培い、自己を見つめ、責任ある行動が出来る自立した個人としての成長が求められていると言える。

OECDのPISAと呼ばれる学習到達度調査がある。1位はフィンランドで日本はじりじりと順位を下げ続け、参加56カ

国中、数学10位、科学5位、読解力は15位であった。問題は学力観である。習得した知識・技術のみ学力と考える場合、一夜漬け・丸暗記も可能であるが、記憶力オンリーとなり、その場限りの見せかけの学力となる。「あなた自身の考えを自分なりの言葉を使って答えよ」と言うPISAでは、知識・技術のみでなく、生活経験や周辺の状況と関連づけて考え、自分の言葉で相手を説得する表現力までを学力とするものである。まさに今、社会が求める「生きた学力」と言える。この学力は家庭や地域の生活を通して修得されるものである。家庭や地域の教育力、つまり言葉や生活習慣、コミュニケーション、生きていく上で必要なスキル等の生活文化の伝承が問われているのである。これを機能させ、新しい生活文化の創造に努めなければならない。

本町の実勢を思うとき、昨秋全国的な賞を受賞した愛荘町の図書館システムは本町の誇りであり、知の蔵であると考える。この宝を活かし、「読書の日」を設定するなど、町全体で読書に取り組む特色あるまちづくりを展開すべきであると考える。時代の要請に応えるためには、子ども達をはじめ町民すべてが書物に親しみ、読書を友とし、師とする気風を育てることが大切である。

具体的な事業内容、推進方策の確立は町当局にお願いするものであるが、議員一人ひとりも率先垂範の実を以って当たる意気込みであることを付記する。

以上、決議する。

平成20年6月20日 愛荘町議会

以上であります。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議提第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議提第2号読書のまちづくり推進に関する決議は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議提第3号の上程、説明、採決

○議長(森隆一君)追加日程第3、議提第3号議員派遣についてを議題にします。

会議規則第120条第2項の規定によりお手元に配付しておきました文書のとおり、議員を派遣したので報告します。また、同規定により議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森隆一君)異議なしと認めます。よって、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに決定しました。

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第14、議案第44号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第44号をご説明申し上げたいと思います。

議案書の164ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条といたしまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億574万1,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明をさせていただきたいと思います。167ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございます。繰越金その他繰越金前年度の繰越金といたしまして24万1,000円の増で、これを財源に充てるものでございます。

次に、歳出といたしまして、前期高齢者納付金といたしまして負担金補助及び交付金で24万1,000円の増でございます。これにつきましては、65歳から74歳の前期高齢者の加入率が全国平均を下回る保険者が上回る保険者に対しての調整ということで、それらを負担するものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第44号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)賛成多数です。よって、議案第44号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第15、議案第45号平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第45号をご説明申し上げたいと思います。

議案書の168ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)でございます。平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,040万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,810万8,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明させていただきたいと思います。171ページをお開きいただきたいと思います。この予算につきましては、国・県・支払基金への過年度分19年度分の返還に充てるものでございます。

キギー 基本料金 + キギー 総入金 他金計総入金 + キギー キギー 船金計への総入金 = キギー キギー 1,040万8,000

円の増。繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして553万4,000円、これを財源とするものでございます。次に、歳出でございますが、諸支出金といたしまして、償還金及び還付加算金、償還金といたしまして、償還金利子及び割引料といたしまして1,040万8,000円の増をお願いするものでございまして、先ほど申し上げましたとおり、平成19年度分の国・県・支払基金に対する支払いを、償還を行うものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はりませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第45号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第45号平成20年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第16、議案第46号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求める。農林建設主監。

○農林建設主監(北川利夫君)議案第46号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,730万円とするものでございます。

事項別明細書の175ページをご覧ください。4月の正規職員人事異動に伴う職員の諸手当の増額でございまして、歳入では、一般会計繰越金20万円の増額でございます。歳出につきましては、総務費一般管理費の人物費として20万円の増額補正をお願いするものでございます。給与明細書につきましては、次のページのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はりませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第46号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森隆一君)日程第17、議案第47号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(西村久昭君)議案第47号をご説明申し上げたいと思います。

議案書の177ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条といたしまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,248万1,000円とするものでございます。

180ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書でご説明をさせていただきます。まず、歳入といたしまして、繰入金、一般会計繰入金といたしまして、地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)といたしまして、現年度分といたしまして43万1,000円の増。

歳出でございますが、包括的支援事業・任意事業、地域包括支援センター運営費といたしまして、職員手当43万1,000円の増でございます。これにつきましては、4月1日付けの人事異動に伴います昇格によるものでございます。次に、補正予算の給与費明細書でございますが、一番下段のほうで職員手当といたしまして43万1,000円、その他増減分といたしまして、昇任による管理職手当・期末手当・勤勉手当の増によるということでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森隆一君)これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(森隆一君)討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(森隆一君)全員賛成です。よって、議案第47号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(森隆一君)これで本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

これをもって、平成20年6月愛荘町議会定例会を閉会します。

○議長(森隆一君)閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成20年6月定例会を6月12日に開会させていただき、9日間の会期を持たせていただきました。その間、13日からは各常任委員会協議会・特別委員会協議会を開催いただき、各所管から本年度の当面する諸課題等についての説明に対し、熱心に協議をいただきました。本日最終日を迎えて、今期定例会に上程されましたすべての議案を、あらゆる角度から熱心なご審議の上、議了していただきましたことに対し、高段からではございますが、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、特に定例会・委員会協議会を通じまして各議員より出されました意見等に十分配慮され、今後の予算執行や行政運営に生かされるようお願いするところであります。

さて、先日14日に岩手・宮城内陸地震が発生しましたが、自然災害の恐ろしさを強く感じているところであります。この地震災害で犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々には心よりお見舞い申し上げます。救援活動の進展、また、一日も早いまちの復興を願うものでございます。

こうした報道等に触れるたびに、自然災害の恐ろしさを強く感じると同時に、住民皆さんの代表であります議会に身を置く者として、町民の皆さん方が今よりも安心で安全なまちで暮らせるよう、災害に強いまちづくりを進めいかなければならぬと、決意を新たにしているところであります。

議員各位、理事者各位におかれましては、愛荘町の発展と住民福祉向上のため、また安全安心なまちづくりの振興に特段のご尽力をいただきますようお願い申し上げ、閉会のごあいさついたします。大変ご苦労さまでございました。

町長。

(町長村西俊雄君登壇)

○町長(村西俊雄君)上着を部屋に忘れてきました、上着なしで大変失礼いたします。お許しください。

今議会の閉会にあたりまして、一言御礼申し上げたいと思います。今議会に提案させていただきました案件は報告3件、専決処分させていただきました条例改正および予算の承認が12件、新たな条例の制定および改正が8件、町道路線認定および変更2件、平成20年度一般会計および特別会計の補正予算案件5件、追加提案の契約議決案件が4件、合わせて合計34案件につきまして、慎重審議の上すべて可決いただきまして、本当にありがとうございました。

また、本日は「読書のまちづくり推進に関する決議」、大変すばらしい決議をいただいたということで、この愛荘町にとって大変心地よいこれから取り組みの1つの指標として、行政執行部も今日のこの決議を受けまして、取り組みをさせていただきたいなというふうに思っております。大変誇りある決議だというふうに感じた次第でございます。議会中にいただきました貴重なご意見やご提言を踏まえ、職員ともども、誠心誠意これらの執行にあたってまいりたいと考えております。

最近の大きな動きの中から、少しお時間をいただいて所信を述べさせていただきたいと思います。昨今の医療費拡大に伴います医療改革や住民ニーズの多様化によって、住民の皆さんのご負担が増大する中、行政目的は常に、最小の経費で最大の効果をあげることであります。政府は、公共サービスの担い手として民間参加を可能とした市場化テストの基本方針を、昨年末に閣議決定いたしました。市町村の窓口業務24業務を民間委託できるものとし、行政の効率化に向けて自主的かつ積極的な取り組みを促しているところであります。

この24業務の主なものは、住民票の交付、戸籍の届出、印鑑登録・納税証明の交付、転入転出による小・中学校の修学通知、国保関係の申請から交付までの一連の手続き、それから妊娠届、母子手帳の交付、犬の登録、狂犬病予防関係、児童手当、それから身体障害者手帳の交付などであります。

先般、私は彦根の法務局長にお会いし、他市町の取り組み状況などの話を伺ってまいりました。いくつかの市町で検討が始まっているようでございました。その委託先は民間会社、シルバー人材センター、人材派遣、嘱託などがありますが、これから官民競争による、いわゆる市場化テストと言われているものであります。またこの制度の効用は団塊世代の豊富な経験を生かし、行政分野に生かしてもらえることあります。公共サービス改革基本方針の閣議決定を踏まえ、内閣府から民間委託を実施する際の留意事項について、先般関係省ならびに地方公共団体に詳細な通達が出されたところであります。

このように市場化テストの実施や指定管理の拡大など行政分野における民間参入の機会が拡大されてきましたが、いまひとつこれらの受け皿が育っておりません。町におきましては、今後窓口業務も委託を具体化するとともに受け皿つくりについても検討したいと考えております。

次に、先般、国会の議員提案により、本来国の業務であるパスポートの交付業務について、県から市町への委託が可能となりました。愛荘町では年間約700人弱の住民が、米原へ73%、大津のセンターへ27%の方が出向き、申請交付を受けております。

先日、中学生のウエストベンド派遣説明会を行いましたが、パスポートを持っている中学生は、20人中2人でございました。多くの保護者の方が、その後、パスポートを取りに行かれたと聞いております。それから、交付に本人が直接、中学生でも行かなければなりません。これだけ多くの方が時間を割き、ガソリンを使ってパスポートを取っております。利用者の多いこの業務は、町民への行政サービスの充実の一環としてのみならず、CO2対策の上でも放置できないと思っております。

先日、大津のパスポートセンターの所長にお会いし、話を伺ってまいりましたところ、申請と交付の窓口事務は委託可能で、パスポート自体の作成は県が行うとのことでありました。

地球温暖化対策は、住民一人ひとりの暮らし方の問題になってきましたが、仮に大津と米原へ車で行った場合と、愛荘町住民が役場で済ませた場合をCO2排出量削減量で計算いたしますと、年間17.7tの削減となります。この場合の減炭費は、ガソリン1?当たりのCO2削減量は2.3kgとして計算いたしました。これは県の環境に聞きました。今後、詳細な詰め、それから県との協議、実施体制などの検討を進め、できるだけ早く早期にこの実施を目指したいと考えております。

6月議会閉会にあたりまして、議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご支援をお願いいたしまして、6月議会閉会にあたりましての御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(森隆一君) それでは、大変ご苦労さまでございました。閉会いたします。